

## 第3部 災害応急対策計画

|                     |     |                      |     |
|---------------------|-----|----------------------|-----|
| ① 災害応急対策の活動態勢 …………… | 97  | ⑩ 津波対策計画 ……………       | 178 |
| ② 災害救助法の適用 ……………    | 115 | ⑪ 消防計画 ……………         | 184 |
| ③ 公用負担 ……………        | 118 | ⑫ 海上等における応急対策計画 ………  | 191 |
| ④ 防災機関相互協力計画 ……………  | 120 | ⑬ 流木対策計画 ……………       | 194 |
| ⑤ 通信情報計画 ……………      | 131 | ⑭ 避難計画 ……………         | 195 |
| ⑥ 災害広報計画 ……………      | 141 | ⑮ 要配慮者及び避難行動要支援者対策…  | 217 |
| ⑦ 輸送計画 ……………        | 144 | ⑯ 帰宅困難者対策 ……………      | 223 |
| ⑧ 労務需給計画 ……………      | 149 | ⑰ 給水、食料・生活必需品供給計画 …… | 227 |
| ⑨ 水防計画 ……………        | 150 | ⑱ 医療救護計画 ……………       | 234 |
|                     |     | ⑲ 防疫及び保健衛生計画 ……………   | 241 |
|                     |     | ⑳ 障害物除去計画 ……………      | 245 |
|                     |     | ㉑ ごみ・し尿・がれき処理計画 ………  | 248 |
|                     |     | ㉒ 遺体の搜索、取扱い及び火葬計画 …… | 256 |
|                     |     | ㉓ 住宅応急対策計画 ……………     | 263 |
|                     |     | ㉔ 警備計画 ……………         | 268 |
|                     |     | ㉕ 救助・救急計画 ……………      | 272 |
|                     |     | ㉖ 応急教育計画 ……………       | 275 |
|                     |     | ㉗ 応急保育計画 ……………       | 278 |
|                     |     | ㉘ 応急学童育成計画 ……………     | 280 |
|                     |     | ㉙ 公共施設等応急対策計画 ……………  | 282 |
|                     |     | ㉚ ライフライン施設等応急対策計画 …… | 289 |

## 第1編 災害応急対策の活動態勢（区）

区は、第一次的防災機関として、区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、都防災計画及び区防災計画の定めるところにより、他の区市町村、都及び防災関係各機関並びに区内の公共的団体、中央区議会災害対策本部、防災区民組織及び防災拠点運営委員会等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、職員の安全確保に十分配慮の上、災害応急対策に努めるものとする。

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名 | 発災   | 1時間   | 24時間 | 72時間  |
|-----|--|-------|------|-------|
|     | 初動態勢の確立期   | 即時対応期 |      | 復旧対応期 |
| 本部  | 【職員の勤務時間内】<br>○本部の設置<br>○非常配備態勢の発令<br>○非常配備態勢の確立<br>○防災拠点の開設準備、避難者の受入れ等<br>（臨時非常配備職員の派遣）<br>○帰宅困難者への対応   |       |      |       |
|     | 【職員の勤務時間外】<br>○本部の設置<br>○非常配備態勢の発令<br>○職員の参集 → ○非常配備態勢の確立<br>○臨時非常配備の実施<br>○指定職員の参集 → ○臨時非常配備態勢の確立<br>○参集途上の区内被害状況を報告<br>○被災者の救助・救出<br>○防災拠点の開設準備、避難者の受入れ等<br>○帰宅困難者への対応<br>○臨時非常配備態勢の終了 |       |      |       |

## 第1章 災害発生時の態勢

### 第1 防災危機管理センター

平常時には区役所本庁舎1階に、平常時、区民に身近な防災、安全・安心の総合窓口として、普及啓発コーナーなど情報提供と相談に応じるスペースとしての防災危機管理センターを設置している。

災害、大規模事故等の事案が発生した時にはコーナーの展示物を移動し、情報収集・連絡の結節点として防災危機管理センターを設置する。開庁時間帯においては防災危機管理室が、休日、夜間においては警戒勤務の管理職員及び災害応急指令員が防災危機管理センターの態勢を立ち上げる。

なお、災害等による被害が拡大し本部を設置した場合も災対指令部として本部の機能を担うものである。

### 第2 災害対策本部設置に至らない災害等の態勢

被害状況や区民生活への影響度に応じたレベル1からレベル3の態勢により対応を行う。

第5部第2編第3章「区の態勢」(340ページ)を参照。

### 第3 災害対策本部への移行

災害対策基本法第2条第1号に定める災害で災害救助法施行令第1条に定める程度のものとなった場合には、本部を設置し対応する。

### 第4 関係法令等

#### 1 災害対策基本法第2条第1号

災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

#### 2 災害対策基本法施行令第1条

災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

#### 3 災害救助法施行令第1条

第3部第2編第1章「第1 災害救助法の適用基準」(115ページ)を参照。

## 第2章 災害対策本部の設置

本部の組織及び運営は、中央区災害対策本部条例(昭和38年3月条例第14号)、同条例施行規則(昭和38年5月規則第13号)及び中央区災害対策本部運営要綱に定めるところによる。

※中央区災害対策本部条例は、別冊資料(187ページ)を参照。

※中央区災害対策本部条例施行規則は、別冊資料(188ページ)を参照。

※中央区災害対策本部運営要綱は、別冊資料(195ページ)を参照。

### 第1 本部の組織

図1 本部組織図(107ページ)を参照。

### 第2 本部の運営

#### 1 本部の設置

(1) 区長は、区内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、非常配備態勢を発

令する必要があるとき、本部を設置する。

地震における本部設置は以下のとおりとする。

- ・区内で震度5強以上の地震が発生した場合は、本部を設置する。なお、震度に関わらず、被害状況等に応じて本部を設置する。

(2) 本部の部長の職に充てられている者（以下「部長」という。）は、本部を設置する必要があると認められるときは、防災危機管理室長に本部の設置を要請することができる。

(3) 防災危機管理室長は、上記(2)の申請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、本部員の職に充てられている者に協議して本部の設置を区長に要請する。

## 2 本部の設置場所

本部は、区役所本庁舎3階庁議室に設置する。

災害対策各部を本庁舎8階大会議室に設置する。

なお、本庁舎に設置することが困難な場合には、日本橋特別出張所、月島特別出張所等に設置することとする。

## 3 本部設置の通知

防災危機管理室長は、本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に本部の設置を通知しなければならない。

- (1) 部長
- (2) 都知事

部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

## 4 本部の廃止

区長（本部長）は、区の地域において災害が発生するおそれなくなったと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは、本部を廃止する。

## 5 区長が不在のときの本部長の代行者の指名順位は以下のとおりとする。

- (1) 副区長（2名）

（副区長の順位は、区長の職務を代理する副区長の順序を定める規則による。）

- (2) 教育長

## 6 各災害対策部部長の職務代理は以下のとおりとする。

- (1) 当該部の庶務担当課長
- (2) 当該災害対策部の管理職で組織順

## 7 各災害対策部課長の職務代理は以下のとおりとする。

- (1) 当該課の庶務担当係長
- (2) 当該課の係長で組織順

## 第3 本部長室の所掌事務

- 1 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
- 2 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 3 避難の勧告又は指示に関すること。
- 4 他の区市町村との相互応援に関すること。

### 第3部 災害応急対策計画

#### 第1編 災害応急対策の活動態勢

- 5 部長に対する事務委任に関すること。
- 6 都本部との連絡に関すること。
- 7 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- 8 公用令書による公用負担に関すること。
- 9 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- 10 部長会議の招集に関すること。

#### 第4 災害対策各部の所掌事務

表1 災害対策本部長室及び各部の所掌事務(108ページ)を参照。

### 第3章 職員の配備態勢

#### 第1 非常配備態勢

災害時における本部の非常配備態勢は、以下のとおりとする。

本態勢は、職員の勤務時間内外を問わず、本部の決定により適用されるものであり、職員は各態勢の配備基準に従って参集する。

なお、職員の活動態勢を長期間維持する必要がある場合には、本部は適宜職員態勢を検証し、区各部の非常時優先業務が継続して行うことができるよう職員の確保を図る。

| 態勢名       | 時期   | 態勢   | 配備基準         |
|-----------|--|--|--------------|
| 第1 非常配備態勢 | 概ね24時間後に災害が発生するおそれがあるとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。                   | 水防その他災害の発生を防ぐための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するために必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする。 | 通信情報活動に必要な人員 |
| 第2 非常配備態勢 | 概ね12時間後に災害が発生するおそれがあるとき、もしくは局地災害が発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。   | 本部職員の約3分の1をもってこれに当たり、第1 非常配備態勢を強化するとともに、局地災害に直ちに対処できる態勢とする。        | 本部職員の約3分の1   |
| 第3 非常配備態勢 | 事態が切迫し、相当の地域について災害が発生すると予想される時、もしくは発生したとき、又はその他の状況により本部長がこの指令を発したとき。 | 本部職員の半数以上をもってこれに当たり、相当地域の災害に直ちに対処できる態勢とする。                         | 本部職員の約2分の1   |
| 第4 非常配備態勢 | 災害が拡大し、第3 非常配備態勢では対処できないとき、又はその他の状況により、本部長がこの指令を発したとき。               | 本部の全力をもって当たる態勢とする。   | 本部の全力        |

※休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京に発生した場合は、第4 非常配備態勢が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。(本部運営要綱 第7)

※非常配備態勢別動員集計表は、別冊資料(69ページ)を参照。

## 第2 休日・夜間の態勢

### 1 警戒勤務

休日、夜間等に職員の連絡体制を確保するとともに、勤務時間外に発生する災害等の非常事態に対応するため、警戒勤務者(管理職)が輪番制により待機している。また、警戒勤務者を補佐し、情報収集及び情報の整理を行うため、応急指令員(会計年度任用職員)を配置している。

※中央区職員の警戒勤務に関する規程は、別冊資料(201ページ)を参照。

※中央区災害応急指令員勤務要領は、別冊資料(204ページ)を参照。

### 2 災害等発生時の態勢

休日・夜間に災害等が発生し、又は発生するおそれがあるときの臨時的な職員態勢は以下のとおりとする。

なお、本部の非常配備態勢が確立された場合は、非常配備態勢に移行する。

| 態 勢      | 設 置 基 準                         | 指 定 職 員   | 参 集 場 所                       |
|----------|---------------------------------|---|-------------------------------|
| 情報収集態勢   | 区内で震度4の地震が発生したとき                | 防災危機管理室職員   | 防災危機管理センター                    |
| 地震警戒態勢   | 区内で震度4かつ東京23区内で震度5弱以上の地震が発生したとき | 特別職、管理職、職務上参集が求められる係長(主査)、区内・隣接区(千代田区、港区、台東区、墨田区及び江東区)に居住する係長(主査)、防災危機管理室職員         | 防災危機管理センター                    |
| 臨時非常配備態勢 | 区内で震度5弱以上の地震が発生したとき             | 特別職、管理職、区内・隣接区に居住する係長(主査)、職務上参集が求められる係長(主査)、区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ区長が指定した者、防災危機管理室職員 | 防災拠点<br>指定された職場<br>防災危機管理センター |

※休日、夜間等の職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京に発生した場合は、本部の設置を待たず、第4非常配備態勢が指令されたものとみなし、あらかじめ指定された場所に参集する。

(本部運営要綱 第7)

※本表に定める設置基準は地震における基準であり、その他の災害においても必要に応じてそれぞれの態勢を敷く。

#### (1) 情報収集態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に災害等が発生した場合に、区内の被害等の情報を収集する態勢である。

##### ア 設置基準

区内で震度4の地震が発生したとき、又は、その他の災害において設置の必要があるとき。

##### イ 指定職員

防災危機管理室職員とする。

##### ウ 参集職員

防災危機管理室の管理職、係長及び係員各1名程度が参集する。

なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

エ 参集場所

防災危機管理センター

オ 職務内容

区施設及び区内の被害等の情報を収集する。

(2) 地震警戒態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に、臨時非常配備に準ずる災害等が発生し、区内でなんらかの被害が発生するおそれがある場合に対応する態勢である。

ア 設置基準

区内で震度4かつ東京23区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は、その他の災害において設置の必要があるとき。

イ 指定職員

特別職、管理職、職務上参集が求められる係長（主査）、区内・隣接区に居住する係長（主査）及び防災危機管理室職員とする。

ウ 参集職員

指定職員のうち、特別職、各部局長、区内・隣接区に居住する課長、職務上参集が求められる課長、係長（主査）及び防災危機管理室職員が参集する。

参集職員は、緊急時職員参集システムにより、参集の所要時間等を本部へ連絡するほか、参集途上の区内被害状況等を所定のアドレスに適宜報告するとともに、参集時に防災危機管理センターに報告する。

なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

令和2年4月1日時点の指定職員は177人、参集職員66人である。

エ 参集場所

防災危機管理センター

オ 職務内容

(ア) 本部班

- ・各班において収集した情報の整理・分析と対応策の検討
- ・区長等への報告
- ・現地確認班との連絡
- ・情報の記録と管理

(イ) 情報連絡班

- ・庁内及び区内の連絡・指示
- ・都、消防、警察、交通機関、ライフライン事業者等からの情報収集

(ウ) 現地確認班

- ・庁有車等による区内パトロール（建物・道路被害等の確認）
- ・被災情報のあった現場への職員の派遣
- ・区施設の被害状況（人的被害を含む）の把握

(エ) 広報班



- ・災害情報の広報（スピーカー付き庁有車、防災行政無線等）
- ・マスコミ対応等
- ・区民からの問合せ対応

(3) 臨時非常配備態勢

休日、夜間等の職員の勤務時間外に地震災害等非常事態が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、本部の非常配備態勢が確立するまでの間、非常事態に即応するため、臨時的に職員を配備する態勢である。

ア 設置基準

区内で震度5弱以上の地震が発生したとき、又は、その他の災害において設置の必要があるとき。

イ 指定職員

特別職、管理職、職務上参集が求められる係長（主査）、区内・隣接区に居住する係長（主査）、区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ指定された者及び防災危機管理室職員とする。

ウ 参集職員

指定職員のうち、地震発生時における参集職員は、下表のとおりとする。

参集職員は、緊急時職員参集システムにより、参集の所要時間等を本部へ連絡するほか、参集途上の区内被害状況等を所定のアドレスに適宜報告するとともに、参集時に防災危機管理センターに報告する。

なお、参集職員以外の指定職員は、常時連絡がとれる状態を保ち自宅等で待機する。

令和2年4月1日時点の指定職員は、461人である。

| 区内震度   | 参集職員   |
|--------|--|
| 震度5弱   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職</li> <li>・各部局長</li> <li>・区内・隣接区に居住する課長</li> <li>・職務上参集が求められる課長、係長（主査）</li> <li>・防災拠点に参集する職員のうちあらかじめ指定された者</li> <li>・防災危機管理室職員</li> </ul>   |
| 震度5強以上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職</li> <li>・各部局長</li> <li>・区内・隣接区に居住する課長</li> <li>・職務上参集が求められる課長、係長（主査）</li> <li>・区内・隣接区に居住する職員のうちあらかじめ指定された者</li> <li>・防災危機管理室職員</li> </ul> |

※本表に定める参集基準は地震における基準であり、その他の災害においても必要に応じてそれぞれの態勢を敷く。

エ 参集場所

(7) 防災拠点

防災拠点を参集場所に指定された職員、学校に勤務する指定職員

※防災拠点については、第3部「第14編 避難計画」(195ページ)を参照。

※平日の日中に発災した場合であっても、原則として防災拠点を参集場所に指定された臨時非常配備職員を最初に派遣する。

※女性視点での避難所運営を推進していくため、女性職員を一定数指定している。

(イ) 出張所、保健所・保健センター及び情報システム課

日本橋特別出張所、月島特別出張所、中央区保健所、日本橋保健センター、月島保健センター及び情報システム課に勤務する指定職員

(ロ) 福祉センター、子ども発達支援センター

福祉センター、子ども発達支援センターに勤務する指定職員

(エ) 防災危機管理センター

上記以外の指定職員

オ 職務内容

防災危機管理センターにおける主な任務は、次のとおりとする。

- ・ 防災危機管理センターの設置及び災害対策本部の開設準備
- ・ 庁内放送及び来庁者の確認・保護
- ・ 防災行政無線等による緊急情報の発信
- ・ 参集職員の集計及び名簿の作成
- ・ 都及び防災関係機関との連絡・報告等
- ・ 住民等からの問合せ対応
- ・ 住民等への災害情報の広報
- ・ 災害情報及び区内の被害情報の収集
- ・ 区施設等の被害確認
- ・ 防災拠点及び福祉避難所の状況確認、開設準備等
- ・ 帰宅困難者一時滞在施設の状況確認
- ・ 区長等への報告

カ 臨時非常配備態勢の終了

指定職員は、本部の非常配備態勢が整い区各部から派遣された職員と交代するまで指定された任務を行う。本部の指示により交代した場合は、各自の所属する区各部の指示に従う。

※中央区職員の臨時非常配備に関する規定は、別冊資料(223ページ)を参照。

### 第3 緊急時職員参集システム

区では、一定の条件の災害が発生した場合、指定された職員に災害情報と安否・参集確認のメールを配信し、安否・参集可否のメールを返信してもらう緊急時職員参集システムを導入している。利用者登録は、メールが利用でき、ホームページへのアクセスが行える携帯端末から登録用ホームページへアクセスして行い、職員からの安否・参集可否情報を防災危機管理センターで把握する。

全職員を登録対象とし、地震発生時にはそれぞれの参集(待機)条件に該当する災害が発生した場合、自動でメールを配信する。また、水防本部を含め、手動でのメール配信により、状況に応じ、柔軟な参集態勢を築くことができる。その他、全登録者に気象警報を配信する。

## 第4章 業務継続計画の策定

大規模地震が発生した場合に備えて非常時優先業務をあらかじめ選定し、必要な対策を実施することにより、区政の早期復旧を図り、区民の生命、生活及び財産を災害から保護する必要がある。

本区では業務継続計画（地震編）を平成23年度作成したが、毎年度業務継続マネジメント（BCM）を推進し、PDCAサイクル（PLAN、DO、CHECK、ACT）を通じて本計画を持続的に改善していく。

また、区では災害発生時の迅速かつ的確な初動態勢を確立するため「災害時職員行動マニュアル」の中で、具体的な運用手順を定めている。

図1 本部組織図（令和3年3月15日現在）



表1 災害対策本部長室及び各部の所掌事務

| 部 名                                       | 課 名  | 課 の 分 掌 事 務  |
|---|--|--|
| 本 部 長 室                                   |  | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部の非常配備態勢及び廃止に関する事。</li> <li>2 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。</li> <li>3 避難の勧告又は指示に関する事。</li> <li>4 他の区市町村との相互応援に関する事。</li> <li>5 部長に対する事務委任に関する事。</li> <li>6 都本部との連絡に関する事。</li> <li>7 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関する事。</li> <li>8 公用令書による公用負担に関する事。</li> <li>9 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。</li> <li>10 部長会議の招集に関する事。</li> <li>11 その他重要な災害対策に関する事。</li> </ol>  |
| 災 対 指 令 部<br><br>部長 防災危機管理室長<br>補佐 監査事務局長 | 総 合 調 整 課<br><br>課長 危機管理課長<br>補佐 防 災 課 長<br>同 副 参 事<br>(総合調整・特命担当)<br>同 副 参 事<br>(生活安全・特命担当)<br>同 商工観光課長<br>同 副 参 事<br>(産業振興・特命担当)<br>同 危機管理担当係長<br>同 防災担当係長<br>同 防災調整担当係長 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害対策の総合調整に関する事。</li> <li>2 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関する事。</li> <li>3 災害救助法の適用の要請に関する事。</li> <li>4 被災者の収容計画に関する事。</li> <li>5 災害応急物資及び災害応急食料の調達、配分に関する事。</li> <li>6 帰宅困難者対策に関する事。</li> <li>7 他の部に属しないこと。</li> </ol>  |
|   | 指 令 通 信 課<br><br>課長 地域振興課長<br>補佐 選挙管理委員会事務局長<br>同 防災担当係長   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。</li> <li>2 本部長室の指令の伝達に関する事。</li> <li>3 災害対策活動の記録に関する事。</li> <li>4 本部長室における情報収集に関する事。</li> <li>5 災害情報の総括に関する事。</li> <li>6 情報及び報告の受理並びに本部長室への伝達に関する事。</li> <li>7 防災行政無線による情報の伝達に関する事。</li> <li>8 地域防災無線の受発信に関する事。</li> <li>9 東京都防災行政無線の受発信に関する事。</li> <li>10 日本赤十字社東京都支部との連絡調整に関する事。</li> <li>11 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。</li> <li>12 部内他の課への協力に関する事。</li> <li>13 部内他の課に属しないこと。</li> </ol> |

| 部 名  | 課 名  | 課 の 分 掌 事 務   |
|--|--|---|
| 災害総務部<br>部長 総務部長<br>補佐 会計管理者<br>同 議会局長<br>同 参事<br>(連絡調整・特命担当)  | 総務課<br>課長 総務課長<br>補佐 秘書室長<br>同 議会局次長<br>同 組織・本庁舎整備等<br>担当課長<br>同 法務担当課長<br>同 副参事<br>(業務改善・特命担当)<br>同 副参事<br>(特命担当) | 1 本部長室及び他の部との連絡に関する事<br>2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事<br>3 本部長室及び部長会議の庶務に関する事<br>4 議会との連絡その他渉外事務に関する事<br>5 来庁者の救護及び避難誘導に関する事<br>6 庁内放送に関する事<br>7 車両の配車及び運転に関する事<br>8 災害対策関係文書事務に関する事<br>9 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>10 部内他の課に属しない事 |
|  | 職員課<br>課長 職員課長   | 1 本部職員の動員及び適正配置に関する事<br>2 本部職員の給与及び被服に関する事<br>3 本部職員の給食及び宿泊施設の確保に関する事<br>4 本部職員の医療救護及び公務災害に関する事<br>5 部内他の課及び他の部への協力に関する事  |
|  | 経理課<br>課長 経理課長   | 1 災害対策に必要な物資及び資材の調達に関する事<br>2 災害応急対策に必要な車両、舟艇等の調達に関する事<br>3 災害に際し応急措置の業務に従事する者に関する事<br>4 区が管理する財産の被害調査の総括に関する事<br>5 部内他の課及び他の部への協力に関する事   |
|  | 出納課<br>課長 会計室長   | 1 災害対策に関する現金の出納及び保管に関する事<br>2 災害対策に関する決算調製に関する事<br>3 災害対策に必要な物品の出納及び保管に関する事<br>4 部内他の課及び他の部への協力に関する事  |
|  | 協力課<br>課長 税務課長   | 1 災証明の交付に関する事<br>2 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営の協力に関する事<br>3 部内他の課及び他の部への協力に関する事   |
| 災害財政広報部<br>部長 企画部長<br>補佐 参事<br>(オリンピック・パラ<br>リンピック調整・特<br>命担当) | 財政広報課<br>課長 政策企画課長<br>補佐 財政課長<br>同 広報課長<br>同 オリンピック・パラ<br>リンピック調整担当課長<br>同 副参事<br>(計画・特命担当)                        | 1 本部長室及び他の部との連絡に関する事<br>2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事<br>3 報道機関との連絡に関する事<br>4 災害に関する総合的な調査及び記録に関する事<br>5 災害時用ホームページ等による広報及び広聴に関する事<br>6 災害対策関係予算事務の総括に関する事<br>7 生活復興計画に関する事<br>8 部内他の課及び他の部への協力に関する事<br>9 部内他の課に属しない事              |

第3部 災害応急対策計画  
第1編 災害応急対策の活動態勢

| 部 名   | 課 名  | 課 の 分 掌 事 務  |
|---|--|--|
|   | 情 報 シ ス テ ム 課<br>課長 情報システム課長                       | 1 情報機器の保全及び復旧並びに情報処理システムの運用確保に関する事<br>2 新富分庁舎の管理及び保全に関する事<br>3 部内他の課及び他の部への協力に関する事   |
| 災 対 区 民 部<br>部長 区民部長<br>補佐<br>同   | 区 民 第 一 課<br>課長 区民生活課長<br>補佐 文化・生涯学習課長<br>同 スポーツ課長 | 1 本部長室及び他の部との連絡に関する事<br>2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事<br>3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>4 区内の災害状況の調査及び報告に関する事<br>5 災害応急物資及び災害応急食料の配送に関する事<br>6 地域内輸送拠点の開設に関する事<br>7 区役所管内を中心とする災害状況の調査及び報告に関する事<br>8 区役所管内を中心とする被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事<br>9 外国人の対応に関する事<br>10 安否情報の提供に関する事<br>11 通訳ボランティアの受入れに関する事<br>12 区民第二課及び区民第三課への協力に関する事 |
|   | 区 民 第 二 課<br>課長 日本橋特別出張所長                          | 1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>2 日本橋特別出張所管内の災害状況の調査及び報告に関する事<br>3 日本橋特別出張所管内の被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事<br>4 安否情報の提供に関する事   |
|   | 区 民 第 三 課<br>課長 月島特別出張所長                           | 1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>2 月島特別出張所管内の災害状況の調査及び報告に関する事<br>3 月島特別出張所管内の被災者の救出、避難誘導、避難収容及び避難状況の調査に関する事<br>4 安否情報の提供に関する事   |
| 災 対 福 祉 保 健 部<br>部長 福祉保健部長<br>補佐 福祉事務所長<br>同 高齢者施策推進室長<br>同 参事<br>(連絡調整・特命担当) | 管 理 課<br>課長 管理課長<br>補佐 保険年金課長                      | 1 本部長室及び他の部との連絡に関する事<br>2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事<br>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する事<br>4 応急仮設住宅の入居者の支援に関する事<br>5 義援金品の受領及び配分に関する事<br>6 被災者の生活再建の支援に関する事<br>7 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>8 一般ボランティアの総合調整に関する事<br>9 医療ボランティアの受入れに関する事<br>10 医療機関との調整に関する事<br>11 医薬品及び医療資器材の調達に関する事<br>12 部内他の課に属しない事                        |



| 部 名                                      | 課 名   | 課 の 分 掌 事 務  |
|--|---|--|
|  | 子 育 て 支 援 課<br>課長 子育て支援課長<br>補佐 保 育 課 長<br>同 副 参 事<br>(保育指導・特命担当) | 1 所管施設の防災並びに利用児童の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事<br>2 応急保育に関する事<br>3 部内他の課及び他の部への協力に関する事   |
|  | 子ども家庭支援センター<br>課長 子ども家庭支援センター<br>所長                               | 1 所管施設の防災並びに利用者の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事<br>2 応急学童に関する事<br>3 部内他の課及び他の部への協力に関する事  |
|  | 生 活 支 援 課<br>課長 生活支援課長  | 1 身元不明者の調査に関する事<br>2 被災被保護世帯の援護相談に関する事<br>3 部内他の課及び他の部への協力に関する事  |
|  | 障 害 者 福 祉 課<br>課長 障害者福祉課長   | 1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事<br>2 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>3 部内他の課及び他の部への協力に関する事  |
|  | 福 祉 セ ン タ ー<br>課長 福祉センター所長<br>補佐 子ども発達支援センター<br>所長                | 1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事<br>2 所管施設の防災並びに利用者の避難誘導及び保護者への引渡しに関する事<br>3 部内他の課及び他の部への協力に関する事   |
|  | 高 齢 者 福 祉 課<br>課長 高齢者福祉課長<br>補佐 介護保険課長                            | 1 福祉避難所の設置、管理及び運営に関する事<br>2 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>3 避難行動要支援者の安否の確認に関する事<br>4 部内他の課及び他の部への協力に関する事   |
| (災対社会福祉協議会)                              | ボ ラ ン テ ィ ア 課   | 1 中央区災害ボランティアセンターの設置に関する事  |
| 災 対 保 健 所 部<br>部長 中央区保健所長<br>補佐 保健衛生担当部長 | 生 活 衛 生 課<br>課長 生活衛生課長<br>補佐 受動喫煙対策担当課長                           | 1 本部長室及び他の部との連絡に関する事<br>2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事<br>3 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>4 医療救護所の開設に関する事<br>5 食品衛生検査に関する事<br>6 被災地等での環境衛生及び飲食による危害防止に関する事<br>7 区役所管内を中心とする被災地等での消毒に関する事<br>8 遺体収容所等の設置、管理及び運営に関する事<br>9 動物の保護に関する事<br>10 明石町分庁舎の管理及び保全に関する事<br>11 部内他の課への協力に関する事<br>12 部内他の課に属しないこと |



第3部 災害応急対策計画  
第1編 災害応急対策の活動態勢

| 部 名                        | 課 名   | 課 の 分 掌 事 務   |
|----------------------------|---|---|
|                            | 救 護 防 疫 第 一 課<br>課長 健康推進課長<br>補佐 ワクチン接種等担当課長                | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区役所管内を中心とする医療救護所の設置、管理及び運営に関する事。</li> <li>2 医療救護に関する事。</li> <li>3 医師会等への協力に関する事。</li> <li>4 災害拠点病院等への連絡に関する事。</li> <li>5 区役所管内を中心とする被災地等での感染症、防疫及び健康管理に関する事。</li> </ol>  |
|                            | 救 護 防 疫 第 二 課<br>課長 日本橋保健センター所長                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。</li> <li>2 日本橋特別出張所管内医療救護所の設置、管理及び運営に関する事。</li> <li>3 日本橋特別出張所管内被災地等での消毒、感染症、防疫及び健康管理に関する事。</li> <li>4 医療救護に関する事。</li> <li>5 医師会等への協力に関する事。</li> </ol>   |
|                            | 救 護 防 疫 第 三 課<br>課長 月島保健センター所長                              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。</li> <li>2 月島特別出張所管内医療救護所の設置、管理及び運営に関する事。</li> <li>3 月島特別出張所管内被災地等での消毒、感染症、防疫及び健康管理に関する事。</li> <li>4 医療救護に関する事。</li> <li>5 医師会等への協力に関する事。</li> </ol>   |
| 災 対 環 境 土 木 部<br>部長 環境土木部長 | 管 理 課<br>課長 環境政策課長<br>補佐 環境推進課長<br>同 副 参 事<br>(交通安全対策・特命担当) | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部長室及び他の部との連絡に関する事。</li> <li>2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事。</li> <li>3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。</li> <li>4 応急給水に関する事。</li> <li>5 被災地等の環境整備に関する事。</li> <li>6 応急土木資材の調達及び運用に関する事。</li> <li>7 水防関係機関等との連絡に関する事。</li> <li>8 気象、水位及び流量に関する情報資料の収集及び伝達に関する事。</li> <li>9 災対総務部への協力に関する事。</li> <li>10 部内他の課に属しない事。</li> </ol>  |
|                            | 土 木 課<br>課長 道路課長<br>補佐 水とみどりの課長                             | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょう、河川、堤防、公園等の点検、整備及び復旧に関する事。</li> <li>2 公衆便所及び街路灯の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>3 道路管理者等との連絡調整に関する事。</li> <li>4 工事現場等の防護措置等の技術的指導に関する事。</li> <li>5 障害物の除去に関する事。</li> <li>6 被災地等の清掃に関する事。</li> <li>7 遺体の捜索、収容、搬送及び火葬に関する事。</li> <li>8 河川の水防及び復旧に関する事。</li> <li>9 排水対策に関する事。</li> <li>10 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事。</li> <li>11 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事。</li> <li>12 災対総務部への協力に関する事。</li> </ol> |

| 部 名                            | 課 名   | 課 の 分 掌 事 務   |
|--------------------------------|---|---|
|                                | 清 掃 課<br>課長 中央清掃事務所長  | 1 ごみ及びし尿の処理に関する事<br>2 部内他の課及び他の部への協力に関する事   |
| 災 対 都 市 整 備 部<br>部長 都市整備部長     | 整 備 計 画 課<br>課長 都市計画課長<br>補佐 地域整備課長<br>同 住 宅 課 長<br>同 都市計画事業担当課長<br>同 副 参 事<br>(まちづくり事業・<br>特命担当)<br>同 副 参 事<br>(本庁舎等施設再編整備・<br>特命担当) | 1 本部長室及び他の部との連絡に関する事<br>2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事<br>3 被災住宅の応急措置に関する事<br>4 都市復興計画に関する事<br>5 住宅の防災性能の強化に関する事<br>6 災対総務部への協力に関する事<br>7 部内他の課に属しない事                                       |
|                                | 建 築 課<br>課長 建 築 課 長   | 1 建物のり災の程度の調査に関する事<br>2 応急建築資材の調達及び運用に関する事<br>3 建物の災害復旧及び応急復旧の技術的指導に関する事<br>4 民間被災建築物の応急危険度判定に関する事<br>5 応急危険度判定ボランティアの受入れに関する事<br>6 都が行うがれき処理への協力窓口に関する事<br>7 部内他の課及び他の部への協力に関する事 |
|                                | 営 繕 課<br>課長 営 繕 課 長   | 1 応急仮設住宅の建設に関する事<br>2 庁舎その他の建造物の応急整備及び修繕に関する事<br>3 部内他の課及び他の部への協力に関する事  |
|                                | ( 災 対 公 社 課 )<br>まちづくり事業部長  | 1 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関する事<br>2 部内他の課及び他の部への協力に関する事   |
| 災 対 教 育 部<br>部長 教育委員会<br>事務局次長 | 庶 務 課<br>課長 庶 務 課 長<br>補佐 学校開設準備担当課長  | 1 本部長室及び他の部との連絡に関する事<br>2 部所属職員の出勤状況の把握に関する事<br>3 応急教育資材の調達に関する事<br>4 東京都教育庁との連絡に関する事<br>5 部内他の課に属しない事  |

第3部 災害応急対策計画

第1編 災害応急対策の活動態勢

| 部 名 | 課 名   | 課 の 分 掌 事 務  |
|-----|---|--|
|     | <p>教 育 課</p> <p>課長 学 務 課 長<br/> 補佐 学校施設課長<br/> 同 指 導 室 長<br/> 同 教育支援担当課長<br/> 同 図書文化財課長</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管教育施設、教具設備等の維持及び管理並びに防災に関すること。</li> <li>2 所管教育施設の幼児及び生徒の避難誘導及び保護者への引渡しに関すること。</li> <li>3 所管施設の防災及び利用者の避難誘導に関すること。</li> <li>4 被災者の収容に関すること。</li> <li>5 避難所及び収容施設の設置、管理及び運営に関すること。</li> <li>6 被災児童及び生徒の調査に関すること。</li> <li>7 応急教育資材の配分に関すること。</li> <li>8 被災学校の保健衛生及び給食指導に関すること。</li> <li>9 応急教育実施の指導に関すること。</li> <li>10 応急教育実施者の確保に関すること。</li> <li>11 文化財の被害状況の調査及び保全に関すること。</li> <li>12 部内他の課及び他の部への協力に関すること。</li> </ol> |

## 第2編 災害救助法の適用（区・都）

災害により本区内に大きな被害が発生したときは、区長は、都知事に災害救助法の適用を申請（被害の報告）し、応急的な救助により被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

### 第1章 災害救助法の適用基準

#### 第1 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本区における具体的な適用基準（平成27年10月1日国勢調査時点）は、次のいずれかに該当する場合である。

- 1 区の区域内の住家の滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- 2 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、うち区の区域内の住家の滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- 3 都の区域内の住家の滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合であって、区の区域内の被災世帯数が多数であること。
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、関係法令で定める基準に該当するとき。

#### 第2 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### 第3 住家の滅失等の認定

##### 1 住家の滅失等の認定

##### (1) 住家全壊（全焼・全流失）

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

##### (2) 住家半壊（半焼）

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

<参考>

「大規模半壊」（被災者生活再建支援法の区分）

半壊のうち、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

「中規模半壊」

半壊のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要するもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害30%以上40%未満のものとする。

「準半壊」

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

「一部損壊」

準半壊にいたらない程度の住宅の破損で、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のものとする。

## 2 世帯及び住家の単位

### (1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

### (2) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

## 第2章 災害救助法の適用手続

### 第1 都知事への報告

災害に際し、区における災害が、本編第1章「第1 適用基準」(115ページ)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は直ちにその旨を都知事に報告する。

なお、災害の事態が急迫し、都知事による救助の実施を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置について都知事の指揮を受けなければならない。

### 第2 都総務局への要請

区長は、災害救助法の適用を要請する場合、都総務局(総合防災部)に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

- 1 災害発生の日時及び場所
- 2 災害の原因及び被害の状況
- 3 適用を必要とする理由
- 4 適用を必要とする地域

- 5 適用を必要とする期間
- 6 すでにとった救助措置及びとろうとする救助措置
- 7 その他必要な事項

### 第3 災害救助法による救助内容

- 1 避難所及び収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与
- 3 飲料水の供給
- 4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 5 医療及び助産
- 6 被災者の救出
- 7 被災した住宅の応急修理
- 8 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 9 学用品の給与
- 10 埋葬
- 11 死体の捜索及び取扱い
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去
- 13 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

※災害救助法による救助の程度、方法及び期間については、別冊資料(71ページ)を参照。

### 第4 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、区長は都知事に報告するものとする。

※救助実施記録日計票等の様式については、別冊資料(79ページ)を参照。

## 第3編 公用負担

区長は、区の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、公用負担等を命じることができる。

### 第1 公用負担の種類

区長（水防管理者）が災害時に命じることができる公用負担の種類は、次のとおりである。

| 根拠法     | 命令の種類               | 従事事務又は物件等の内容   | 従事命令等対象者             | 備考  |
|---------|---------------------|--|----------------------|-----|
| 災害対策基本法 | 一時使用<br>使用・収用<br>除去 | 1 土地、建物その他の工作物の一時使用<br>2 土石、竹木その他の物件の使用及び収用<br>3 災害を受けた工作物又は物件で応急措置に支障となるものの除去その他の措置 | 占有者、所有者等             | 64条 |
|         | 従事命令                | 応急措置全般   | 1 区域内の住民<br>2 現場にある者 | 65条 |
| 水防法     | 一時使用<br>使用・収用<br>処分 | 1 土地の一時使用<br>2 土石、竹木その他資材の使用及び収用<br>3 車両、その他の運搬用機器若しくは排水用機器の使用<br>4 工作物、その他障害物の処分    | 占有者、所有者等             | 28条 |
|         | 従事命令                | 水防全般   | 1 区域内の住民<br>2 現場にある者 | 24条 |

### 第2 公用負担の権限

公用負担の権限は、区長（水防管理者）若しくはその委任を受けて区長の職権を行う区職員が行使するが、区長若しくは当該職員がいないとき又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官、若しくは消防機関の長が、区長の職権を行使することができる。（災害対策基本法第64条及び水防法第28条）

この場合、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書をその他これらの委任を受けた者にあつては、公用負担権限委任証明書を携帯し、必要ある場合にはこれを提示する。

### 第3 公用負担命令票

災害対策基本法第64条及び水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、公用負担の対象となる物件、数量、負担内容、期間、適用等必要事項を記載した公用命令票を作成し、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準じるべき者に手渡す。

ただし、現場の事情により、その時間的余裕がないときは、事後において速やかに処理する。

### 第4 損失補てん

区は、公用負担権限行使によって損失を受けた者に対して、法に基づき、時価によりその損失を補償する。

なお、従事命令により従事した者に対しては実費弁償を行わない。ただし、応急措置業務等に従事したことにより、死傷等をしたときは、条例の定めに従い損害補償する。

※災害に際し応急措置の業務等に従事した者に係る損害補償に関する条例は、別冊資料(205ページ)を参照。

| 公 用 負 担 命 令 票                   |     |                  |     |     |
|---------------------------------|-----|------------------|-----|-----|
| 住所                              |     |                  |     |     |
| 氏名                              |     |                  |     |     |
| 第                               | 号   | 負担者              |     |     |
| 物 件                             | 数 量 | 負担内容 (使用、収用、処分等) | 期 間 | 摘 要 |
| 〇〇法第〇条の規定により右物件を収用 (使用又は処分) する。 |     |                  |     |     |
| 年 月 日                           |     |                  |     |     |
| 命令者 身分 氏 名                      |     |                  | 印   |     |



## 第4編 防災機関相互協力計画（各機関）

### 第1章 防災関係各機関との協力計画

第1 区は、区内における災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、防災関係各機関と協力し応急対策の実施にあたるものとする。

第2 区は、本章第1（120ページ）の場合に備え、平素から防災関係各機関と協議し、協力態勢の確立を図るものとする。

第3 区及び防災関係各機関は、災害対策上必要な資料又は調査研究の成果を相互に交換するものとする。また、災害対策本部を設置したときには、情報の収集、交換及び連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講ずるものとする。

### 第2章 都との協力計画

第1 区は、都と災害対策上必要な資料の交換等平素より連絡を密にし、災害時には被害を最小限に食い止めるため一層その強化に努めるとともに、協力して区内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

第2 区長（本部長）は、災害が発生し、区的能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、都又は他の区あるいは自衛隊等の協力について、必要に応じ本編第7章「自衛隊災害派遣要請計画」（126ページ）の定める手続により要請する。

第3 区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区の区域内で行われる都の応急対策について、積極的に協力するものとする。

### 第3章 特別区相互支援・協力計画

#### 第1 方針

被災区独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない大規模災害時に、支援区（被災を免れた区又は被災の軽微な区）が連携して被災区を支援するための相互支援・協力体制を特別区間で確立する。

#### 第2 支援の方法

被災区への支援が必要と認められたときは、支援区内に特別区支援対策本部を設置し、支援区は、被災区に対して応援職員の派遣、備蓄物資の提供及び被災区の負担を軽減するために必要な活動を積極的に行う。

#### 第3 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定

迅速な支援活動を行うため、東京23区間で協定を締結している。今後も引き続き応援業務の共通マニュアル化、書式の標準化等に努める。

平成26年3月 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定を締結

※特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定は、別冊資料(265ページ)参照。

## 第4章 他区市町村協力計画

第1 災害時における応急対策の万全を期するため、他区と平素より協力態勢の確立に努めるものとする。さらに、遠隔地に存する市町村との災害時における相互応援協力態勢を拡充する。

平成7年7月 山形県東根市と災害時相互援助協定を締結

平成8年7月 岡山県玉野市と災害時相互援助協定を締結

平成19年1月 千葉県銚子市と災害時相互援助協定を締結

平成24年4月 宮城県石巻市と災害時相互援助協定を締結

平成26年11月 山梨県富士河口湖町と災害時相互援助協定を締結

※東京都中央区と山形県東根市との災害時相互援助協定書は、別冊資料(268ページ)を参照。

※東京都中央区と岡山県玉野市との災害時相互援助協定書は、別冊資料(269ページ)を参照。

※東京都中央区と千葉県銚子市との災害時相互援助協定書は、別冊資料(271ページ)を参照。

※東京都中央区と宮城県石巻市との災害時相互援助協定書は、別冊資料(273ページ)を参照。

※東京都中央区と山梨県富士河口湖町との災害時相互援助協定書は、別冊資料(275ページ)を参照。

第2 災害対策基本法第67条の規定に基づき、区が他の区市町村に対し応援を求め又は応援をする場合、その事務が円滑に行われるようあらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について協議しておくものとする。

## 第5章 人的受援体制

### 第1 方針

大規模災害が発生し、区の体制のみでは十分な災害対応が実施できないと見込まれるときは、都や協定自治体等に速やかに応援を要請することとなる。このため、円滑に応援職員を受け入れられるよう、あらかじめ対象業務や応援要請の手順などの体制を整備しておく。

### 第2 人的支援の枠組み

本区のほか、国や都などにおける人的支援の基本的な枠組みは、以下のとおりである。

| 基本的な枠組み         | 応援の種類・その主体                              |
|-----------------|---|
| 区の協定による枠組み      | 他市町村との応援協定や事業者との協定に基づく応援                |
|                 | 特別区相互支援・協力計画に基づく応援                      |
| 都道府県による枠組み      | 都道府県間相互の応援協定や都と民間事業者等との協定に基づく応援         |
| 全国自治体間の枠組み      | 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく応援         |
|                 | 全国市長会等の調整による応援                          |
|                 | 被災市区町村対応応援職員確保システムによる応援                 |
| 国や指定公共機関等による枠組み | 消防庁、警察庁、自衛隊、国土交通省、厚生労働省、環境省等による定型化された応援 |

### 第3 受援対象業務

災害対応においては多くの対応すべき事案や業務が発生するが、そうした状況にあっても混乱することなく、円滑に応援職員を受け入れられるよう、事前に人的支援の対象業務を想定しておくことが重要である。本区において想定される主な業務は以下のとおりであり、今後、各業務における応援要請時期の目安や優先度等の詳細について整理していく。

- ・避難所運営
- ・物資仕分け・荷下ろし等
- ・住家被害認定調査
- ・り災証明交付
- ・被災建築物応急危険度判定
- ・災害廃棄物の処理
- ・道路・橋梁等応急復旧

この他にも、被害状況によってさまざまな業務が受援対象となることが想定される。

### 第4 応援職員の要請

区の体制のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合には、速やかに応援要請を行う。

#### 1 都本部への応援要請

避難所の運営や物資の仕分けなど都が広域応援協定を締結している全国知事会や九都県市等との応援派遣スキームに基づく業務については、速やかに都本部（人員調整部門）に対し、以下の手順で応援要請を行う。

- (1) 各業務担当者は、不足する人員を算出し、区各部でその情報をとりまとめ、災対総務部に報告する。
- (2) 災対総務部は、区各部からの情報をとりまとめて、区全体で不足する人員を把握し、都本部（人員調整部門）に人員を要請する。
- (3) 災対総務部は、都からの応援要請結果（カウンターパート団体の決定等）の通知を受けた後、区各部に応援職員を振り分ける。  
※応援職員に対しては、被災状況、業務内容等に係るガイダンスを行う。
- (4) 災対総務部は、都及びカウンターパート団体の情報連絡員等と定期的な調整会議を開催するなど、進捗状況の把握及び今後の応援職員の見通しについて情報共有を図る。

#### 2 都各機関及び国等への応援要請

民間住宅等の応急危険度判定や保健師の派遣など都各局との個別協定等による要請手続きが定められている業務や、災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）など国が所管する専門分野に関する業務などの受援については、各業務を担当する災対部から、直接都各機関や国等に応援要請を行う。

#### 3 協定自治体等への応援要請

災害時相互援助協力協定を締結した自治体については、災対総務部が必要人員を取りまとめ、全体の調整をしたうえで、各自治体に応援要請を行う。

#### 4 応援職員の受入れ環境の確保

災害時に応援職員等を円滑に受け入れ、能力を発揮してもらえるよう、応援職員等の執務スペースや業務に必要な文具、資器材などの環境を可能な限り確保する。また、応援職員等の宿泊場

所は、応援側で準備することが基本であるが、宿泊場所の確保が困難な場合もあることから、可能な限り、紹介可能な宿泊場所等をリスト化しておくこととする。

### 第5 応援職員の処遇及び経費負担

応援職員の処遇及び経費負担については、災害対策基本法第32条、第92条、同施行令第17条、第18条、第19条及び地方自治法第252条の17に定めるところによる。

- 1 国から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに都道府県、他区市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、本章第5「3 経費負担方法一覧」(123ページ)のとおりである。(災害対策基本法施行令第18条、地方自治法第252条の17(派遣職員))
- 2 指定公共機関等が区に協力した場合の経費負担については、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。
- 3 経費負担方法一覧

#### (1) 国から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

| 給与等の種別   | 給与等支払者 | 経費負担 |
|--|--------|------|
| 俸給の特別調整額<br>本府省業務調整手当<br>初任給調整手当<br>専門スタッフ職調整手当<br>扶養手当<br>地域手当<br>広域異動手当<br>研究員調整手当<br>住居手当<br>特勤勤務手当<br>特勤勤務手当に準ずる手当<br>期末手当<br>勤勉手当<br>寒冷地手当<br>公務災害補償に要する費用又はこれらに相当するもの<br>共済制度による給付で、国が負担した負担金のうち派遣職員に係る額 | 国      | 区    |
| 退職手当<br>共済制度による給付  | 国      | 区    |

#### (2) 都道府県、区市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

| 給与等の種別                  | 給与等支払者            | 経費負担              |
|-------------------------|-------------------|-------------------|
| 給料<br>手当(退職手当を除く)<br>旅費 | 派遣した都道府県、区<br>市町村 | 区                 |
| 退職手当<br>退職年金又は退職一時金     |                   | 派遣した都道府県、区<br>市町村 |

## 第6章 物的受援体制

### 第1 方針

区は、避難所生活者に必要となる飲料水や食料、生活必需品については、発災後から3日間は備蓄物資及び現地調達により対応するが、対応が困難な場合、若しくは4日目以降に必要な物資は、都に要請することとなる。このため、災害時において円滑に救援物資を受入れできるよう、あらかじめ、物資の要請・受入れ手順や役割分担などの体制を整備しておく。

### 第2 物的受援に関する基本的な考え方

#### 1 発災直後から発災後3日間

- (1) 区及び都の備蓄物資で対応する。
- (2) 備蓄物資に不足が生じる場合は、協定事業者や相互援助協定自治体から物資を調達する。
- (3) さらに不足が生じるなど自ら物資の調達ができない場合は、都に要請する。

#### 2 発災後4日目以降

- (1) 区及び都の備蓄のほか、協定事業者や相互援助協定自治体からの調達により対応するが、不足が生じる場合には都に要請する。
- (2) 国は、区及び都の備蓄物資が発災後数日で枯渇することを踏まえ、都の具体的な要請を待たずに、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を都に輸送する（国から都に向けたプッシュ型支援）計画となっていることから、都は、区の要請に対して、国からの支援物資で対応する。対応が困難な場合には、協定事業者や道府県等に対し支援要請を行う。

#### 3 都からのプッシュ型支援

都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する。また、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組み（プル型支援）に切り替えるものとする。

### 第3 防災関係機関の役割

救援物資の要請・受入れに関する防災関係機関とその役割は以下のとおりである。

区は、平常時から各防災関係機関との連携を図っておくとともに、災害時には速やかに物資の受入体制を構築するものとする。

| 名称                   |                                | 役割                      |
|----------------------|--------------------------------|-------------------------|
| 区                    | 災対指令部                          | ・不足物資のとりまとめ<br>・救援物資の要請 |
|                      | 災対区民部                          | ・地域内輸送拠点の運営<br>・救援物資の輸送 |
|                      | 災対教育部                          | ・防災拠点の不足物資のとりまとめ        |
|                      | 災対福祉保健部                        | ・福祉避難所の不足物資のとりまとめ       |
| 都<br>※カウンターパート団体決定まで | 災対本部物資・輸送調整<br>チーム             | ・救援物資の調達、輸送             |
| 相互援助協定自治体            | 東根市、玉野市、<br>銚子市、石巻市、<br>富士河口湖町 | ・救援物資の調達、輸送             |



| 名称                 |  | 役割                          |
|--------------------|--|-----------------------------|
| 協定事業者<br>(精米・麺類)   | 東京都米穀小売<br>商業組合中央支部  | ・精米の供給                      |
|                    | 東京都麺類協同組合<br>区内4支部   | ・麺類の供給                      |
| 協定事業者<br>(輸送・物流関係) | 東京都トラック協会<br>中央支部  | ・物資の輸送協力                    |
|                    | F-LINE株式会社<br>株式会社エコ配<br>佐川急便株式会社<br>日本通運株式会社<br>ヤマト運輸株式会社 | ・物資の輸送協力<br>・地域内輸送拠点の運営への協力 |
|                    | 東京都印刷工業組合<br>東京都製本工業組合                                     | ・運搬作業用資器材の提供                |

#### 第4 救援物資の要請から受入れまでの手順

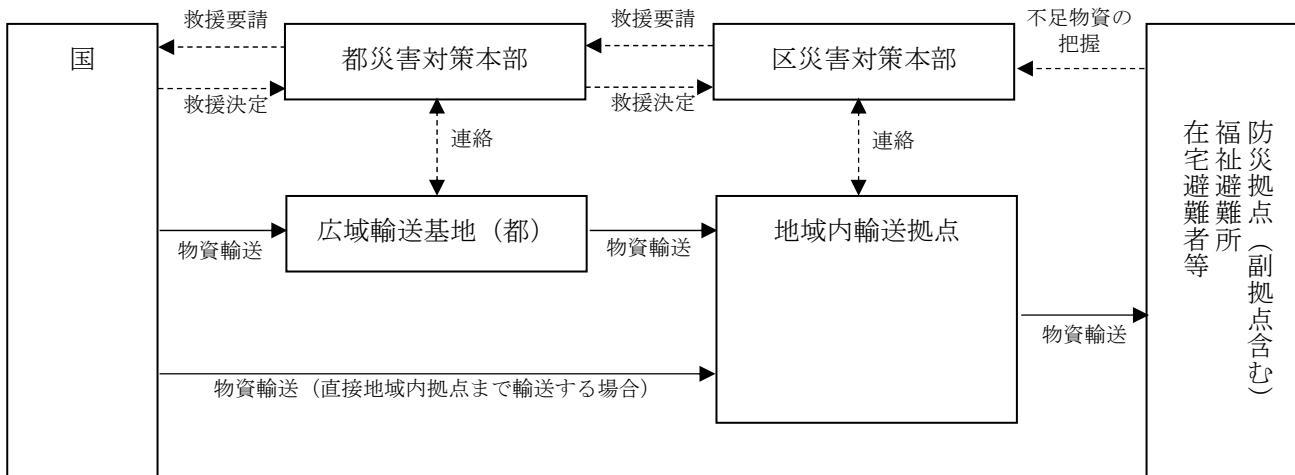
##### 1 物資の調達要請

- (1) 災対教育部は各防災拠点（副拠点含む）の不足物資を、災対福祉保健部は各福祉避難所の不足物資をとりまとめ、災対指令部に報告する。
- (2) 災対指令部は、各防災拠点・福祉避難所のほか、防災拠点等に情報を集約した在宅避難者分も含め区内全体で不足する物資の把握に努め、都や協定自治体等に救援物資を要請する。  
 ※区内全体の不足物資の把握が困難な場合は、速やかに包括的な要請を行う。  
 ※カウンターパート団体決定後は、要請先は、都からカウンターパート団体に変更になる。  
 ※今後、在宅避難者への物資供給体制を整備していく。
- (3) 要請した救援物資のほか、国や都からのプッシュ型支援の受入れに備えて、災対区民部は地域内輸送拠点の開設などの準備を行う。  
 ※地域内輸送拠点については、第3部第7編第2章「第4 1 地域内輸送拠点」（146ページ）を参照。

##### 2 物資の受入れと輸送

- (1) 災対指令部は、要請後も適宜、都や協定自治体等と調整を図るとともに、救援物資の輸送が決定（品目、数量、配送日時等）した場合には、その内容を災対区民部経由で地域内輸送拠点に情報提供する。
- (2) 都や協定自治体等からの救援物資は地域内輸送拠点で受け入れる。  
 救援物資は、品目ごとに整理して配置するとともに、出入庫状況を管理する。
- (3) 災対指令部は、地域内輸送拠点における救援物資の受入状況を踏まえ、各防災拠点等への物資配分計画を作成する。
- (4) 災対区民部は、物資配分計画に基づき、協定事業者（輸送・物流関係）との調整を図りながら、物資輸送のために必要な車両及び運転手等を調達する。
- (5) 地域内輸送拠点において救援物資を車両に積込み、各防災拠点等へ輸送する。

【都からの救援物資受入れの流れ】



## 第7章 自衛隊災害派遣要請計画

### 第1 派遣の要請

区長は、災害が発生し又は発生するおそれがあり、人命又は財産保護のため、自衛隊派遣の必要があると認めた場合には、都知事に対し自衛隊派遣の要請をするものとする。

なお、自衛隊の災害派遣は、災害の様相等から次の4つの派遣方法がある。

- 1 災害が発生し、区長からの派遣要請に基づき、都知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合
- 2 災害がまさに発生しようとしているか、又はそのおそれのある場合で、区長の要請に基づき都知事が予防のため自衛隊の派遣要請をした結果、派遣される場合
- 3 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの派遣要請を待ついとまがないと認めて自衛隊が自主的に派遣する場合

※自衛隊の災害派遣は、都知事からの派遣要請に基づくことが原則であるが、災害に際し、通信の途絶等により都知事に要請できない場合は、区長からの災害に関する通報が、自主派遣の判断材料とされる。

- 4 庁舎・営舎その他の防衛省の施設、又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

### 第2 派遣要請の方法

大規模な災害が発生し、区長が自衛隊派遣の要請をしようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、口頭又は電話をもって都知事（都総務局総合防災部を經由）に要請し、後日すみやかに所定の手続きをとるものとする。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する理由
- 2 派遣を希望する期間

※災害時の混乱した状況下で都知事が派遣要請する際にその時点において知り得た情報から判断し得る程度を示すことで足りる。

- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となる事項

※都知事が災害派遣を要請する際に派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数を明らかにできる場合は、その他参考となるべき事項の一つとして当該事項を示す。

(緊急の場合の連絡先)

| 部隊等名 (駐屯地名)              | 連絡責任者            |                          | 電話番号  |
|--------------------------|------------------|--------------------------|---|
|                          | 時間内              | 時間外                      |   |
| 陸上自衛隊第1師団司令部<br>(練馬)     | 第3部長又は同部防衛<br>班長 | 司令部当直長<br>(内線:2708・2709) | (3933)1161<br>内線:2750・2753                        |
| 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊<br>(練馬) | 第3科長又は運用訓練<br>幹部 | 部隊当直司令<br>(内線:2505)      | (3933)1161<br>内線:2530・<br>2531・2532<br>FAX : 2534 |

### 第3 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

#### 1 災害派遣部隊の行う救援活動の目的

災害派遣部隊は、危険な状態にある多数の人命を救助し、被災者を混乱から回復し勇気づけるとともに、関係機関の機能を早期に回復してその救援復旧活動の端緒を開き、国民の生命及び財産の保護に寄与することを目的として、人命救助を最優先とした各種救援活動を行う。

#### 2 救援活動全般の方針

陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊(練馬)は、発震に際し速やかに東京23区に対する即時救援活動を実施する。

その後、引き続き応急救援活動を行い、状況の推移に応じ所要の部隊の増援を受け、被災地域の応急復旧及び民生支援を主体とする組織的救援活動に移行する。

この際、道路の障害物除去・港湾及び埠頭の応急復旧・関係機関に対する支援を、対処可能な部隊(支援・増援部隊を含む。)をもって継続的に実施する。

#### 3 平時及び発震時の連絡調整

(1) 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊(練馬)が担任する。発震後、状況により上級部隊(師団、方面総監部等)が一元的に実施することがある。

(2) 発震後、直ちに連絡班を区役所(災害対策本部)に派遣し、所要の連絡調整及び情報収集に当たらせる。

また、偵察班(状況に応ずる編成)を派遣し、所要の情報収集を行う。

#### 4 各種救援活動の基準及び内容

(国及び都との調整に基づき、被災地域全域に対して行う可能性のある活動の全部であり、当時の状況により、活動の内容・地域・程度は異なる。)

##### (1) 即時救援活動

緊急の状態にある人命の救助を重視し、次の基準により実施する。

##### ア 救出・救援

(7) 倒壊家屋、崖崩れ等からの救出

(4) 津波による漂流者の救出・捜索(沿岸部)



- (ウ) 交通（鉄道・高速道路等）途上の被災者の救出
- (エ) 倒壊家屋・落下物等による負傷者に対する応急救護

イ 避難の援助

- (ア) 火災・有毒ガスの発生、堤防の決壊、余震等に関する情報の収集・伝達
- (イ) 避難者の誘導及び輸送
- (ウ) 避難路の障害物除去

(2) 応急救援活動

即時救援に引き続き、放置すれば生命に危険が及ぶ状態にある孤立者・傷病者に対する救出・救護を重視し、次の基準により実施する。

ア 人命救助

- (ア) 倒壊家屋、地下街、水没地域等に取り残された孤立者の救出
- (イ) 災害による行方不明者の捜索・救出
- (ウ) 救急患者・医師・救援物資等の輸送
- (エ) 消火活動又はその支援

イ 二次災害の防止（火災・爆発等の再発、浸水地域の拡大、余震等による死傷者の発生防止）

- (ア) 決壊した堤防の締切、土のうの作成・運搬・積込み等の水防活動
- (イ) 火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去（半壊建物の倒壊作業を含む。）
- (ウ) 流出油のせき止め

ウ 民生支援（主として避難地域に集合した被災者を対象に、関係機関の準備する補給品・資材によることを原則として行う支援活動）

- (ア) 給水及び配水
- (イ) 炊飯及び給食
- (ウ) 避難者の輸送
- (エ) 救援物資の輸送・配分

(3) 組織的救援活動

被災者に対して必要最小限の生活環境を整備し、混乱からの回復を図るとともに復旧活動への意欲を振起させることを重視し、次の基準により実施する。

ア 民生支援

- (ア) 給水・配水及び入浴
- (イ) 炊飯及び給食
- (ウ) 救援物資の輸送・配分
- (エ) 被災者等の輸送
- (オ) 防疫活動
- (カ) その他

イ 復旧支援

- (ア) 倒壊・焼失・浸水・埋没地域の整理
- (イ) 建築資器（機）材・応急施設資器材等の輸送
- (ウ) 道路又は水路の障害物除去、応急橋りょうの設置

ウ 災害による行方不明者の捜索

- エ その他関係機関の行う遺体収容作業の支援等
- (4) 地震発生後、派遣の終始を通じて行う救援活動
  - ア 道路の障害物除去・港湾及び埠頭の応急復旧
 

災害発生の範囲・程度、特に人口密集地域における被災状況と道路被害状況等を勘案し、即時救援活動又は応急救援活動、あるいは組織的救援活動の段階から救援道路及び幹線道路の障害物除去及び港湾・埠頭の応急復旧を行い、迅速かつ大規模な救援活動の基盤を確立する。
  - イ 関係機関等に対する支援
 

地震発生直後から、関係機関の機能の早期回復及び組織的・効率的な救援活動のため、次の要望を主体として継続的な支援を行う。

    - (ア) 被災状況等の情報収集・提供及び伝達
    - (イ) 通信及び連絡手段の確保（通信支援）
    - (ウ) 災害対策関係者の空輸・偵察等
    - (エ) 関係機関の機能回復のための諸作業
  - ウ 救援物資の無償貸与又は譲与
 

「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、救援物資を無償貸与又は譲与する。
- (5) その他

#### 第4 災害派遣隊の受入れ態勢

自衛隊の災害派遣が決定又は実施された場合、次の事項に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるように、受入れに万全を期する。

- 1 連絡調整のために早期に派遣される連絡班を区役所（災害対策本部）に受け入れ、被災状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領・作業計画・派遣部隊の進入経路・活動拠点・宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。
- 2 派遣を要請した場合、応援を求める作業（救援活動内容）について速やかに作業計画を調整・策定するとともに、必要な資器材の確保に努め、派遣部隊到着後速やかに作業が開始できるように準備する。
- 3 区の連絡責任者（連絡員）を派遣部隊が救援活動を行う現地へ派遣し、派遣部隊の指揮官と所要の調整を行う。併せて、派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。
- 4 災害救援活動の基地等
  - (1) ヘリコプター発着可能地点

| 名称    | 所在地      | 着陸展開面     | 確認    | 着陸可能機種 |
|-------|----------|-----------|-------|--------|
| 月島運動場 | 晴海1-3-29 | 100m×130m | 警視庁   | 中型     |
|       |          |           | 東京消防庁 | 全機種    |
|       |          |           | 陸上自衛隊 | 大型     |

災害時は、道路障害又は交通渋滞により応援職員や緊急物資の輸送及び重傷者の災害拠点病院等への搬送が困難になる事態も想定できる。このためヘリコプターを活用することとし、今後更に緊急離発着場の確保に努める。

(2) 舟艇等の接岸可能地点

| 河川等の名称  | 接岸可能地点     | 平均水位 (m) | 限界 t 数 (t)    | 備 考   |
|---------|------------|----------|---------------|-------|
| 月 島 川   | 月島 3-32-16 | 2.1      | 20            |       |
|         | 月島 4-20-16 | 2.1      | 20            |       |
|         | 勝どき 2-2-16 | 2.0      | 20            |       |
| 東 京 港   | 晴海 4・5丁目   | 9.0~10.0 | 10,000~20,000 | 晴海埠頭  |
| 朝 潮 運 河 | 晴海 3・5丁目   | 3.0~5.0  | 700           | 公共物揚場 |

5 災害派遣部隊の宿泊等

- (1) 派遣部隊の宿泊施設及び野営施設（地域）並びに車両（重車両含む。）の保管場所を確保する。
- (2) 次章の広域活動拠点が使用できない場合は、必要最小限の期間、区立小・中学校を利用する。この場合、学校教育に支障のないように留意し、使用条件は救援活動に必要な条件に基づき、区災害対策本部と教育委員会との調整による。
- (3) 派遣が長期に及ぶ場合、国及び都の施策に基づき、当時の状況により再調整し準備するものとする。

第5 経費負担

都防災計画に定めるところによる。

第6 派遣部隊の撤収要請

区長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、派遣部隊の撤収を都知事に要請するものとする。

第8章 広域活動拠点の指定

都は災害発生時、広域連携により他道府県から派遣される警察、消防、自衛隊、ライフライン各機関等の応急復旧活動のため、ごみの収集が本格的に行われるまでの間の活動拠点として中央清掃工場（晴海5-2-1）を指定している。当該施設は24時間稼働しているため、休日・夜間の災害発生にも対応可能で、清掃工場の煙突が他道府県から派遣される応援部隊が集結する際のランドマークとなる。

清掃工場敷地内に車両の駐車スペースを確保し、建物内の会議室等を待機場所として使用する。

## 第5編 通信情報計画（各機関）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名   | 発災   | 1時間 | 24時間  | 72時間  |
|-------|--|-----|-------|-------|
|       | 初動態勢の確立期                                   |     | 即時対応期 | 復旧対応期 |
| 災対指令部 | ○災害情報の収集（職員の派遣）<br>○災害地調査の実施<br>○収集した情報の通報 |     |       |       |
| 警視庁   | ○災害情報の収集<br>○住民等に情報の伝達（広報車・警察署・交番等を通じて）    |     |       |       |
| 東京消防庁 | ○災害情報の収集<br>○住民等に情報の伝達                     |     |       |       |

## 第1章 通信連絡計画

### 第1方 針

東日本大震災の被災地では、地震による停電や津波により住民への情報伝達が途絶え、その後の避難所や在宅避難者に対しての情報発信や把握が困難であった。以上のことを踏まえ、災害に強い情報伝達手段の活用や情報伝達手段の多角化を目的とし、区からの情報発信の強化を図る。

また、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握できるよう、区及び防災関係各機関は、通信手段の連絡態勢を確立しておくものとする。

### 第2 通信連絡態勢

#### 1 指定電話及び連絡責任者

情報の錯綜を避けるため、区及び防災関係各機関は、指定電話及び連絡責任者を定め窓口の統一を図る。

※各機関の指定電話及び連絡責任者は、別冊資料(82ページ)を参照。

#### 2 区の通信連絡態勢

- (1) 本部設置前は、総務部を総括窓口とする。
- (2) 本部設置後は、災対指令部を総括窓口とする。
- (3) 災害の状況により必要がある時は、都その他防災関係各機関に職員を連絡員として派遣する。

#### 3 区の休日・夜間等の連絡態勢

休日・夜間等職員の勤務時間外に発生する地震災害等の非常事態に対応するため、区では次のとおり連絡態勢を設けている。

##### (1) 警戒勤務職員の情報連絡

災害に関する情報を収集し、直ちに防災危機管理室長等へ通報する。

防災危機管理室長から指示があった場合はその指示に従う。

(2) 災害応急指令員の情報連絡

警戒勤務職員の指示を受け、災害に関する情報の収集及び整理を行う。

(3) 緊急時職員参集システム

全職員を登録対象とし、それぞれの参集（待機）条件に該当する災害が発生した場合、災害情報と安否・参集確認のメールを自動で配信する。また、状況に応じて手動でメール配信を行う。

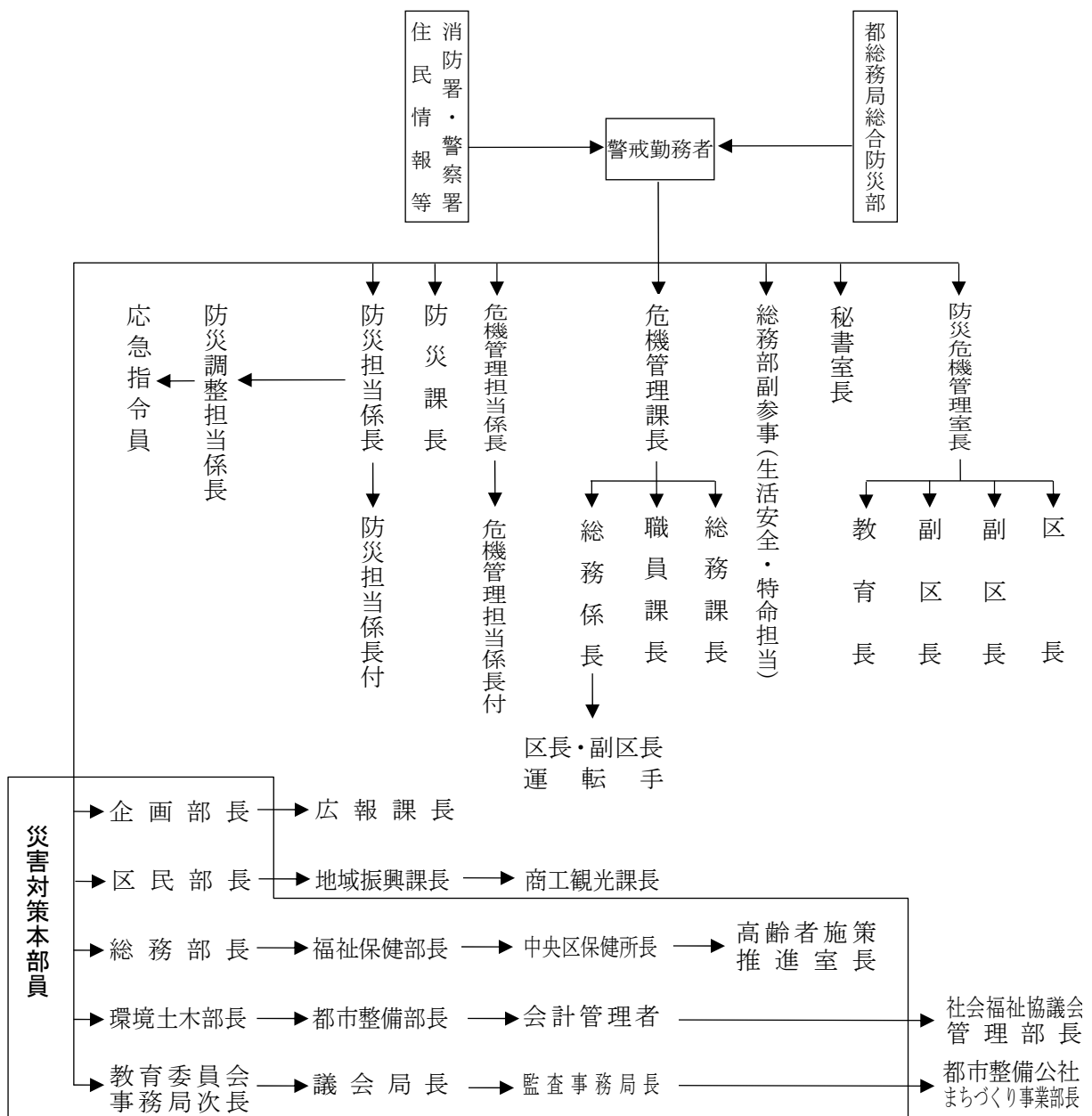
詳細については、第3部第1編第3章「第3 緊急時職員参集システム」（105ページ）を参照。

4 防災拠点との情報連絡態勢

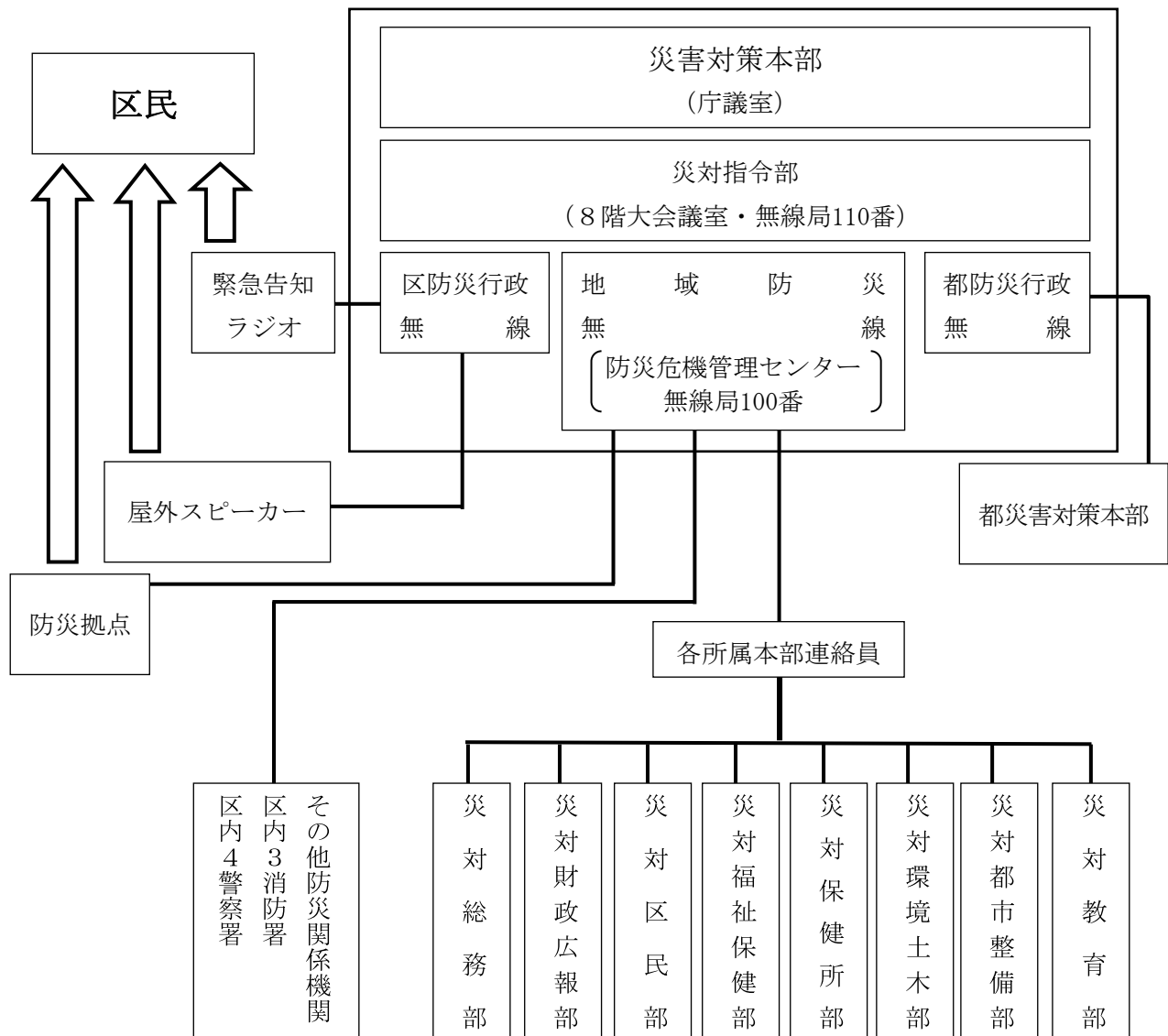
災害時に防災拠点から区への情報連絡は、原則として電話を利用する。電話不通のときは、防災拠点に配備する地域防災無線または防災マップアプリを活用する。

5 情報連絡態勢

(1) 警戒勤務中、災害等が発生した場合の情報連絡経路は次のとおりである。



(2) 本部が設置された後の本部の通信連絡系統は次のとおりである。



(3) 本部設置時は、地域防災無線がふくそうするおそれがあることから、通信統制を行う。通信統制時の無線通信は次の優先順位に基づき実施する。

- ア 人命に関わる重大事項
- イ 避難指示（緊急）・勧告
- ウ 情報収集班等移動局への下命事項
- エ 情報収集班等移動局からの応援要請
- オ 被害状況報告
- カ 防災拠点等避難者情報

(4) 収集した情報の報告、情報の伝達、情報収集班等への下命等は、全て情報伝票により処理する。

#### 6 警察署の通信連絡態勢

(1) 昼間は警備課長又は警備係長、夜間は宿直責任者が責任者となり、関係機関との連絡通報に

あたる。

(2) 各交番・駐在所勤務員は、管内の状況の把握、報告にあたるほか必要な情報の伝達を行う。

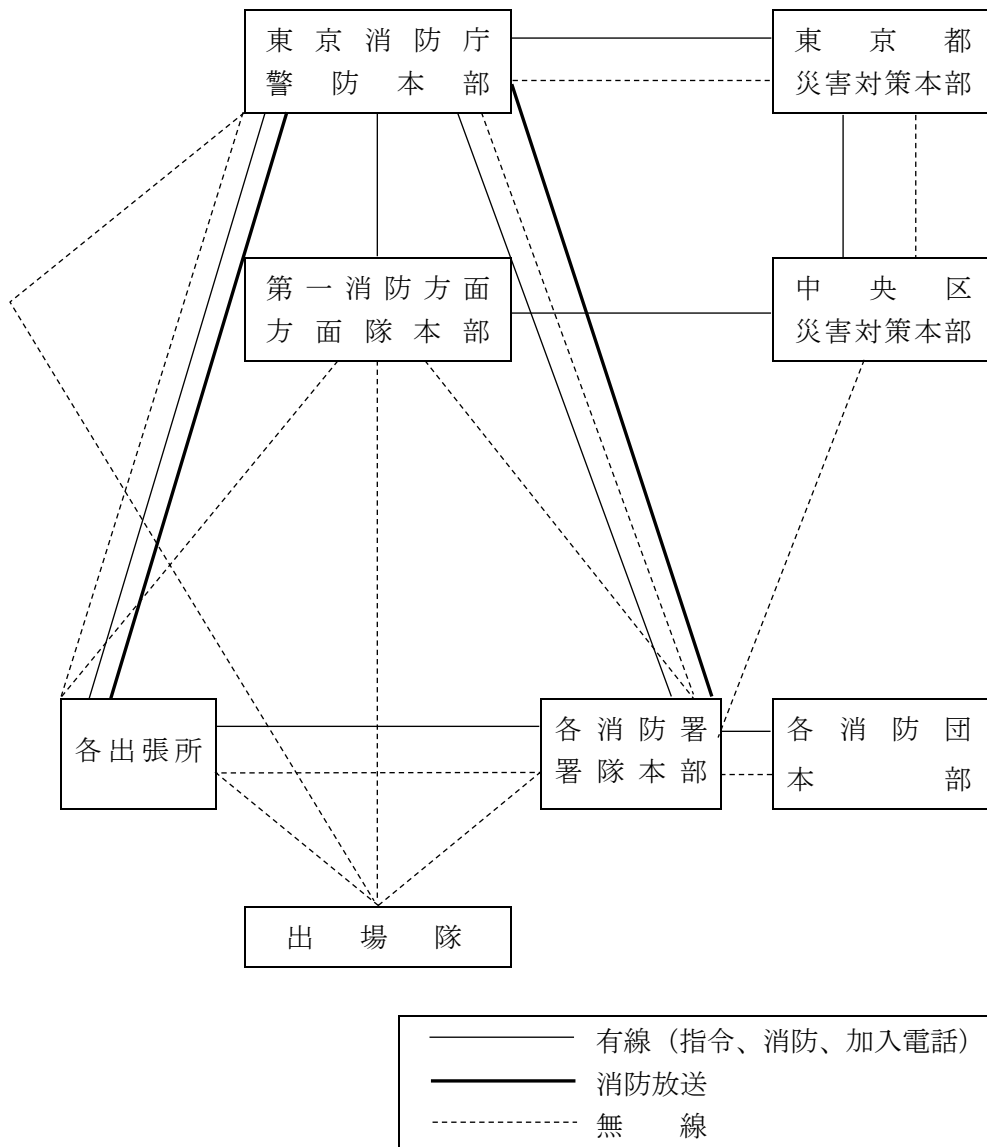
7 消防署の通信連絡態勢

(1) 昼間は警防課長又は防災安全係長、夜間は署隊本部班長が責任者となり、関係機関との連絡通報にあたる。

(2) 消防署員及消防団員は、管内の状況の把握、報告にあたるほか必要な情報の伝達を行う。

(3) 消防署の通信連絡系統は次のとおりである。

消防署通信系統図





### 第3 防災無線の整備

災害時の情報連絡態勢を確保するため、次の無線設備の整備充実を図っている。

#### 1 地域防災無線

平成3年4月から運用を開始、平成20年、21年にデジタル化し、基地局2局、防災関係各機関等に300局の無線局を整備している。なお、総務省が定める「地域防災無線通信を行う無線局の免許方針」に基づき、地域防災無線システムの適切な運用を確保することを目的として、中央区地域防災無線協議会を設置している。

※中央区地域防災無線配置表は、別冊資料(85ページ)を参照。

※中央区地域防災無線協議会会員名簿は、別冊資料(83ページ)を参照。

#### 2 防災行政無線

地域住民等に対する情報伝達用として昭和56年4月から運用を開始、平成29年から31年にかけてデジタル化し、88局の屋外スピーカーを整備している。

※中央区防災行政無線屋外スピーカー設置場所は、別冊資料(90ページ)を参照。

※中央区防災行政無線位置図は、別冊資料(93ページ)を参照。

※無線関連の要綱、規定等は、別冊資料(243～262ページ)を参照。

#### 3 東京都防災行政無線

昭和54年4月から運用を開始し、都区間の情報伝達用として、音声、ファクシミリ、画像、データ等の各無線通信設備が整備されている。

### 第4 通信途絶に対する措置

#### 1 地域防災無線等による措置

(1) 災害により有線電話が途絶したとき又は無線による通信が必要となったときは、区は通信者を配置し、地域防災無線により災害現場又は防災関係機関等との連絡を図る。

(2) 都・区間は、東京都防災行政無線により連絡を図る。同無線が途絶した場合は、京橋消防署に赴き、消防電話回線により連絡を図る。

※京橋消防署との非常通信の運用に関する協定書は別冊資料(421ページ)を参照。

(3) 区内のアマチュア無線局に、協力を要請する。

### 第5 多様な通信手段の確保

#### 1 災害時優先電話の活用

区は、災害時の救援・復旧活動のために必要な重要通信を確保するため電波通信事業法による災害時優先電話を確保している。

現在、142回線(本庁34回線)を確保している。また、携帯電話についても、災害時優先電話として12回線を確保している。

その他、防災拠点・副拠点・福祉避難所にも災害時優先電話が確保されており、避難者が使用する以外にも本部等との連絡用に使用可能となっている。

#### 2 防災マップアプリの活用

災害対策本部内や防災拠点運営委員会内における連絡手段として、携帯電話回線又はインターネット回線(防災拠点等にWi-Fi環境を整備済み)を使用し、リアルタイムで文字や画像による情報を共有することが可能な防災マップアプリを活用していく。



3 新たな情報伝達手段の検討

今後、通信技術の動向を注視しつつ、新しい情報伝達手段の導入を検討していく。

## 第2章 災害情報の収集及び伝達計画

### 第1 収集計画

#### 1 区の収集計画

##### (1) 収集担当者

ア 原則として災対区民部が職員を派遣して行う。

イ 勤務時間中に発災した場合、学校等を含む区施設の管理者は、施設周辺の被災状況を極力調査し、施設の被害状況とあわせて報告する。

ウ 休日、夜間等に発災した場合は、非常参集した臨時非常配備職員が行う。

エ 非常参集職員は、極力参集途上の区内被害状況等を所定のメールアドレスに随時報告するか参集後に防災危機管理センターに報告する。

オ 災害時の被害状況等を確認できる防災用ネットワークカメラを区内8カ所に整備している。また、災害情報の収集のほか分析・整理に必要となる地図製品等の供給について、株式会社ゼンリンと協定を締結している。

※災害時における地図製品等の供給等に関する協定書(株式会社ゼンリン)は、別冊資料(423ページ)を参照。

##### (2) 次の事項について重点的に収集する。

ア 異常現象の発生又は災害発生の原因及び経過

イ 区内の被害に関する情報

ウ 区として実施した措置状況

##### (3) 報告・連絡

災害情報の収集、報告及び連絡は、有線電話（一般電話が不通の場合は災害時優先電話、携帯電話、公衆電話等を活用する。）又は、移動系無線機及び地域防災無線を活用し、迅速適正に行うようにする。

なお、災害情報の報告に当たっては、本編第3章「第1 被害状況等の報告要領」(139ページ)に定める「報告主管部」と密接な連携を図るものとする。

#### 2 警察署の収集計画

##### (1) 収集内容は概ね次のとおりである。

ア 家屋の倒壊状況

イ 死者、負傷者等の状況

ウ 主要道路、高速道路、橋及び交通機関の状況

エ 住民の避難状況

オ 堤防、護岸等の損壊状況

カ 重要防護対象の状況

キ 電気、水道、ガス及び通信施設の状況等

##### (2) 報告連絡

災害情報の収集及び報告連絡は、無線自動車、リモートコントロール、携帯無線並びに有線

を活用し、責任者の指揮に従って迅速適正に行うようにする。

### 3 消防署の収集計画

収集内容は概ね次のとおりである。

#### (1) 震災時

- ア 火災の概要（出火場所・延焼状況・消防活動状況・出火原因）
- イ 家屋、その他の施設物の被害状況
- ウ 道路（橋りょう）被災状況と交通障害の有無
- エ 避難状況
- オ 救急病院等救護施設の受入態勢
- カ その他、消防活動上必要な事項

#### (2) 風水害時

- ア 河川及び港湾の水位状況
- イ 水防施設物の状況、危険の有無
- ウ 災害発生種別
- エ 災害発生場所（地域）
- オ 災害規模と被害状況
- カ 避難の必要性の有無

## 第2 伝達計画

### 1 区の伝達計画

#### (1) 住民等に対する重要な情報の伝達手段

##### ア 区防災行政無線

震度5弱以上の緊急地震速報や地震の発生、津波警報、気象の特別警報、避難指示（緊急）などの緊急情報等について、屋外スピーカー及び戸別受信機から放送を行う。

※平成23年7月より運用している全国瞬時警報システム（Jアラート）で受信した緊急情報については、区防災行政無線及び緊急告知ラジオを通して自動配信し、迅速に情報提供する。

※震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の通報内容を2回放送する。

「こちらは、ぼうさいちゅうおうです。中央区役所からお知らせします。中央区役所からお知らせします。ただ今、東京地方に大きな地震がありました。皆さん、落ち着いて火の始末をしてください。また、テレビ・ラジオの放送に充分注意して落ち着いて行動してください。」

##### イ 緊急告知ラジオ

区防災行政無線の放送と同様の情報について、ラジオの端末を自動起動させて区民等に情報伝達する。

##### ウ FMラジオ放送

災害・防災時の協定を締結している地域コミュニティFM局の中央エフエム株式会社を活用し、区からの災害情報を提供する。

##### エ ケーブルテレビ

災害・防災時の協定を締結している東京ベイネットワーク株式会社を活用し、区からの災害情報を提供する。

##### オ ホームページ

災害時に、区ホームページのトップページを本部のページに切替え情報提供する。

※ホームページによる広報内容は、第3部第6編第2章「第2 広報広聴方法」(141ページ)を参照。

カ 安全安心メール

気象情報・注意報、地震情報等を登録者にメールで配信する。

キ 緊急速報メール

区民、事業者、来街者等の生命に影響を及ぼす緊急な情報について、各携帯電話事業者のサービスを利用し、区内全域にメール配信を行う。

ク SNSの活用

ツイッターやフェイスブック、LINEを用いて、迅速かつ的確な情報提供を行う。

ケ 防災マップアプリの活用

避難所等の開設情報や災害時に必要な情報をプッシュ通知でお知らせする。

コ スピーカー付き庁有車

区のスピーカー付き庁有車を活用し周知する。

サ デジタルサイネージ(電子看板)

開発事業者等が設置するデジタルサイネージに対し、区ホームページに掲載する地震情報をはじめとする災害情報の提供方法について研究・検討を進める。

シ さまざまな情報伝達手段の検討

国、都、他自治体等の動向や通信技術の革新を見据えつつ、要配慮者への対応に配慮しながら新たな情報伝達の導入を検討する。

(2) 多言語での情報伝達

区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリにより、重要な災害情報を利用者にとって外国語で情報伝達する。

(3) 情報発信ツールの一元化

安全安心メール、ツイッター及び緊急速報メールについては、情報連携システムにより配信をまとめて行う。今後も、災害時の迅速な情報発信を実現するため、情報発信ツールの一元化について検討を進める。

(4) 収集した情報を整理のうえ、都及びその他防災関係各機関に通報する。

2 放送要請

(1) 区は災害により、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に対し放送要請をする。

(2) 区が放送要請をする場合は、原則として都(総務局総合防災部又は夜間防災連絡室)を經由(都知事に要請依頼)するものとする。

3 警察署の伝達計画

重要な情報の伝達は広報車を用いるほか、警察署、交番等を通じて、管内の住民に知らせる。

4 消防署の伝達計画

重要な情報の伝達は広報車、消防車両等を用いるほか、消防署、出張所及び消防団を通じて管内の住民に周知徹底を図る。

### 第3章 被害状況等の報告及び災害地調査計画

#### 第1 被害状況等の報告要領

各部は災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により本部へ報告するものとする。

##### 1 報告すべき事項及び主管部

| 報告事項 | 区分 | 報告項目       | 報告主管部   |         |         |
|------|----|------------|---------|---------|---------|
|      |    |            | 発生報告    | 中間報告    | 決定報告    |
| 被害状況 |    | 人・家屋被害     | 災対指令部   | 災対指令部   | 災対指令部   |
|      |    | 商工業被害      | 災対指令部   | 災対指令部   | 災対指令部   |
|      |    | 公共土木施設被害   | 災対環境土木部 | 災対環境土木部 | 災対環境土木部 |
|      |    | 教育施設被害     | 災対教育部   | 災対教育部   | 災対教育部   |
|      |    | 区有財産被害     | 各部      | 各部      | 各部      |
|      |    | 氾濫河川（海岸）報告 | 災対環境土木部 | 災対環境土木部 | 災対環境土木部 |
| 活動状況 |    | 職員動員数      | 各部      | 各部      | 各部      |
|      |    | 水防活動状況     | 災対環境土木部 | 災対環境土木部 | 災対環境土木部 |
|      |    | 避難収容状況     | 災対指令部   | 災対指令部   | 災対指令部   |
|      |    | 救助物資等供給状況  | 災対指令部   | 災対指令部   | 災対指令部   |
|      |    | 物資経理状況     | 災対総務部   | 災対総務部   | 災対総務部   |
|      |    | その他の活動     | 関係部     | 関係部     | 関係部     |

##### 2 報告内容

報告の内容は所定の様式に従い行う。

※被害状況報告書様式は、別冊資料(94ページ)参照。

##### 3 報告の区分

報告の時期により、発生報告（速報）、中間報告及び決定報告に区分する。

###### (1) 発生報告

###### ア 被害状況

被害の大小にかかわらず、状況を把握次第直ちに報告する。

###### イ 活動状況

災害応急対策の実施のつど報告する。

###### (2) 中間報告

###### ア 被害状況

災害発生後、被害状況が確定するまでの間、随時状況を取りまとめて報告する。

###### イ 活動状況

災害応急対策を実施している間、毎日、前日分を取りまとめて報告する。

###### (3) 決定報告

###### ア 被害状況

被害状況が確定したときは、直ちに電話又は口頭により報告し、以後3日以内に文書により報告する。

イ 活動状況

災害応急対策活動が完了したのち、速やかに文書により報告する。

4 都に対する報告

区は、都災害情報システムの端末の入力により都に報告する。

**第2 災害地調査要領**

災害現地の実態を把握し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、調査班による災害地調査を実施する。

1 調査班の編成

調査班には、災対区民部があたるほか、事態に即した編成を行う。各機関は、本部長の編成する調査班の活動に十分協力するものとする。

2 調査内容

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況及び救助活動状況
- (4) 災害地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動の問題点
- (6) その他必要事項

3 実施要領

調査は、防災関係各機関の協力を得て実施し、調査の結果を区長（本部長）に報告するほか関係機関に通知する。調査中に重要な情報を得たときは、直ちに区長に報告するものとする。

## 第6編 災害広報計画（区・災対財政広報部）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名     | 発災       | 3時間 | 12時間    | 24時間      | 72時間     |       |
|---------|----------|-----|---------|-----------|----------|-------|
|         | 初動態勢の確立期 |     | 即時対応期   |           |          | 復旧対応期 |
| 災対財政広報部 |          |     | ○情報の収集  | →         |          |       |
|         |          |     | ○住民への広報 | →         |          |       |
|         |          |     |         | ○報道機関への発表 | →        |       |
|         |          |     |         |           | ○広聴活動の実施 | →     |

## 第1章 計画方針

本区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区及び防災関係各機関は緊密な連携のもと広報機能を十分に発揮して、災害に関する広報、情報の収集に万全を期するものとする。

また、災害の終息後は広報活動を展開して区民等の動向と要望事項の把握に努め、混乱と動揺を防ぎ復旧作業の推進に資するものとする。

## 第2章 広報広聴実施計画

### 第1 広報広聴事項

- 1 災害情報、防災体制及び措置状況
- 2 避難誘導その他注意事項（初期消火等）
- 3 電気、ガス、水道、電話等ライフラインの被害及び復旧状況
- 4 道路状況、交通規制及び交通機関の運行状況
- 5 事故防止及び防疫についての注意
- 6 災害に関する要望、苦情、相談等
- 7 区民に協力を要請すること等

### 第2 広報広聴方法

#### 1 災害広報情報の収集

本部長室は、各種情報について検討し、住民等への広報及び報道機関への発表等に備える。そのため、防災関係各機関との連絡を緊密に行い、災害の発生状況、復旧対策、交通機関の運行状況、交通規制の状況、火災の発生状況、危険物箇所等の情報収集に万全を期する。

#### 2 住民等への広報

本部との緊密な連絡のもとに、危険が予想される地域に対して、災害の予想又は状況、警戒態勢、注意事項、避難誘導、医療機関開設状況等について、区ホームページ、SNS、安心安全メール、防災マップアプリ、区防災行政無線、FMラジオ、ケーブルテレビ等の適切な手段により広報を行う。

また、区ホームページ、安全安心メール及び防災マップアプリでは、多言語により情報提供を



行う。

なお、区ホームページによる広報については、大地震等の災害発生時にトップページを災害用ページに切替え、以下の情報提供を行う。

- (1) 災害状況の最新情報（地震の規模、津波・気象、道路・交通情報、電気・ガス・水道・電話等ライフラインの被害及び復旧状況、建物倒壊・火災発生状況、浸水状況等）
- (2) 避難所開設状況（被災者の収容情報）
- (3) 医療救護活動（医療機関活動状況・医療救護所開設状況）
- (4) 災害応急飲料水・食料等の供給情報
- (5) その他、被災者に緊急に知らせる情報

※区内LANのサーバーがダウンした場合のバックアップ用として防災課無線室内に一般のインターネット回線に接続され、停電時には非常用電源設備から電源を供給されるホームページ用のパソコンを整備している。

### 3 報道機関への発表

災害に関する情報、災害対策の実施状況及びその他区民に周知すべき事項は、災対財政広報部長が災対指指令部と協議のうえ、災対財政広報部が必要に応じて報道機関へ発表する。

なお、口頭説明により発表を行うときは、関係部長が立ち会うものとする。

### 4 報道機関との協力・連携

災害時における報道機関の役割は重要であるが、一方で本部や避難所に報道機関が殺到すると混乱が生じることも想定される。

この場合、区と報道機関との協力を前提に、報道機関による情報収集と区からの情報提供については、災対財政広報部に窓口を一元化し、時間・場所等を指定して行う。

### 5 コミュニティFM局等との連携

地域に密着したニュースや情報を提供するコミュニティFM局(中央エフエム株式会社)及び区内で事業展開しているケーブルテレビ局(東京ベイネットワーク株式会社)と連携し、避難勧告又は指示、被害状況、交通情報、ライフラインの復旧状況等区民等にきめ細かな情報を提供する。また、区内に配信しているケーブルテレビ局とも連携を図っていく。

・「中央エフエム株式会社」

平成10年5月「災害・防災情報等の放送に関する協定」締結

・「東京ベイネットワーク株式会社」

平成23年7月「災害・防災情報等の放送に関する協定」締結

※災害・防災情報等の放送に関する協定は、別冊資料(426～427ページ)を参照。

### 6 中央区法曹界及び三弁護士会との協定

災害発生後、必要に応じて中央区法曹界、東京弁護士会、第一東京弁護士会及び第二東京弁護士会と連携し、災害に起因する土地、家屋、相続、金銭消費貸借、保険金請求及び婚姻等法律問題全般に対し、十分な相談体制を整える。

・平成13年3月に「災害発生時における特別法律相談に関する協定」を締結

※災害発生時における特別法律相談に関する協定は、別冊資料(428ページ)を参照。

### 7 広聴活動

被災地、避難所等における相談、苦情等を関係部と連携して聴取し、速やかに実状の把握と早



期解決に努める。

### 第3 消防署による広報広聴計画

#### 1 広報内容

関係機関と協力し、次の事項を重点に広報活動を実施する。

- (1) 火災警報の発令、伝達
- (2) 出火防止、初期消火の広報
- (3) 救出救護及び要配慮者への支援呼びかけ
- (4) 火災及び水災に関する情報
- (5) 避難勧告又は避難命令等の伝達
- (6) その他区民が必要としている情報

#### 2 広報手段

テレビ、ラジオ等の報道機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、ホームページ、SNS、消防アプリ等を介しての情報提供及び消防車両による巡回、又はインターネット、ツイッター等により広報活動を行う。

#### 3 消防相談所の設置

災害の規模に応じ復旧期以降に消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内を行う。

## 第7編 輸送計画（区各部、警察署）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名     | 発災       | 1時間                                  | 24時間 | 72時間                  |
|---------|----------|--------------------------------------|------|-----------------------|
|         | 初動態勢の確立期 | 即時対応期                                |      | 復旧対応期                 |
| 災対指令部   |          | ○物資等輸送車両の要請                          |      |                       |
| 災対区民部   |          | ○物資等輸送体制の構築（車両・運転手確保）<br>○地域内輸送拠点の構築 |      | ○救援物資等の受入れ、<br>仕分け・輸送 |
| 災対総務部   |          | ○区所有車両の配車計画                          |      |                       |
| 災対環境土木部 |          | ○水防用資器材の輸送 →                         |      |                       |
| 警視庁     |          | ○交通規制等 →<br>○主要幹線道路における車両検問 →        |      |                       |

## 第1章 計画方針

災害応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両、舟艇等は迅速に調達しなければならない。この計画においては、災害応急対策活動を実施するに際して必要とする車両、舟艇等の調達配分の計画を主体とし、適切な交通規制とともに、災害時の輸送について計画を策定して万全を期する。

なお、広域物資輸送については、都の講じる震災時の緊急輸送ネットワークと連動するものとする。

## 第2章 区の輸送計画

### 第1 調達方法

- 1 物資輸送に必要な車両の調達については、災対指令部が協定事業者（一般社団法人東京都トラック協会中央支部及び物流事業者）に協力を要請し、その後の具体的な調整に関しては災対区民部に引き継ぐ。

なお、物流事業者については、地域内輸送拠点における物資の受入れ、仕分け、入在庫管理業務等に関する協力も要請する。

※災害時における救援物資等の輸送用車両の優先提供に関する協定書（トラック協会）は、別冊資料(297ページ)を参照。

※災害時における救援物資の輸送等に関する協定書(物流事業者)は、別冊資料(299～307ページ)を参照。

- 2 救援物資等の運搬作業を円滑に行うため、作業用資器材等の提供に関して、東京都印刷工業組合及び東京都製本工業組合の京橋・日本橋支部と災害時における応急対策活動支援に関する協定を締結している。

※災害時における応急対策活動支援に関する協定書（印刷工業組合）は、別冊資料(385ページ)を参照。

※災害時における応急対策活動支援に関する協定書（製本工業組合）は、別冊資料(387ページ)を参照。

- 3 被災者（滞留者を含む。）やボランティアのほか、災害応急対策の実施のために必要な人員及び携行する資器材等の輸送に関して、日立自動車交通株式会社及び日の丸自動車興業株式会社とバス輸送の協力に関する協定を締結している。

なお、日立自動車交通株式会社については、傷病者の搬送に関しても、協定業務の対象としている。

※災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書(日立自動車交通株式会社)は、別冊資料(309ページ)を参照。

※災害時におけるバス輸送の協力に関する協定書(日の丸自動車興業株式会社)は、別冊資料(311ページ)を参照。

- 4 福祉避難所への避難者移送等のために必要となる車両の調達については、災対福祉保健部が協定事業者（東京福祉バス株式会社及び大和自動車交通ハイヤー株式会社）に協力要請するとともに輸送調整を行う。

※災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定書は、別冊資料(397ページ)を参照。

- 5 災害時における車両燃料及び施設・設備等に必要な燃料等を確保するため、東京都石油商業組合千代田・中央支部と優先供給の協定を締結するとともに、日本橋本石町の太陽光発電システムによる災害対応型給油所とも同様の協定を締結している。

※災害時における石油類等の供給に関する協定書(石油商業組合)は、別冊資料(293ページ)を参照。

※災害発生時における災害対応型給油所の協力に関する協定書(隅田商事)は、別冊資料(295ページ)を参照。

- 6 災害時において、協定により調達した車両や区の所有車両以外にも車両が必要になった場合は、都知事（財務局）に対し調達のあっ旋を要請するとともに、災対総務部が発注することにより必要車両数を調達するものとする。

なお、区は、人員及び物資等の輸送体制を強化するため、今後も、民間事業者等との協定締結を推進していく。

## 第2 配車計画

- 1 調達した車両については、災対区民部、災対福祉保健部が、それぞれの用途（物資輸送、福祉避難所への避難者移送等）に応じて配車するものとする。
- 2 区所有の車両は、第2非常配備態勢の発令とともに、災対総務部が一括管理するものとし、各部からの要求によって配車するものとする。

区所有の車両は東京都公安委員会に対し「緊急通行車両等の事前届出制度」による届け出をしている。

※「災害応急活動期」に従事する車両については、別冊資料(101ページ)を参照。

なお、用途別配車計画は別に定める。

## 第3 人員及び物資等輸送計画

- 1 事前避難勧告等が発せられた場合、特に要配慮者の自主的な避難を促進するため、都知事及び交通機関に対して車両の増発等を要請する。
- 2 被災者の他地区への移送は災対区民部が行う。
- 3 福祉避難所への避難者の移送は災対福祉保健部が行う。
- 4 物資等の輸送は災対区民部が行う。
- 5 水防用資器材の輸送は災対環境土木部が行う。

## 第4 輸送基地

### 1 地域内輸送拠点

#### (1) 地域内輸送拠点の指定

他自治体からの救援物資を受け入れ、避難所へ配送するための地域内輸送拠点として総合スポーツセンター（日本橋浜町2-59-1）2階主競技場を指定する。

また、状況に応じて、隣接する浜町運動場についても活用していく。

なお、区内に地域内輸送拠点を確保できない場合は、特別区相互支援体制により支援区に協力を求めることとする。

#### (2) 地域内輸送拠点の運営

地域内輸送拠点における救援物資の受入れや仕分け等については、災対区民部が、協定事業者（物流事業者）と連携を図りそのノウハウを活かしつつ、他自治体からの応援職員やボランティアなどの協力を得て行う。

#### (3) 輸送体制の構築

救援物資の輸送体制については、災対区民部が、協定事業者（東京都トラック協会中央支部、物流事業者）との連携を図り、車両及び運転手の提供を得て体制を構築する。

### 2 ヘリコプター発着可能地点

| 名称    | 所在地      | 着陸展開面     |
|-------|----------|-----------|
| 月島運動場 | 晴海1-3-29 | 100m×130m |

### 3 防災船着場

緊急輸送と地域防災活動を支援するための水上輸送基地として、被災者に対する食料・医療品などの救援物資輸送や疾病者・避難者・救援者等の搬送に活用する。

#### (1) 防災船着場の現況

災害時に区が運用主体となる防災船着場は以下のとおりである。

| 船着場名称  | 所在地     | 整備年度   | 河川名  | 設置者 | 管理者 | 船着場の長さ |
|--------|---------|--------|------|-----|-----|--------|
| 明石町    | 明石町     | 平成12年度 | 隅田川  | 都   | 都   | 約40m   |
| 新川     | 中央区新川2  | 平成元年度  | 隅田川  | 都   | 都   | 約24m   |
| 常盤橋※1  | 日本橋本石町2 | 平成11年度 | 日本橋川 | 都   | 区   | 約28m   |
| 箱崎町    | 日本橋箱崎町  | 平成14年度 | 隅田川  | 都   | 都   | 約40m   |
| 浜町     | 日本橋浜町1  | 平成3年度  | 隅田川  | 都   | 都   | 約30m   |
| 日本橋    | 日本橋1    | 平成22年度 | 日本橋川 | 区   | 区   | 約20m   |
| 朝潮運河※2 | 晴海3     | 平成23年度 | 朝潮運河 | 区   | 区   | 約18m   |

※1 日本橋川常盤橋防災船着場は、船着場が2段構造となっており、長さ約28mのうち、15m（潮の高いとき）と9m（潮の低いとき）に分かれている。

※2 朝潮運河船着場は、平成23年度に都から移管された。

また、上記以外に、都が運用主体となる防災船着場（月島ふ頭）が整備されている。

なお、区では今後、勝どき東地区市街地再開発事業、月島三丁目北地区市街地再開発事業により、防災船着場を整備予定である。また、都では、築地及び晴海五丁目の朝潮運河側に防災船着場を整備予定である。

## (2) 防災船着場の運用

区は、都などの防災関係機関により構成される検討会に参画しており、災害時には、施設点検や物資等輸送手順などの運用ルールに基づき、関係機関との連携を図りながら防災船着場を運用する。

なお、都が管理する防災船着場についての発災時における運用は、統一的な対応が必要となるため、都防災計画に下記のとおり定められている。

| 機関名     | 災害対策本部設置期間中  | 災害対策本部立ち上げ時   |
|---------|--|---|
| 区災害対策本部 | 運用主体<br>(一切の運用管理権限を掌握)                                   | 都建設局の安全確認点検後、運用主体として引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。                    |
| 都災害対策本部 | 運用指示主体<br>(都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。) | 都本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能となったことを防災関係機関に周知する。 |
| 都建設局    | 運用支援主体<br>(損傷等に対する修繕・補修)                                 | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、本部へ引継ぐ。引継ぎ後、建設局本部に引継ぎ完了を報告する。            |
| 都港湾局    | 運用支援主体<br>(損傷等に対する修繕・補修)                                 | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。  |

## 第5 水辺輸送の活用

地震で橋梁交通に支障があったとき、風水害で広域が浸水したとき等陸上交通が遮断された場合、本区は水辺環境が豊富であり、かつ防災船着場も整備しているため、水上輸送を活用することが有効である。区は、引き続き検討会に参画し、関係機関との連携を図りながら、災害時における水上輸送の活用に関する実効性を高めていく。

## 第3章 災害時における交通規制

### 第1 第一次交通規制（災害発生直後の交通規制）

大震災が発生した場合は、現場の警察官は速やかに次の規制措置をとる。

#### 1 環状7号線における都心方向への流入禁止

環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

#### 2 環状7号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

#### 3 環状8号線における都心方向への流入抑制

環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

#### 4 緊急自動車専用路における通行禁止

都心環状線、東京高速道路KK線、首都高速道路1号上野線、6号向島線、9号深川線、国道4号線、国道17号線、外堀通りを、緊急自動車及び道路点検車以外の車両の通行を禁止する道路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

#### 5 被害状況等による交通規制の変更

道路被害状況、交通状況等に応じて、前記1から4までの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

### 第2 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況等を勘案し、第一次交通規制から次の第二次交通規制に移行する。

#### 1 被災状況等に応じた交通規制

#### 2 緊急交通路の指定

第一次交通規制で指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況等に応じて、原則として国道1号線、6号線、14号線及び15号線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

## 第8編 労務需給計画（区各部）

### 第1章 基本計画

災害時においては、職員のみでの労働力では必ずしも十分ではないので、労働力の不足を補い救助作業等の円滑な推進を図るため、労働者の確保に努めるものとする。そのため、平常時から必要な労働者を把握し、災害時には直ちに対応し得る態勢を確立しておくものとする。

### 第2章 雇上計画

#### 第1 労務供給の要請

- 1 災害時において、労働力の確保が必要なときは、災対総務部は所要人員をとりまとめ、一括して東京労働局に労務供給の要請をする。
- 2 要請を受けた東京労働局は、職業安定部を経由のうえ、公共職業安定所に連絡する。

#### 第2 労働者の引渡し

労務供給を要請し、労働者確保の通知を受けたときは、すみやかに輸送等の配車措置を講じ、待機場所において関係職員立会のうえ労働者の引渡しを受ける。また、作業終了後は待機場所又は適宜の交通機関までの労働者の輸送について協力する。

#### 第3 賃金の支払

- 1 賃金の日額は、公共事業設計労務単価表に準ずるものとする。
- 2 賃金は区において、あらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後ただちに支払うこととする。

### 第3章 労務供給計画

第1 区各部は、労務供給を必要とするときは、次の事項を明示して、災対総務部へ要請する。

- 1 労務供給を必要とする事由
- 2 作業の内容
- 3 従事場所
- 4 就労予定期間
- 5 所要人員
- 6 集合場所
- 7 その他の必要事項

第2 災対総務部は、区各部より労務供給の要請を受けたときは、東京労働局に要請するほか、作業内容に応じて防災関係各機関又は民間協力団体に協力を要請することとする。



## 第9編 水防計画（各機関）

### 第1章 計画方針

この計画は、災害対策基本法第5条に基づき都水防計画との整合性を図り、区防災計画の一環として、洪水、津波、高潮又は内水による水害を警戒し防御し、被害を軽減し、公共の安全を保持することを目的に、管内各河川及び海岸等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送、水門等の操作、水防の為の活動、応援、協力並びに水防に必要な資器材等の運用について実施の大綱を示すものである。

### 第2章 水防態勢

#### 第1 水防の責任

区は、水防管理団体（管理者－区長）として、水防法第3条の規定に基づき区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。また、第一建設事務所及び東京港建設事務所は、同法第3条の6の規定に基づき管内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように情報を提供し、資材及び技術的な援助を与えるなどその調整を図り、十分な水防を確保する責任を有する。

#### 第2 区 域

水防管理団体の水防区域は、その行政区域内とする。

#### 第3 機 構

##### 1 水防本部の設置及び廃止

- (1) 区は気象状況により、環境土木部長が必要と認めたとき、区水防本部を設置する。
- (2) 大雨、洪水、津波若しくは高潮等のおそれが解消し、区内における水防活動がおおむね終了したとき、又は本部が設置されたときは水防本部を廃止する。

##### 2 水防組織

都における水防組織及び区における関係各機関との水防態勢の位置付けは、次図のとおりである。



3 活動態勢

(1) 区・環境土木部

業務態勢の概要は次のとおりである。

| 班 名                                  | 分 担 業 務  |
|--------------------------------------|--|
| 本 部 長<br>(環 境 土 木 部 長)               | 総 括 指 導  |
| 庶 務 班<br>(環 境 政 策 課 長)               | (1) 配備人員の招集及び掌握に関する事。<br>(2) 各班の連絡調整に関する事。<br>(3) 各班の応援に関する事。<br>(4) 各班に属さない事。   |
| 情 報 連 絡 班<br>(副 参 事)                 | (1) 雨量、水位、潮位、流量等の情報収集、整理に関する事。<br>(2) 水防実施状況の調査及び報告に関する事。<br>(3) 関係機関との情報連絡に関する事。<br>(4) 水防活動の記録、整理、報告及び対外発表に関する事。<br>(5) 地下街等及び要配慮者利用施設への洪水予報の伝達に関する事。<br>(6) 各班の応援に関する事。   |
| 地 域 活 動 班<br>(道 路 課 長)<br>(水とみどりの課長) | (1) 各工区の指揮<br>(2) 水防資器材の購入及び受払、労力、車両等調達、輸送に関する事。<br>(3) 水防資器材の配分、輸送計画に関する事。<br>(4) 雨量、水位、潮位等の観測に関する事。<br>(5) 各班の応援に関する事。   |
| 京 橋 工 区<br>(道 路 保 全 係 長)             | (1) 水防資器材の点検、購入、輸送及び貸出に関する事。<br>(2) 所管工事現場等の警戒巡視及び指示に関する事。<br>(3) 危険箇所及び管内警戒巡視に関する事。<br>(4) 公共土木施設の被害状況調査及び情報収集に関する事。<br>(5) 管内河川の監視及び水位等の点検に関する事。<br>(6) 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置に関する事。<br>(7) 上記各項の記録、報告に関する事。<br>(8) 各班の応援に関する事。                                       |
| 日 本 橋 工 区<br>(日 本 橋 道 路 事 務 所 長)     | (1) 水防資器材の点検、購入、輸送及び貸出に関する事。<br>(2) 所管工事現場等の警戒巡視及び指示に関する事。<br>(3) 危険箇所及び管内警戒巡視に関する事。<br>(4) 公共土木施設の被害状況調査及び情報収集に関する事。<br>(5) 管内河川の監視及び水位等の点検に関する事。<br>(6) 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置に関する事。<br>(7) 日本橋際ポンプ、人形町共同溝の排水機の点検、操作に関する事。<br>(8) 上記各項の記録、報告に関する事。<br>(9) 各班の応援に関する事。 |
| 月 島 工 区<br>(月 島 道 路 事 務 所 長)         | (1) 水防資器材の点検、購入、輸送及び貸出に関する事。<br>(2) 所管工事現場等の警戒巡視及び指示に関する事。<br>(3) 危険箇所及び管内警戒巡視に関する事。<br>(4) 公共土木施設の被害状況調査及び情報収集に関する事。<br>(5) 管内河川の監視及び水位等の点検に関する事。<br>(6) 被害状況の確認、拡大の防止及び応急措置に関する事。<br>(7) 海岸の監視及び水位等の点検に関する事。<br>(8) 上記各項の記録、報告に関する事。<br>(9) 各班の応援に関する事。            |

(注) 本業務分担は状況により変更するものとする。

(2) 第一建設事務所

都の水防計画の定めるところにより活動態勢をとる。業務編成の概要は次のとおりである。

| 班 名       | 業 務 分 担  |
|-----------|--|
| 所長・副所長    | 総 括 指 導  |
| 庶 務 班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各班の連絡調整に関すること。</li> <li>2. 水防資器材の購入、及び受払、労力、船車の調達、輸送に関すること。</li> <li>3. 各班に属さないこと。</li> </ol>  |
| 情 報 連 絡 班 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防管理団体及び関係機関との情報連絡に関すること。(内水を含む)。</li> <li>2. 雨量、水位、潮位、流量等の観測と通報、及び資料の収集、整理に関すること。</li> <li>3. 土砂災害警報情報の収集・整理に関すること。</li> <li>4. 気象、水象、土砂災害警戒情報の情報連絡に関すること。</li> </ol>   |
| 技 術 班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。</li> <li>2. 水防実施状況の調査、及び報告に関すること。</li> <li>3. 所管工事現場等の警戒巡視及び施設操作等の指示に関すること。</li> <li>4. 公共土木施設の被害状況調査及び資料収集に関すること。</li> <li>5. がけ崩れの被害状況調査及び資料収集に関すること。</li> <li>6. 危険箇所の警戒巡視に関すること。</li> <li>7. 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。</li> <li>8. 工区班応援に関すること。</li> <li>9. 占用企業者への指示、連絡に関すること。</li> <li>10. 排水ポンプ車の操作応援に関すること。</li> </ol> |
| 工 務 班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防資器材の受払の調整に関すること。</li> <li>2. 水防資器材の配分、輸送計画に関すること。</li> </ol>   |
| 工 区 班     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雨量、水位、潮位等の観測に関すること。</li> <li>2. 所管工事現場等の警戒巡視に関すること。</li> <li>3. 水防作業の技術支援、及び指導に関すること。</li> <li>4. 公共土木施設の被害状況調査に関すること。</li> <li>5. がけ崩れの被害状況調査に関すること。</li> <li>6. 危険箇所の警戒巡視に関すること。</li> </ol>  |

(注) 本編成は状況により変更する。

(3) 東京港建設事務所

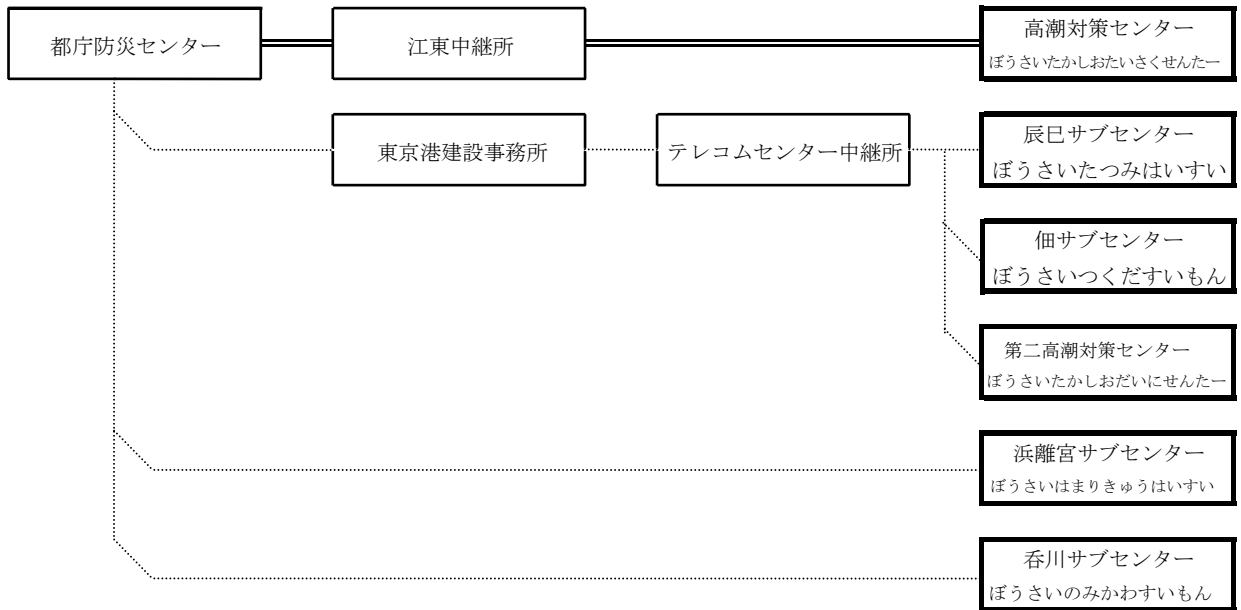
ア 組織と業務分担

| 班 名                 | 電 話                  | 業 務 分 担  |
|---------------------|----------------------|--|
| 情報連絡班<br>(防災担当)     | 3521-3013<br>(内) 210 | 連絡調整及び報告事項の整理保存<br>情報機関との連絡調整<br>局及び関係防災機関との情報連絡並びに通告<br>災害情報の収集及び伝達<br>有線電話設備の管理<br>他の課及び係に属さない事項 |
| 調達班<br>(防災担当)       | 3521-2961<br>(内) 215 | 食料の調達及び配布<br>非常用資器材の調達並びに輸送力の確保<br>医療援護  |
| 指令班<br>(防災担当)       | 3521-3013<br>(内) 210 | 各地区保守係との指令伝達情報連絡、気象状況等収集報告、災害記録作成報告<br>高潮非常配備態勢動員編成<br>水防活動状況、防災施設の被害状況の把握<br>無線設備の管理              |
| 防護第1班<br>(東部地区保守担当) | 3521-2791            | 所管地区内の施設運転操作<br>災害対策資器材等の輸送<br>海岸保全施設の巡回、監視、警戒、決壊及びその他異常発見報告<br>気象海象等観測                            |
| 防護第2班<br>(南部地区保守担当) | 3471-7818            | 海岸保全施設災害応急対策<br>海岸保全施設の運転操作に伴う関係官公庁及び関係民間団体への通告<br>海岸保全施設等の巡回点検                                    |
| 施設補修班<br>(維持保全担当)   | 3531-3026            | 災害応急復旧対策技術指導   |

高潮対策センター

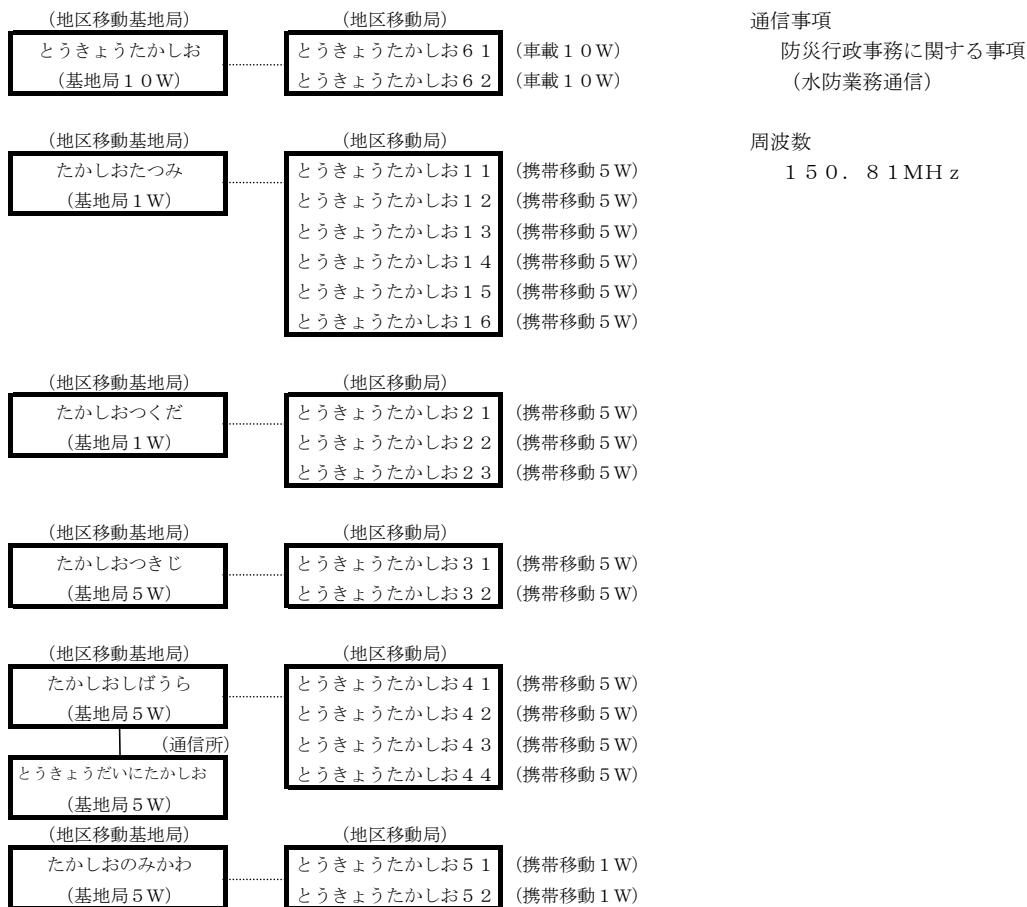
イ 水防用無線配置状況

防災行政無線系統図（全都系）



※枠内の上段は施設名称、下段は呼び出し符号

防災行政無線系統図（地区移動系）



凡 例  
 ─── : 多重+MCA    ..... : MCA    □ : 高潮対策センター無線局

(4) 消防署、消防団

第3部第11編「消防計画」(184ページ)を参照。

### 第3章 気象状況及び洪水予報等の連絡

#### 第1 気象情報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、区は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めるものとする。なお、平成17年10月より、日本気象協会から情報の提供を受け区の気象情報をホームページに掲載している。

1 水防活動用注意報、警報、特別警報等

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報及び特別警報は、次のとおりである。

(1) 大雨予報などの発表基準

| 種類   |    | 区域  | 発表基準  |
|------|----|-----|---|
| 注意報  | 大雨 | 中央区 | 下記別表による区域内の各区で各々の基準に到達すると予想した場合。  |
|      | 洪水 |     |   |
|      | 高潮 |     |   |
| 警報   | 大雨 | 中央区 | 下記別表による区域内の各区で各々の基準に到達すると予想した場合。  |
|      | 洪水 |     |   |
|      | 高潮 |     |   |
| 特別警報 | 大雨 | 中央区 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 |
|      | 高潮 |     | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合                                    |

注) T.P. = 東京湾平均海面 A.P. = 荒川工事基準面



(令和元年5月29日時点)

別表

| 種類    | 区市町村 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-------|------|----------|----------|
| 大雨注意報 | 千代田区 | 18       | 127      |
|       | 中央区  | 16       | 134      |
|       | 港区   | 13       | 127      |
|       | 新宿区  | 11       | 127      |
|       | 文京区  | 12       | 127      |
|       | 品川区  | 11       | 127      |
|       | 目黒区  | 10       | 129      |
|       | 大田区  | 11       | 123      |
|       | 世田谷区 | 12       | 125      |
|       | 渋谷区  | 10       | 127      |
|       | 中野区  | 11       | 129      |
|       | 杉並区  | 11       | 123      |
|       | 豊島区  | 11       | 127      |
|       | 北区   | 11       | 118      |
|       | 板橋区  | 12       | 112      |
|       | 練馬区  | 14       | 122      |
| 大雨警報  | 千代田区 | 34       | 180      |
|       | 中央区  | 30       | —        |
|       | 港区   | 27       | 180      |
|       | 新宿区  | 19       | 180      |
|       | 文京区  | 18       | 180      |
|       | 品川区  | 17       | 180      |
|       | 目黒区  | 17       | 182      |
|       | 大田区  | 22       | 174      |
|       | 世田谷区 | 22       | 177      |
|       | 渋谷区  | 20       | 180      |
|       | 中野区  | 20       | 183      |
|       | 杉並区  | 23       | 174      |
|       | 豊島区  | 21       | 180      |
|       | 北区   | 21       | 167      |
|       | 板橋区  | 20       | 158      |
|       | 練馬区  | 20       | 172      |

(令和2年8月6日時点)

| 種 類   | 区市町村 | 流域雨量指数基準  | 複合基準  | 指定河川洪水予報による基準           |
|-------|------|---|---|-------------------------|
| 洪水注意報 | 千代田区 | 日本橋川流域=9.9,<br>神田川流域=24   | 日本橋川流=(7,9.9),<br>神田川流域=(7,24)  | —                       |
|       | 中央区  | 日本橋川流域=13.1,<br>隅田川流域=39.3,<br>神田川流域=24   | 日本橋川流=(7,13.1),<br>隅田川流域=(13,39.3),<br>神田川流域=(7,24)   | —                       |
|       | 港区   | 古川流域=7.2  | 古川流域=(11,6.6)   | —                       |
|       | 新宿区  | 神田川流域=18.1,<br>妙正寺川流域=9.9   | 神田川流域=(5,18.1),<br>妙正寺川流域=(5,9.9)   | —                       |
|       | 文京区  | 神田川流域=22.3  | 神田川流域=(7,22.3)  | —                       |
|       | 品川区  | 立会川流域=8.3,<br>目黒川流域=14.4  | 立会川流域=(6,8.3),<br>目黒川流域=(6,11.6)  | —                       |
|       | 目黒区  | 呑川流域=6.5,<br>立会川流域=4.5,<br>目黒川流域=14.1,<br>蛇崩川流域=6.8                                       | 呑川流域=(7,5),<br>立会川流域=(7,3.6),<br>目黒川流域=(7,11.3),<br>蛇崩川流域=(7,5.8)   | —                       |
|       | 大田区  | 呑川流域=10.1   | 多摩川流域=(12,54.2),<br>呑川流域=(6,7.2)  | 多摩川<br>[田園調布(上)]        |
|       | 世田谷区 | 野川流域=12,<br>仙川流域=9.7,<br>丸子川流域=3.1,<br>呑川流域=3.9,<br>蛇崩川流域=6.3,<br>烏山川流域=6.7,<br>北沢川流域=6.8 | 多摩川流域=(10,57),<br>野川流域=(6,11.5),<br>仙川流域=(6,8.3),<br>丸子川流域=(6,2.2),<br>呑川流域=(6,3.6),<br>蛇崩川流域=(6,6.3),<br>烏山川流域=(6,5.4),<br>北沢川流域=(6,6.8) | 多摩川<br>[田園調布(上)]        |
|       | 渋谷区  | 渋谷川流域=7.6,<br>神田川流域=12.4  | 渋谷川流域=(6,6.9),<br>神田川流域=(5,9.5)   | —                       |
|       | 中野区  | 神田川流域=12.4,<br>妙正寺川流域=8.1   | 神田川流域=(5,9.5),<br>妙正寺川流域=(5,8.1)  | —                       |
|       | 杉並区  | 妙正寺川流域=5.7,<br>神田川流域=9.2,<br>善福寺川流域=8.9   | 妙正寺川流域=(5,5.7),<br>神田川流域=(5,9.2),<br>善福寺川流域=(5,8.9)   | —                       |
|       | 豊島区  | 神田川流域=21.1  | 神田川流域=(5,13.7)  | —                       |
|       | 北区   | 石神井川流域=14.5,<br>新河岸川流域=37,<br>隅田川流域=37.1  | 石神井川流域=(8,14.5),<br>新河岸川流域=(12,35.6),<br>隅田川流域=(10,20)  | 荒川<br>[岩淵水門(上)]         |
|       | 板橋区  | 石神井川流域=16,<br>白子川流域=11.4  | 石神井川流域=(6,11.2),<br>白子川流域=(12,10.8),<br>新河岸川流域=(10,29.5)  | 荒川<br>[治水橋・岩淵水門<br>(上)] |
|       | 練馬区  | 石神井川流域=7.9,<br>白子川流域=9.3  | 石神井川流域=(11,4.7),<br>白子川流域=(7,9.3)   | —                       |

| 種 類  | 区市町村 | 流域雨量指数基準   | 複合基準  | 指定河川洪水予報による基準                                     |
|------|------|--|---|---|
| 洪水警報 | 千代田区 | 日本橋川流域=12.4  | 神田川流域= (25, 27.9)   | 神田川<br>[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]                        |
|      | 中央区  | 日本橋川流域=16.4,<br>隅田川流域=49.2                                       | 神田川流域= (25, 28)   | 神田川<br>[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]                        |
|      | 港区   |  | —   | 渋谷川・古川<br>[渋谷橋・四ノ橋]                               |
|      | 新宿区  |  | 妙正寺川流域= (8, 11.1)   | 神田川<br>[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋],<br>妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]     |
|      | 文京区  |  | —   | 神田川<br>[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]                        |
|      | 品川区  | 立会川流域=10.4   | 目黒川流域=(9, 12.9)   | 目黒川<br>[青葉台・荏原調節池上流]                              |
|      | 目黒区  | 呑川流域=8.2,<br>立会川流域=5.7,<br>蛇崩川流域=8.6                             | 立会川流域= (11, 4) ,<br>目黒川流域= (17, 12.5)                                       | 目黒川<br>[青葉台・荏原調節池上流]                              |
|      | 大田区  | 呑川流域=12.7  | 多摩川流域= (12, 60.2) ,<br>呑川流域= (14, 8)  | 多摩川<br>[田園調布(上)]                                  |
|      | 世田谷区 | 丸子川流域=3.9,<br>呑川流域=4.9,<br>蛇崩川流域=7.9,<br>烏山川流域=8.4,<br>北沢川流域=8.5 | 仙川流域= (9, 10.9) ,<br>呑川流域= (9, 4) ,<br>烏山川流域= (9, 7.5) ,<br>北沢川流域= (9, 7.6) | 多摩川<br>[石原・田園調布(上)]、野川・仙川<br>[大沢池上・鎌田橋野川・鎌田橋仙川]   |
|      | 渋谷区  |  | 渋谷川流域= (10, 7.7) ,<br>神田川流域= (20, 13)                                       | 渋谷川・古川<br>[渋谷橋・四ノ橋]<br>神田川<br>[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋] |
|      | 中野区  |  | 神田川流域= (20, 13) ,<br>妙正寺川流域= (8, 9.1)                                       | 神田川<br>[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋],<br>妙正寺川<br>[鷺盛橋・千歳橋]  |
|      | 杉並区  | 善福寺川流域=11.2  | 妙正寺川流域= (8, 6.4) ,<br>善福寺川流域= (8, 10)                                       | 神田川<br>[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋],<br>妙正寺川<br>[鷺盛橋・千歳橋]  |
|      | 豊島区  |  | 神田川流域= (17, 23.7)   | 神田川<br>[番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋]                        |

第3部 災害応急対策計画  
第9編 水防計画

| 種類   | 区市町村 | 流域雨量指数基準                                   | 複合基準  | 指定河川洪水予報による基準           |
|------|------|--|---|-------------------------|
| 洪水警報 | 北区   | 石神井川流域=18.2,<br>新河岸川流域=46.3,<br>隅田川流域=46.4 | 石神井川流域= (10, 16.3) ,<br>新河岸川流域= (14, 39.5) ,<br>隅田川流域= (18, 30.9) | 荒川<br>[治水橋・岩淵水門<br>(上)] |
|      | 板橋区  | 石神井川流域=20,<br>白子川流域=14.3                   | 石神井川流域= (16, 12.5) ,<br>白子川流域= (22, 12) ,<br>新河岸川流域= (22, 38.6)   | 荒川<br>[治水橋・岩淵水門<br>(上)] |
|      | 練馬区  | 石神井川流域=11.9,<br>白子川流域=11.7                 | 石神井川流域= (27, 6.2)   | —                       |

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- ・洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- ・洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては、「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表すること」を、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表すること」を意味する。
- ・土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- ・流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
- ・表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害のリスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(2) 大雨注意報・警報などの切換え

注意報及び警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報又は警報が行われたときに切替えられ、解除されるときまで継続される。

(3) 津波に関する情報の種類と発表基準

ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報

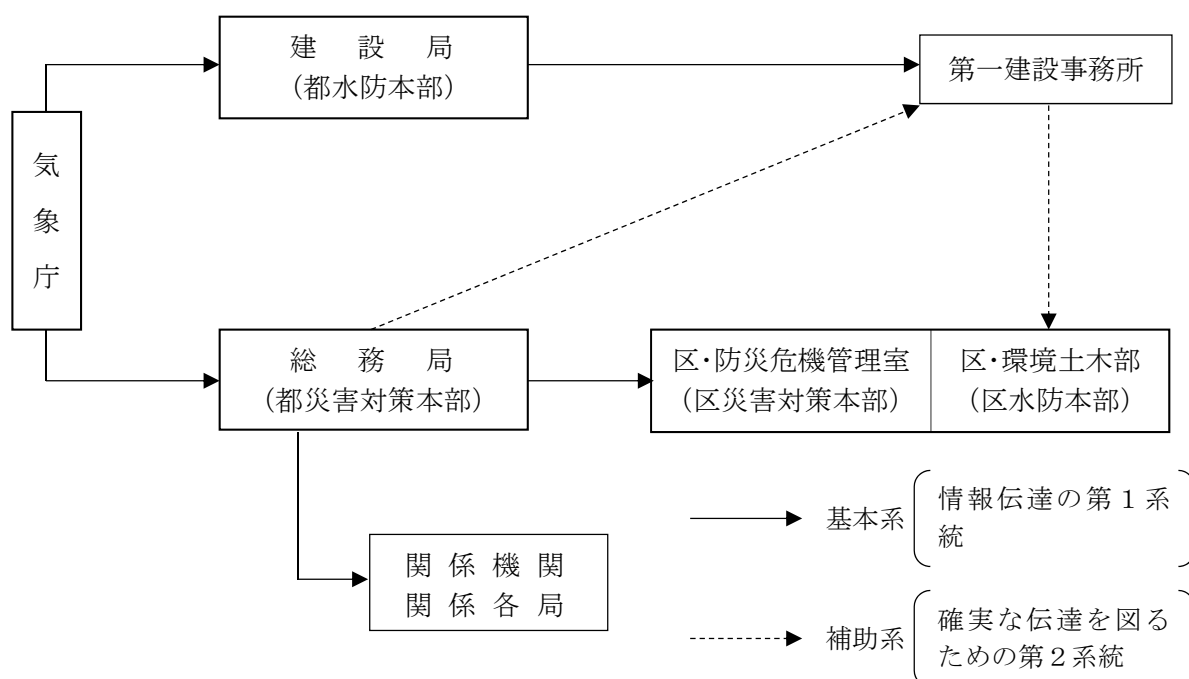
津波に関する情報の種類、発表基準及び発表される津波の高さは、次表のとおりである。

| 種類              | 発表基準  | 発表される津波の高さ            |            |
|-----------------|---|-----------------------|------------|
|                 |   | 数値での発表（津波の高さ予想の区分）    | 巨大地震の場合の発表 |
| 大津波警報<br>（特別警報） | 予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。                             | 10m超<br>（10m<予想高さ）    | 巨大         |
|                 |   | 10m<br>（5 m<予想高さ≤10m） |            |
|                 |   | 5 m<br>（3 m<予想高さ≤5 m） |            |
| 津波警報            | 予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。                       | 3 m<br>（1 m<予想高さ≤3 m） | 高い         |
| 津波注意報           | 予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。 | 1 m（0.2m≤予想高さ≤1 m）    | （表記しない）    |

注1) 「津波の高さ」とは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 気象情報伝達系統図

気象情報の伝達は下図によるものとする。



第2 洪水予報等

2つ以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのあるもので、国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国土交通省と気象庁は共同で洪水予報を発表する。

また、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるので、都知事が指定した洪水予報河川について、都と気象庁は共同で洪水予報を発表する。

本区に關係する洪水予報は、荒川洪水予報及び神田川洪水予報がある。

また、高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるので、都知事が指定した水位周知海岸について、都は氾濫危険情報を発表する。

1 種類と発表基準

| 洪水予報等の種類 |                   | 基準地点                           | 発表基準   |
|----------|-------------------|--------------------------------|--|
| 荒川洪水予報   | 氾濫注意情報<br>(洪水注意報) | ・熊谷<br>・治水橋<br>・岩淵水門(上)        | 基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき                                  |
|          | 氾濫警戒情報<br>(洪水警報)  | 注意情報の基準地点と同じ                   | 基準地点のいずれかの水位が、概ね2～3時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき     |
|          | 氾濫危険情報<br>(洪水警報)  | 注意情報の基準地点と同じ                   | 基準地点のいずれかの水位が氾濫危険水位(危険水位)に到達したとき   |
|          | 氾濫発生情報<br>(洪水警報)  | 注意情報の基準地点と同じ                   | 洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき  |
|          | 氾濫注意情報解除          | 注意情報の基準地点と同じ                   | 基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき   |
| 神田川洪水予報  | 氾濫危険情報            | ・番屋橋<br>・和田見橋<br>・南小滝橋<br>・飯田橋 | 基準地点のいずれかの1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは、氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき |
|          | 氾濫注意情報解除          | 氾濫危険情報の基準地点と同じ                 | 全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき  |
| 高潮       | 高潮氾濫危険情報          | ・辰巳水門                          | 基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)に到達したとき   |
|          | 解除                | 氾濫危険情報の基準地点と同じ                 | 基準水位観測所の水位が高潮氾濫危険水位(高潮特別警戒水位)を下回ったとき   |

2 本区に関する予報

(1) 荒川洪水予報

| 種類     | 河川及び実施区域   | 予報地点     |                   |                  |        |        |         |                  |
|--------|--|----------|-------------------|------------------|--------|--------|---------|------------------|
|        |  | 基準地点     | 水防団待機水位<br>(指定水位) | 氾濫注意水位<br>(警戒水位) | 避難断水水位 | 氾濫危険水位 | 計画高水位   | 零点高              |
| 荒川洪水予報 | 荒川 (旧川を除く)<br>左岸 埼玉県深谷市<br>荒川字下川原5番の2地先から海まで (旧川を除く) | 熊谷       | 3.00m             | 3.50m            | 5.00m  | 5.50m  | 7.507m  | A.P.<br>+26.457m |
|        | 右岸 埼玉県大里郡<br>寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海まで (旧川を除く)       | 治水橋      | 7.00m             | 7.50m            | 12.10m | 12.60m | 14.599m | A.P.<br>-0.229m  |
|        |  | 岩淵水門 (上) | 3.00m             | 4.10m            | 6.50m  | 7.70m  | 8.57m   | A.P.<br>+0.000m  |

(2) 神田川洪水予報

| 種類      | 河川及び実施区域                     | 予報地点 |                   |                  |        |        |
|---------|------------------------------|------|-------------------|------------------|--------|--------|
|         |                              | 基準地点 | 水防団待機水位<br>(指定水位) | 氾濫注意水位<br>(警戒水位) | 氾濫危険水位 | 氾濫発生水位 |
| 神田川洪水予報 | 神田川                          | 番屋橋  | —                 | —                | 34.10m | 34.93m |
|         | 左岸 三鷹市井の頭3丁目322番地先から隅田川合流点まで | 和田見橋 | —                 | —                | 29.72m | 30.59m |
|         | 右岸 三鷹市井の頭3丁目322番地先から隅田川合流点まで | 南小滝橋 | —                 | —                | 17.96m | 20.10m |
|         |                              | 飯田橋  | —                 | —                | 3.67m  | 5.27m  |

(3) 高潮氾濫危険情報

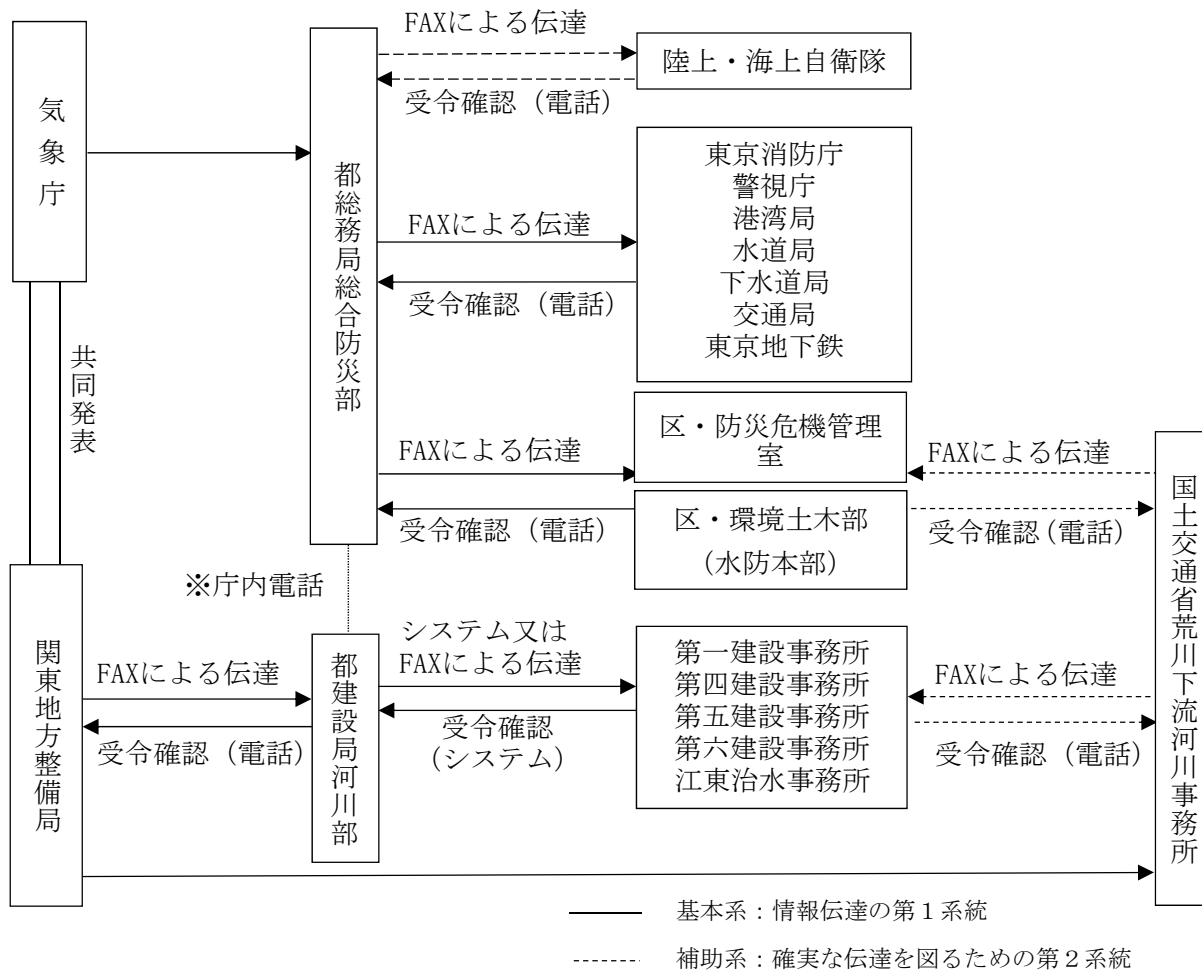
| 種類       | 区域  | 区間名          | 基準水位<br>観測所 | 高潮氾濫危険水位<br>(高潮特別警戒水位) | 水位周知実施区間 |
|----------|---|--------------|-------------|------------------------|----------|
| 高潮氾濫危険情報 | 東京湾沿岸 (東京都区間)<br>自 大田区羽田6丁目地先の都県界<br>至 江戸川区臨海町6丁目地先の都県界 | A.P. +3.6m区間 | 辰巳水門        | A.P. +3.6m             | 東京港海岸    |



3 洪水予報等伝達系統図

洪水予報等の伝達系統は、迅速かつ確実な伝達を図るため、機器の故障等、不測の事態を考慮し、概ね次のとおりである。

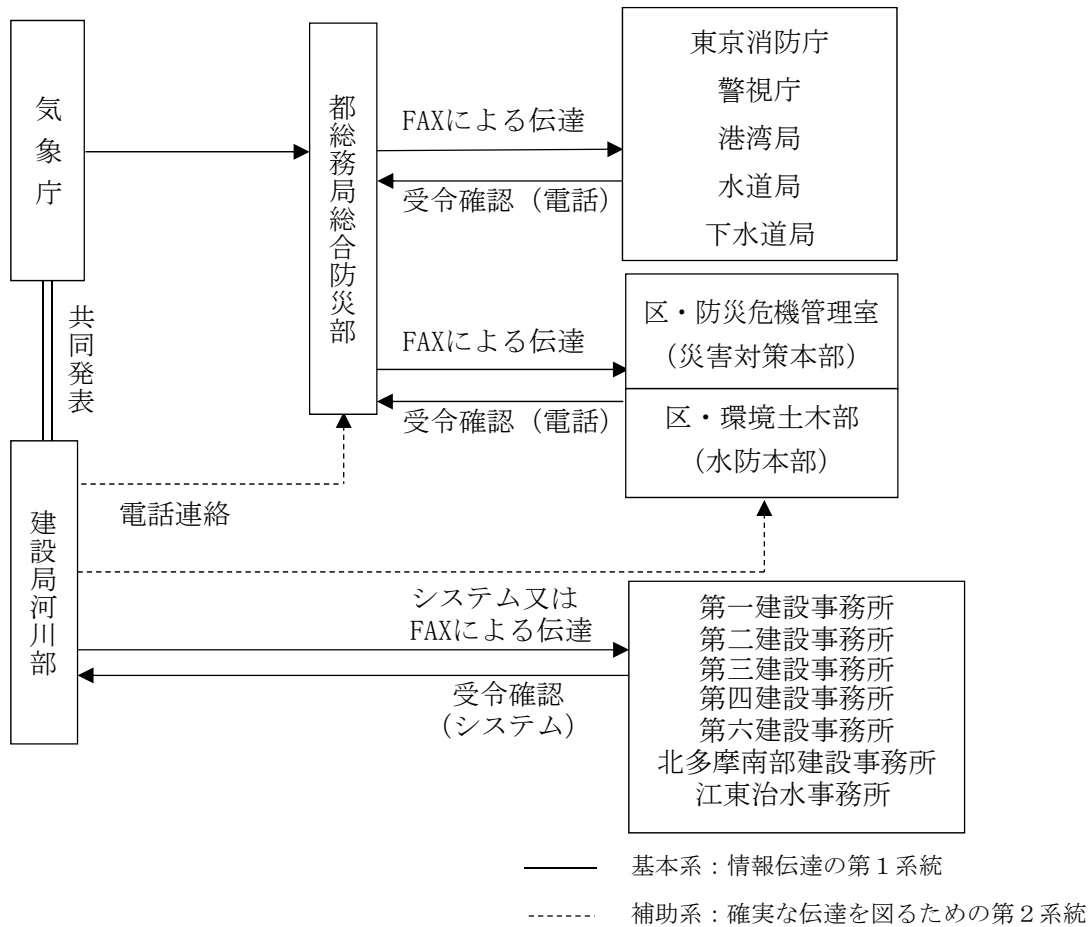
(1) 荒川洪水予報



・総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報を伝達する。

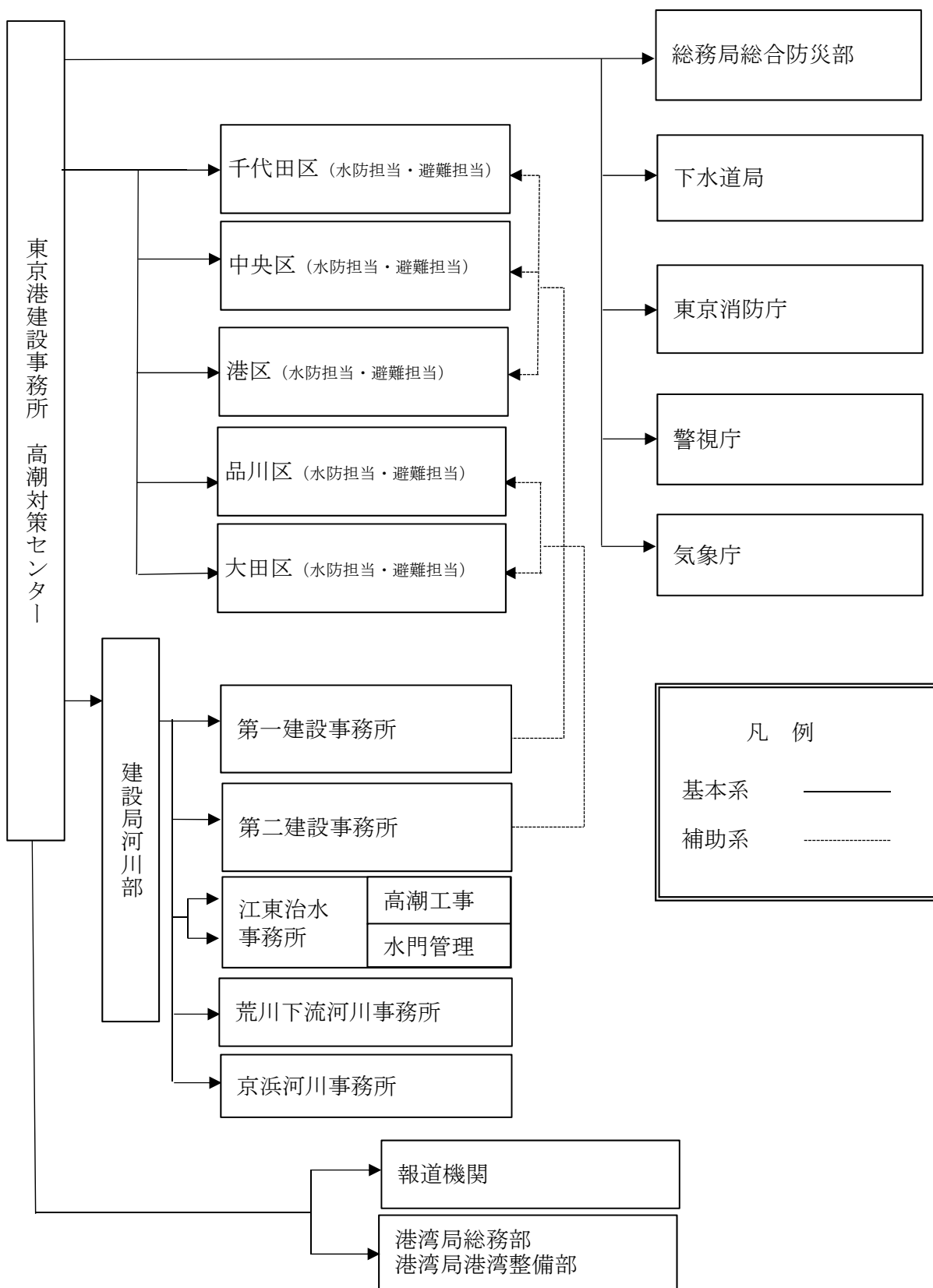
・洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて都民にも伝達。

(2) 神田川洪水予報



- ・総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報を伝達する。
- ・洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて都民にも伝達。

(3) 東京湾沿岸（東京都区間） 高潮氾濫危険情報 伝達系統図



#### 4 浸水想定区域

浸水想定区域とは、水害時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨や高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される範囲を指定した区域のことである。

本区における浸水想定区域は、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図(平成28年5月国土交通省)」、「東京都高潮浸水想定区域図(平成30年3月東京都)」及び「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図(平成30年3月東京都)」のとおりである。

#### 5 地下街等及び要配慮者利用施設への情報伝達

近年の洪水災害等では、外の様子がわからない地下街等の利用者や、避難に比較的時間を要する高齢者・保育園児などが多く被災している。被災を防ぐためには、これらの施設に洪水予報等を確実に伝達するとともに、これを受けた施設の管理者が利用者の避難誘導を迅速に行うことが重要である。

##### (1) 水防法第15条第1項に基づき定める事項

地下街等及び要配慮者利用施設の被害軽減を図るため、水防法第15条第1項に基づき、本計画に定める事項は以下のとおりである。

##### ア 洪水予報等の伝達方法

区民への重要な情報の伝達は、災害広報計画(区・災対財政広報部)により、基本として区防災行政無線及び広報車を活用して行う。さらに、コミュニティFM局と連携し、状況に応じて、避難勧告、被害状況、交通情報等きめ細やかな情報を提供する。

##### イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

洪水時は、浸水想定区域図上で浸水のおそれがない地域または頑強な建物の3階以上への避難を原則とする。

避難場所は、応急対策計画に示す指定緊急避難場所のうち、水害時に使用可能な施設とする。避難にあたっては、地下駅通路やアンダーパス等は急な浸水のおそれがあるため経路としないよう広報活動を行う。

ウ 浸水想定区域内の地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)で、その利用者の洪水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)における円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要がある施設の名称及び所在地については、別冊資料(102ページ)のとおりとする。

また、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。)で、その利用者の洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設の名称及び所在地については、別冊資料(104ページ)参照のとおりとする。

##### (2) 避難確保計画及び浸水防止計画の作成・自衛水防組織の設置

区は、区防災計画に定めた地下街等の所有者又は管理者に対して避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、区への報告及び公表を行うとともに、自衛水防組織を設置し、洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練を行うように指導していく。

また、区防災計画に定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しては、避難確保計画を作成し、区へ報告するとともに、自衛水防組織の設置に努め、洪水時等の避難確保を図るた

めに必要な訓練を行うように指導していく。

(3) 東京都地下街等浸水対策協議会の取組

東京都は、東京都豪雨対策基本方針（平成26年6月改定）の中で、地下空間における浸水対策の更なる充実を掲げ、浸水対策に取り組む大規模地下街等の管理者間の連携を促進するため「東京都地下街等浸水対策協議会」を設置し、各管理者と行政が協働で計画の策定等に取り組んでいる。

区は、八重洲地区及び銀座地区の2地区において、地下街等を持つビル管理者等を中心とした部会を設け、緊急連絡体制などを定めた浸水対策計画を策定している。

各部会は、豪雨時に以下の状況がいずれか1つでも発生した場合には非常体制に移行し、緊急連絡体制を活用して構成員同士が浸水の発生状況や浸水対策の実施状況を随時メール及びFAXで共有することとしている。

ア 気象庁から大雨特別警報が発表されたとき

イ 気象庁等から荒川又は神田川の氾濫危険情報が発表されたとき

ウ 地下街等において浸水の危険性が生じたと判断される時

エ 地下街等において浸水が発生したとき

オ 中央区等から避難勧告または避難指示（緊急）が発令されたとき

### 第3 水防警報

水防警報は、国土交通大臣又は都道府県知事が水防管理団体の水防活動に対して、待機、準備、出動等の指針を与えるために発令される。都及び水防管理団体は、その情報の目的及び性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法について精通し、その情報を利用して効果的な水防活動に努めるものとされている。

水防法では、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼及び海岸について、水防警報を発表することになっている。

本区に係わる河川については、国土交通大臣が行う水防警報の指定を受ける河川はない。都知事が管理する中小河川では、短時間に水位が急激に上昇するため、実態として水防警報を発表することは困難であるとされ、水防警報を行う河川の指定をしていない。

都建設局では、「水防災総合情報システム」で収集した雨量、河川水位、潮位等の情報を、都総務局の「災害情報システム」を通じて、リアルタイムで各水防団体や関係機関に配信している。都がこのような防災システムを活用した情報伝達を確実に行うことにより、本区は水防活動に関する判断を的確に行うことができるようになった。本区は、都から配信された災害情報や気象状況等を踏まえて、独自の判断により大雨洪水、高潮又は津波のおそれがあると判断したときは、直ちに水防本部を設置するとともに、設置した旨を関係機関に通報し、水防活動態勢を整えるものとする。

## 第4章 水防用資器材

### 第1 区・環境土木部

水防倉庫、水防用資器材及び土砂採取場所は次のとおりである。

(水防倉庫、水防用資器材)

| 品名       | 保管場所<br>単位 | 八丁堀詰所    | 日本橋道路事務所  | 月島道路事務所 | 計     |
|----------|------------|----------|-----------|---------|-------|
|          |            | 八丁堀4-1-5 | 蛸殻町1-31-1 | 月島4-1-1 |       |
| 金槌       | 丁          | 5        | 5         | 5       | 15    |
| バール      | 丁          | 2        | 2         | 2       | 6     |
| 大ハンマー    | 丁          | 2        | 2         | 2       | 6     |
| 杉正角      | 本          | 10       | 10        | 10      | 30    |
| ベニヤ板     | 枚          | 40       | 60        | 50      | 150   |
| たる木      | 本          | 10       | 10        | 9       | 29    |
| かつぎ棒     | 本          | 14       | 10        | 10      | 34    |
| スコップ     | 丁          | 90       | 90        | 80      | 260   |
| つるはし     | 丁          | 35       | 30        | 30      | 95    |
| 掛矢       | 丁          | 10       | 10        | 10      | 30    |
| もっこ      | 枚          | 30       | 60        | 29      | 119   |
| なた       | 丁          | 5        | 5         | 5       | 15    |
| 鋸        | 丁          | 16       | 6         | 6       | 28    |
| ラチェットレンチ | 丁          | 8        | 8         | 8       | 24    |
| ペンチ      | 丁          | 5        | 5         | 6       | 16    |
| 鉄線ばさみ    | 丁          | 3        | 3         | 3       | 9     |
| 一輪車      | 台          | 3        | 3         | 3       | 9     |
| 単管       | 本          | 30       | 30        | 20      | 80    |
| 単管継手     | 個          | 40       | 60        | 40      | 140   |
| フルコン土嚢   | 枚          | 550      | 560       | 500     | 1,610 |
| SPパイル    | 本          | 120      | 120       | 100     | 340   |
| 鎌        | 丁          | 20       | 15        | 15      | 50    |
| カスガイ     | 本          | 16       | 40        | 40      | 96    |

なお、他に針金、釘、杉丸太、板、化繊ロープ等を備蓄している。

(土砂採取場所)

| 場     |              | 所        | 採取可能量 m <sup>3</sup> |       |
|-------|--------------|----------|----------------------|-------|
| 京橋地域  | 入船1-1-1      | 桜川公園     | 130                  | 660   |
|       | 湊1-5-1       | 鉄砲洲児童公園  | 90                   |       |
|       | 築地7-19-1     | あかつき公園   | 440                  |       |
| 日本橋地域 | 日本橋堀留町1-1-16 | 堀留児童公園   | 120                  | 1,480 |
|       | 日本橋兜町15-3    | 坂本町公園    | 200                  |       |
|       | 日本橋浜町2-59-1  | 浜町公園     | 1,160                |       |
| 月島地域  | 月島4-2-1      | 月島第一児童公園 | 80                   | 3,060 |
|       | 晴海1-3-29     | 新月島公園    | 2,980                |       |

第2 第一建設事務所

所の所管する倉庫及び水防用備蓄資器材のうち、区内に所在するものは次のとおりである。

明石町倉庫 中央区明石町5-21

| 土のう袋  | 大型土のう袋 | 水のう袋 | 土のう留杭本 | 軽量鋼板枚 | シート㎡  | 鉄線kg | 杭本 | 縄m     | ショベル丁 | ツルハシ丁 | 掛矢丁 | 鋸丁 | 鉋丁 | 番線カッター丁 | もっこ丁 | 一輪車台 | 倉庫面積㎡ |
|-------|--------|------|--------|-------|-------|------|----|--------|-------|-------|-----|----|----|---------|------|------|-------|
| 9,960 | 50     | 470  | 1,526  | 110   | 3,486 | 25   | 34 | 14,350 | 180   | 15    | 2   | 6  | 2  | 4       | 10   | 2    | 76.0  |

第5章 監視及び警戒

第1 水防管理者は、その管内における河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険と認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。

第2 気象状況並びに水位、潮位に応じて河川、海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

第6章 水門、排水機等の操作

第1 東京港建設事務所

高潮・津波等の災害に対処するため、「東京港海岸保全施設操作規程」及び「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより、必要な措置をとる。

※東京港建設事務所所管陸こう一覧は、別冊資料(111ページ)を参照。



## 1 水門の操作

| 施設名                  | 所在地                | 操作基準  |
|----------------------|--------------------|---|
| 佃水門<br>(3521-3019)   | 晴海一丁目<br>1番26号地先   | 1 警戒態勢時（台風）<br>(1) 辰巳水門の外水位がA. P. +1.85mのとき、水門を閉鎖する。<br>(2) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。  |
| 朝潮水門<br>(3521-3019)  | 晴海五丁目<br>1番62号地先   | 2 警戒態勢時（地震）<br>(1) 気象庁が東京湾内湾に津波警報を発表したとき、水門を閉鎖する。<br>(2) 気象庁が震度4の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度4を表示したとき、及び東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき、状況に応じて水門を閉鎖する。  |
| 浜前水門<br>(3521-3019)  | 勝どき三丁目<br>14番13号地先 | (3) 気象庁が震度5弱以上の地震を発表し、又は高潮対策センターの地震計が震度5弱以上を表示したとき、水門を閉鎖する。<br>(4) 安全を確認したとき、水門を開放する。   |
| 築地川水門<br>(3471-7818) | 浜離宮庭園<br>1番1号地先    | 3 準警戒態勢時（異常潮位）<br>(1) 辰巳水門の外水位がA. P. +2.50mを超えるおそれのある場合、佃、朝潮、浜前水門については朝潮水門の外水位がA. P. +2.35mのとき、また、築地川、汐留川水門については築地川水門の外水位がA. P. +2.35mのとき水門を閉鎖する。<br>(2) 外水位が下降し、内外同水位になったとき、水門を開放する。 |
| 汐留川水門<br>(3471-7818) | 浜離宮庭園<br>1番1号地先    |   |

## 2 排水機場の操作

| 施設名                    | 所在地            | 操作基準   |
|------------------------|----------------|--|
| 浜離宮排水機場<br>(3471-7818) | 浜離宮庭園<br>1番1号先 | 1 警戒態勢時（台風）及び準警戒態勢時<br>(1) 築地川及び汐留川の各水門閉鎖後、築地川水門の内水位がA. P. +2.50mを超えるおそれがあるとき、運転を開始し、排水する。<br>(2) 内水位が上昇するおそれのなくなったとき、運転を停止する。<br>2 警戒態勢時（地震）<br>状況に応じて排水する。 |

## 3 陸こう及び逆流防止扉の操作

| 施設名        | 所在地               | 操作基準   |
|------------|-------------------|--|
| 陸こう及び逆流防止扉 | 別冊資料(27、111ページ)参照 | 1 台風及び異常潮位<br>(1) 気象庁が東京地方に高潮注意報を発表したとき、地盤高などA. P. +3.5m以下の陸こうを閉鎖する。（中央区管内では月G-17, 18, 21）閉鎖開始は、A. P. +2.4m<br>(2) 気象庁が東京地方に高潮警報を発表したとき、全陸こう及び全逆流防止扉を閉鎖する。A. P. +2.8m（中央区管内では月G-7, 14, 15）<br>(3) 外水位が下降し、浸水のおそれのなくなったとき、開放する。 |

## 第2 下水道局

### 1 東京都下水道局高潮対策防潮扉の操作

#### (1) 施設の目的

隅田川高潮堤(右岸)並びに日本橋川高潮堤にある下水道吐口の防潮扉は、高潮による水災を

防ぎよし、被害を軽減する目的で設置している。

※東京都下水道局高潮対策防潮扉位置図は、別冊資料(112ページ)を参照。

(2) 監視及び警戒

気象状況、水位、潮位等に応じて監視警戒を行う。

(3) 水位は潮位が閉塞水位に達し、なお上昇のおそれがある場合は防潮扉を閉塞する。

※東京都下水道局高潮対策防潮扉一覧表は、別冊資料(114ページ)を参照。

(4) 防潮扉の開扉

高潮のおそれが解消したと認められたとき、又は内水が河川水位と同水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき閉塞防潮扉は開扉するものとする。

第3 東京都江東治水事務所

1 水門の操作

| 施設名   | 位置                                       | 操作基準   |
|-------|--|--|
| 住水吉門  | 佃一丁目 地先<br><br>(隅田川と旧佃川支流との合流点)          | <p>平常時</p> <p>(1) 住吉水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +2.35mに達したとき操作を開始し当該水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) その後、外水位が下降して、内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>(1) 住吉水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) その後、外水位が下降して内水位(佃支川の水位)と同水位になったときは水門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA.P. +2.35m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>(2) 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>(3) その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。</p> |
| 月島川水門 | 月島三丁目 地先<br>勝どき一丁目<br><br>(隅田川と月島川との合流点) | <p>平常時</p> <p>(1) 月島川水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +2.35mに達したとき操作を開始し、水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) その後、外水位が下降して内水位(当該水門の内水位計で観測する河川の水位)と同水位になったとき、当該水門の門扉を開放する。</p> <p>警戒体制時</p> <p>(1) 月島川水門の外水位(隅田川の水位)がA.P. +1.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは水門の門扉を閉鎖する。</p> <p>(2) その後、外水位が下降して内水位(月島川の水位)と同水位になったときは水門扉を開放する。</p> <p>地震・津波時(操作の特例)</p> <p>(1) 震度5弱以上の地震が発生したときは、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。</p> <p>(2) 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。</p> <p>(3) その後、浸水被害のおそれがなくなったときは、開放する。</p>                      |

| 施設名   | 位置   | 操作基準  |
|-------|--|---|
| 日本橋水門 | 日本橋茅場町一丁目 地先<br>新川一丁目<br><br>(日本橋川と亀島川との分派点) | 平常時<br>開扉のままとする。<br>警戒体制時<br>(1) 日本橋水門の外水位（日本橋川又は隅田川の水位）が上昇してA.P. +2.85mに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、当該水門の門扉を閉鎖する。<br>(2) その後、外水位が下降して内水位（亀島川の水位）と同水位になったときは、当該水門の門扉を開放する。<br>地震・津波時（操作の特例） |
| 亀島川水門 | 湊一丁目 地先<br>新川二丁目<br><br>(隅田川と亀島川との合流点)       | (1) 震度5弱以上の地震が発生したときに、水位がA.P. +2.85m以上の場合は、直ちに閉鎖する。なお、震度4以上の地震が発生したときは護岸の損傷、津波の発生状況等に応じ水門を閉鎖する。<br>(2) 津波警報が発令されたときは、直ちに閉鎖する。<br>(3) その後、浸水被害のおそれなくなったときは、開放する。                     |

## 第7章 水防作業

### 第1 活動内容

- 1 河川・海岸・堤防・区内道路等の巡視を行い水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な処置を求める。
- 2 河川・海岸等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡をするとともに、事態に即応した処置をとり被害の軽減に努める。
- 3 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

### 第2 担任

本区においては、水防法にいう水防団は置かないこととし、水防管理者並びに消防機関が水防作業にあたる。

### 第3 技術指導及び訓練

水防作業に必要な技術上の指導については、水防管理者の技術職員がこれに当たり、都建設局及び第一建設事務所の技術員がこれを援助する。

### 第4 準備及び出動

水防管理者は、次の場合、直ちに消防機関に対し、準備及び出動することを要請する。この場合、直ちに建設局（都水防本部）に報告するものとする。

#### 1 準備

- (1) 河川の水位が指定通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると予想されたとき。
- (2) 気象状況により高潮の危険が予想される時。

#### 2 出動

- (1) 水防に関する注意報・警報が発せられたとき。
- (2) 水位又は潮位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。
- (3) 水位又は潮位が警戒水位に達しなくても、満潮及び気象状況等により危険のおそれがあるとき。
- (4) その他水防上必要と認めたとき。

#### 3 活動内容

- (1) 河川、海岸、堤防等を随時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに、その管理者に連絡して必要な処置を求める。
- (2) 水防上緊急の必要がある場合においては、消防機関に属する者は、水防法第21条に基づき警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの立退きを命ずる。
- (3) 消防機関の長は、水防上必要があると認めるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者、又は現場にある者を水防活動に従事させる。
- (4) 堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを各関係防災機関に通知する。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (5) 消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、又は自ら水防作業の必要を知ったときは、各関係防災機関と連携し直ちに出動し水防活動を行う。
- (6) 消防機関は、救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。

## 第5 応 援

- 1 水防管理者は、緊急の必要のあるときは、他の水防管理団体に対し応援を求める。
- 2 応援を求められた者は、応援を求めた水防管理者の下に行動するものとする。
- 3 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄の警察署長に対して警察官の出動を求める。
- 4 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対して自衛隊の派遣を要請する。
- 5 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、現場にいる者を水防に従事させる。

## 第6 避 難

水防管理者は、著しい危険が迫っていると認められるときは、避難のため立退きを指示する。この場合、所轄の警察署に通知するものとする。

## 第7 通報、通信

- 1 水防管理者は、堤防等の施設が決壊したときは、直ちにこれを関係者に通報する。
- 2 水防管理者は、水防上緊急を要する通信のために、公衆通信施設を優先的に使用し、又は警察・気象管署・鉄道・電気事業・その他の専用通信施設を使用する。

## 第8 公用負担

水防管理者は、水防上緊急の必要があるときは、現場において土地及び器具並びに資材を使用もしくは収容し又は障害物を処理する等の権限を行使できる。この場合証明書を携行し、必要な場合はこれを提示する。

## 第9 工 法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料を考慮して次の工法等を実施する。

積み土のう、月の輪、裏法積み土のう、薄鋼板土留、築廻し、折返し、矢板締切、ベニヤ板、簡易土のう等

## 第10 水防実施状況報告

水防管理者は、水防作業終了後3日以内に箇所ごとにとりまとめ、都へ報告する。

※水防活動報告書は、別冊資料(115ページ)を参照。

## 第8章 風水害への対応

近年、全国で記録的な豪雨が頻繁に発生しており、河川氾濫や高潮の被害のほか、河川流域における市街化の進展と相まった都市型水害も多く発生している。一方で、河川や防潮堤、下水道等の整備には多くの費用と時間を要するため、ハード対策のみに頼った水害対策では十分とはいえない状況にある。

このような中で、水害の被害を最小限にとどめていくためには、自治体による組織的な水防活動に加え、住民一人ひとりが水害の危険性を理解し、いち早く避難できる体制を自ら整えていく必要がある。そのためには、水害防止に関わるさまざまな情報をあらかじめ住民に周知しておくことが重要である。

これらを踏まえ、区は、これまでの治水事業の促進をはじめとするハード対策に加えて、各関係機関と協力・連携しながら、水害を未然に防止し、被害の軽減を図るための方策を講じていく。

### 第1 浸水情報の公表

浸水情報は、①「区民が、地域における水害に関する危険性を知り、自ら対策するための資料とする」②「建築計画を立てる際に、浸水防止を図るための事前資料とする」③「円滑な水防活動を行うための資料とする」などを目的に公表するものであり、区では浸水実績図や浸水想定（予想）区域図を備え公表を行っている。

#### 1 浸水想定区域図

浸水想定区域図は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川及び高潮について、想定し得る最大規模の降雨や高潮による浸水区域及び浸水の程度（浸水深）、浸水継続時間を図示したものであり、本区に関連する区域としては、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月国土交通省）」、「東京都高潮浸水想定区域図（平成30年3月東京都）」及び「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図（平成30年3月東京都）」が公表されている。

#### 2 浸水予想区域図

浸水予想区域図は、河川の氾濫（外水）と下水道の浸水（内水）の想定を合わせて浸水区域及び浸水の程度（浸水深）を図示したものであり、河川流域ごとに作成されている。本区に関連する河川では、「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月都市型水害対策連絡会（神田川流域）」、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（平成15年5月東京都都市型水害対策連絡会）」、「江東内部河川流域浸水予想区域図（令和2年3月都市型水害対策連絡会（江東内部河川流域）」が公表されている。なお、神田川流域及び江東内部河川流域については、平成27年5月の水防法の改正に伴い、対象降雨を想定し得る最大規模の降雨とした改定が行われており、今後、隅田川及び新河岸川流域についても同様に改定される予定である。

### 第2 洪水ハザードマップの作成と公表

「洪水ハザードマップ」とは、浸水想定（予想）区域図をもとに、想定される浸水の区域や程度、避難場所や避難時の心構えなどの情報をわかりやすくまとめ記載した図面をいい、「洪水ハザードマップ」を事前に周知することは、区民の危機管理意識の向上や自主的避難体制の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効とされている。

本区では3河川流域の浸水予想区域図を基にした「中央区洪水ハザードマップ（隅田川・神田川・日本橋川版）」及び「荒川水系荒川流域浸水想定区域図（平成28年5月国土交通省）」を基にした「中



中央区洪水ハザードマップ（荒川版）」を作成・公表している。

なお、洪水を想定した降雨は、隅田川・神田川・日本橋川流域では平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間雨量114mm）、荒川流域では「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（平成28年5月国土交通省）」における想定最大規模降雨（3日間総雨量632mm）としている。

※中央区洪水ハザードマップ（隅田川、神田川、日本橋川版）は、別冊資料(3ページ)を参照。

※中央区洪水ハザードマップ（荒川版）は、別冊資料(5ページ)を参照。

### 第3 河川氾濫及び高潮への対応

国土交通省は「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改定し、都は「東京都管理河川の氾濫に関する減災に向けた取組方針」を取りまとめるなど、円滑かつ迅速な避難確保や的確な水防活動に向けて、関係機関の連携した取組が推進されているところである。本区においても、国や都が設置した「荒川水系（東京都）大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」に参画し、防災関係機関との連携強化を図っている。今後、本区では、荒川氾濫時における広域避難や高潮氾濫への対策について、国や都、近隣区などの動向を踏まえながら検討を進めていく。

### 第4 都市型水害への対応

#### 1 内水氾濫による被害

近年、東京では、1時間に50ミリを超える集中豪雨に見舞われることが多くなり、100ミリに達する最大1時間降雨量も記録されるなど、内水の氾濫による被害が多発している。とりわけ、地下鉄、地下街、ビルの地下室など、地下利用が高度に進んだ都心部では、内水氾濫に伴う地下空間の浸水による甚大な被害が予想されており、今や水防活動における内水被害への対応は重要な課題となっている。

内水の氾濫は発生箇所の予測が困難であるとともに、随所で同時多発的に生じる可能性がある。そのため、内水氾濫による水害の発生に際して、区及び各関係機関は、連携して被害状況等の情報交換に努めるとともに、各々の役割を的確に果たすものとする。

#### 2 総合的な治水対策

区では、地域の特性に合わせた流域対策の一環として、都が策定した「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、都による河川や下水道の整備と連携しながら、公共施設を中心に雨水流出抑制施設の設置を推進している。

### 第5 台風への対応

令和元年台風第15号及び第19号をはじめ、近年、全国各地で台風による被害が発生している。これらの教訓を踏まえて、大型台風の接近や上陸による被害を未然に防止し、軽減するため、区の態勢等を次のとおり定める。

#### 1 情報収集

台風の接近が予想される数日前から、気象庁の記者会見や気象庁東京管区气象台とのホットラインなど、さまざまな手段で気象情報を収集・注視し、対策に努めるものとする。

#### 2 区の態勢

##### (1) 水防連絡会議の開催

台風の接近により風水害が発生するおそれがある場合、環境土木部及び防災危機管理室による水防連絡会議を開催し、水防本部の設置や職員の配備態勢など水防態勢の確認を行う。

(2) 危機管理対策連絡室の設置

台風が直撃または本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合、第5部第2編第3章「区の態勢」(340°-ジ)に定める事案のレベル2として、危機管理対策連絡室を設置し、必要に応じて自主避難所の開設などの対応方針を決定する。

(3) 災害対策本部の設置

台風により大雨などの特別警報発令が予想される場合、または気象庁、荒川下流河川事務所、都とのホットラインにより警戒態勢を準備する旨の連絡があった場合、第3部第1編第2章「災害対策本部の設置」(98°-ジ)に定めるとおり、災害対策本部を設置するとともに、必要に応じて避難勧告等の発令、指定緊急避難場所の開設などの対応方針を決定する。

3 自主避難所の開設

台風が直撃または本区に大きな影響を与える可能性があるなどの場合には、暴風雨や高潮などを不安に感じる区民等が滞在する施設として、必要に応じて自主避難所を開設する。

4 区民等への広報

区は、あらかじめ台風への備えについて注意喚起を図るとともに、区施設の休業やイベント等の中止、自主避難所の開設などを決定した場合は、区ホームページなどで区民等へ速やかに広報するものとする。

第6 啓発活動

風水害を最小限にするためには、区民の日頃の備えと適切な行動が不可欠である。区では、ソフト対策として、区民がいつでも気軽に必要な情報を入手できるよう、豪雨時の危険性などを紹介したリーフレットや、想定される浸水の範囲及び避難所などの情報を掲載した洪水ハザードマップを窓口で配布するとともに、区ホームページに掲載し、風水害への注意を喚起する。



## 第10編 津波対策計画

### 第1章 計画方針

都は、東京湾北部地震で1.88m、元禄型関東地震で2.51m、南海トラフの巨大地震で2.46mの津波が区に到達すると想定した。

この想定において、発生周期が2300年の元禄型関東地震発生時、水門が閉まらなかった場合に佃、月島、浜離宮が浸水すると想定したことを受け、津波による被害を最小限にするための対策に万全を期することを目的とする。

### 第2章 地震別津波高及び到達時間

| 地震別            |       | 津波高(T.P.) | 到達時間       | 浸水被害 | 人的被害 |
|----------------|-------|-----------|------------|------|------|
| 東京湾北部地震        |       | 1.88m     | 3～7分(東京湾)  | 浸水なし | なし   |
| 元禄型<br>関東地震    | 水門閉鎖時 | 2.51m     | 2時間20分     | 浸水なし | なし   |
|                | 水門開放時 | 2.39m     |            | 浸水あり | なし※  |
| 南海トラフ<br>の巨大地震 | 水門閉鎖時 | 2.46m     | 3時間23分(区)※ | 浸水なし | なし   |
|                | 水門開放時 | 2.28m     |            | 浸水あり | なし※  |

※浸水エリアに滞留者がいた場合には、人的被害が発生するおそれがある。

※津波浸水想定図は、183ページを参照。

※最大津波高のうち一番大きい値の地点で最大津波高が到来する時間

### 第3章 津波情報の収集伝達

津波による被害を軽減・防止するためには、津波等の情報を迅速・的確に収集し、住民や観光客、船舶等にいち早く伝達する体制を確立する。

#### 第1 津波予報の種類

第3部第9編第3章「第1 気象情報」(156ページ)を参照。

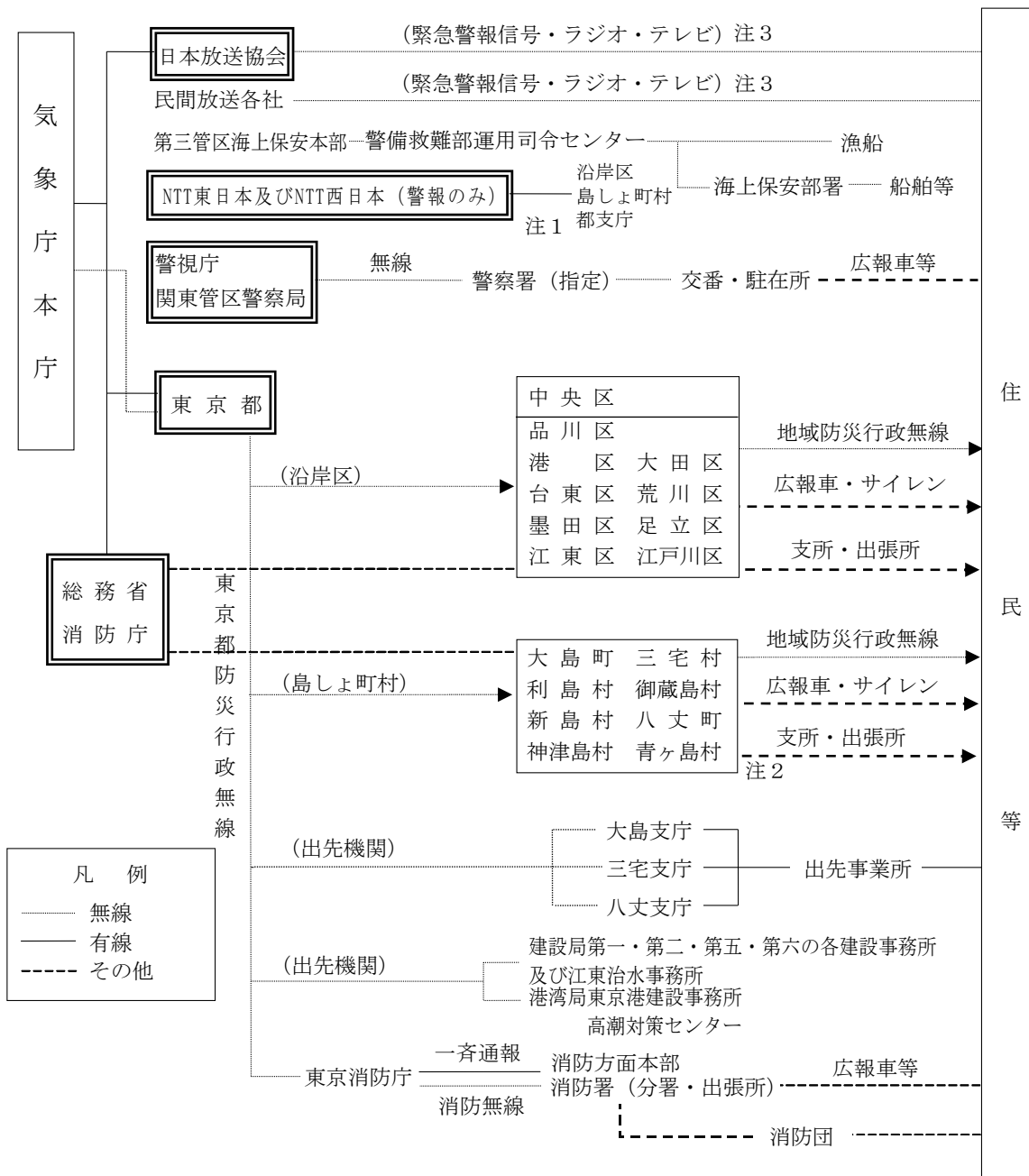
#### 第2 津波予報の伝達

| 機 関 名 | 伝 達 方 法  |
|-------|--|
| 区     | <p>1 大津波警報・津波警報・注意報等の通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、安全・安心メール、緊急告知ラジオ、ツイッター、緊急速報メール、防災マップアプリ等により関係地区住民等に周知し、その安全確保に努める。</p> <p>津波予報の伝達系統は別表(180ページ)のとおりである。</p> <p>2 全国瞬時警報システム(Jアラート)など、地上通信網以外にも多様な通信手段を用いて、迅速に津波情報や緊急地震速報等の情報把握に努める。</p> |

| 機 関 名   | 伝 達 方 法  |
|---------|--|
| 警 察 署   | 1 各署等は、直ちに交番・駐在所に伝達するとともにパトロールカー、警備艇等を活用して危険区域の住民等に広報する。<br>2 各署等の交番・駐在所勤務員は、危険予想区域を優先に、広報資器材を活用して住民等に周知する。  |
| 消 防 署   | 各署等は、津波予報を受けたときは、直ちにその旨を消防団本部へ伝達するとともに関係各機関と連携し、正確な情報収集に努め住民等に対して、広報車等を活用した広報を実施する。  |
| 東京海上保安部 | 津波予報の通報を受けたときは、次の周知活動を行う。<br>(1) 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。<br>(2) 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより放送周知する。<br>(3) 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。<br>(4) 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等により関係者及び在泊船舶に伝達する。<br>(5) 東京湾内湾に大津波警報が発令された場合等には、海上保安庁長官による非常災害発生周知措置が発令され、必要に応じて港内又は港の境界線付近にある船舶に対し、航行の制限、禁止、停泊場所・方法の指定、移動制限、港外退去等について命令する。 |

別表

大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図



(注) 1 気象庁本庁から、「NTT東日本及びNTT西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。  
 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。  
 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。  
 4 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先  
 5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

## 第4章 津波発生時の避難計画

### 第1 避難計画

- 1 耐火造又は準耐火造建物（概ね中高層建物）居住者  
地震による倒壊危険等がない建物の居住・滞留者は、2階以上の上階へ避難する。
- 2 木造又は防火造建物（2階程度の低層建物）居住者・滞留者  
最寄りの小学校等区施設の2階以上の上階へ避難する。

### 第2 避難先

浸水が想定される佃、月島及び勝どきに豊海町を加えた地域を「避難対象地域」とし、夜間開放可能であり避難可能な区施設の佃島小学校、佃中学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校及び月島特別出張所を避難先とする。

### 第3 津波避難指示（緊急）文例

次のとおり避難指示（緊急）を行う。

#### 1 大津波警報

「こちらはぼうさいちゅうおうです。大津波警報、大津波警報が出ました。佃、月島、勝どき、豊海の皆さん、鉄筋コンクリート造建物の方は2階以上の上階へ、他の方は最寄りの小学校など区施設の2階以上へ、直ちに避難してください。」

#### 2 津波警報

「こちらはぼうさいちゅうおうです。津波警報が出ました。佃、月島、勝どき、豊海の皆さん、鉄筋コンクリート造建物の方は2階以上の上階へ、他の方は最寄りの小学校など区施設の2階以上へ、直ちに避難してください。」

## 第5章 避難誘導態勢

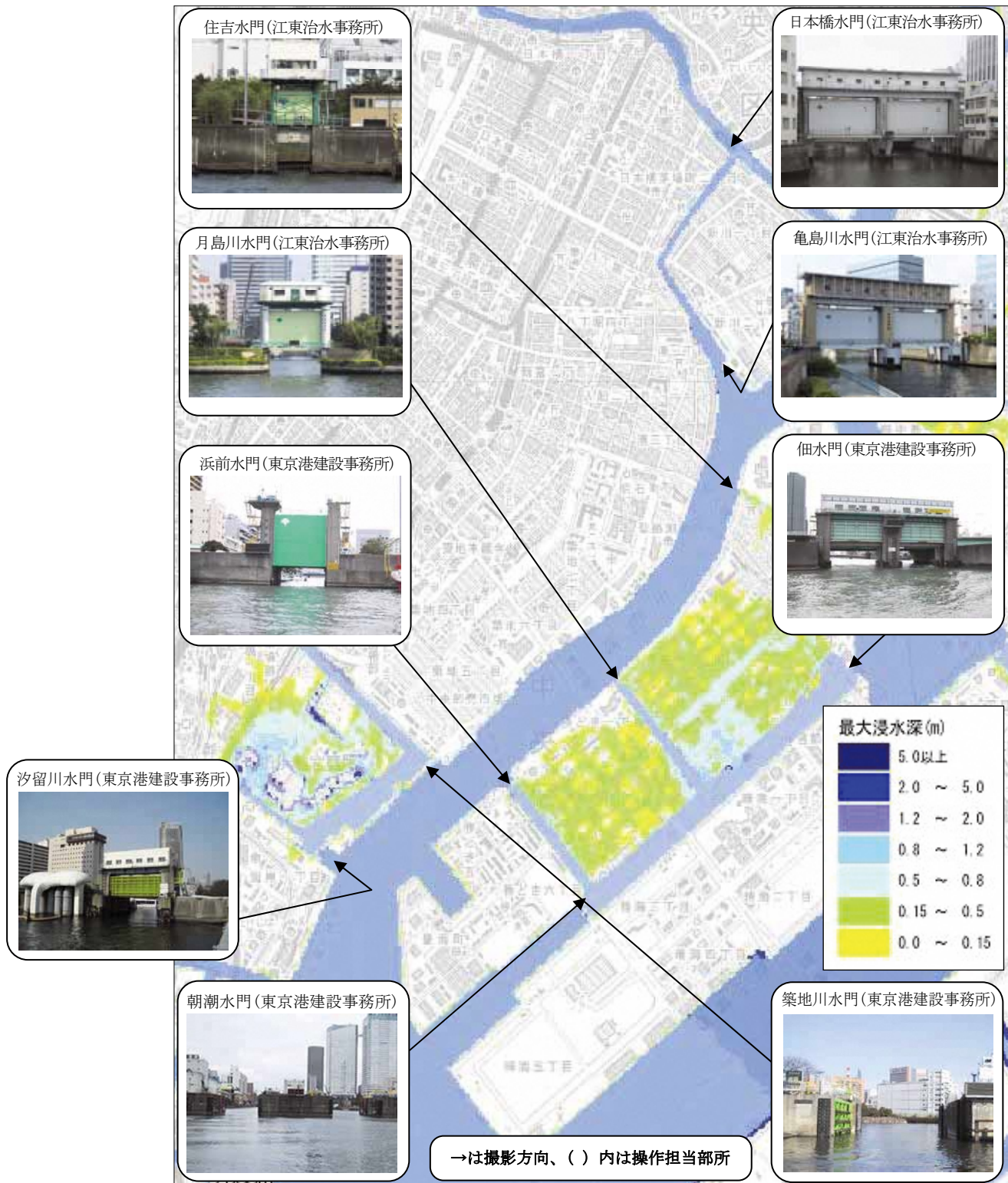
| 機 関 名 | 対 策  |
|-------|--|
| 区     | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 区長は、あらかじめ津波発生時の対応について、住民等に周知徹底を図る。</li> <li>2 地震発生後、報道機関から大津波警報・津波警報が放送されたとき、又は全国瞬時警報システム（Jアラート）等により大津波警報又は津波警報の伝達があったとき、区長は、直ちに住民等に対して避難指示（緊急）を発令する。なお、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を適切に避難させるための体制を整備することとする。</li> </ol> |

| 機 関 名    | 対 策  |
|----------|--|
| 警 察 署    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難の指示の伝達及び避難誘導は迅速・的確に実施する。</li> <li>2 津波警報・注意報等の発表を待つことなく、速やかに港湾、河川等に要員を派遣し、潮位の変化等の異常の有無の調査を行う。</li> <li>3 津波による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区長が避難の指示又は屋内待避等の安全確保措置の指示をすることができないと認めるとき若しくは区長から要求があったときは、住民等に対し、指定された津波避難場所に避難するよう指示又は屋内待避等の安全確保措置を執るよう指示するとともに、必要により避難する住民等の誘導又は屋内待避等の安全確保措置のための引き留めを行い、実施した際には、直ちに区長に通知する。</li> </ol> |
| 消 防 署    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 津波の危険が予想される場合の消防署の活動態勢は、火災等の発生及び消防力の状況等を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。</li> <li>2 避難勧告、指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し消防力の余力に応じて、必要な情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。</li> <li>3 避難が開始された場合は、消防団員や関係機関と協力し避難誘導を行う。</li> </ol>  |
| 東京港建設事務所 | <p>「東京港海岸保全施設操作規程」「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより、水門の操作を行う。操作基準については、第3部第9編第6章「水門、排水機等の操作」(170ページ)を参照。</p>   |



津波浸水想定図

元禄型関東地震（水門開放の場合）



## 第11編 消防計画（第一消防方面本部、消防署、消防団、区・災対指令部）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名   | 発災   | 1時間                  | 24時間 | 72時間  |
|-------|--|----------------------|------|-------|
|       | 初動態勢の確立期   | 即時対応期                |      | 復旧対応期 |
| 東京消防庁 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○震災非常配備態勢の発令</li> <li>○震災消防活動態勢の確立</li> <li>○情報収集等</li> <li>○消防活動路の確保                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○消火活動</li> <li>○救助・救急活動</li> </ul> </li> </ul>         | ○東京消防庁災害時支援ボランティアの活用 |      |       |
| 消防団   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○居住地付近の住民に出火防止と初期消火の呼びかけ</li> <li>○情報収集</li> <li>○消火活動、避難道路防護活動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○消防署隊への応援</li> <li>○救出活動、負傷者への応急救護・搬送</li> </ul> </li> </ul> | ○避難場所への誘導等           |      |       |

## 第1章 消防態勢

### 第1 消防署の態勢

| 京橋消防署                | 日本橋消防署                         | 臨港消防署                |
|----------------------|--------------------------------|----------------------|
| 3課10係2出張所<br>定数 184名 | 3課10係3出張所<br>定数 201名           | 3課10係1出張所<br>定数 228名 |
| 本署<br>築地出張所<br>銀座出張所 | 本署<br>堀留出張所<br>人形町出張所<br>浜町出張所 | 本署<br>月島出張所          |

### 第2 消防団の態勢

| 区分  | 京橋消防団   | 日本橋消防団  | 臨港消防団                               |
|-----|---|---|-------------------------------------|
| 規模  | 7個分団<br>定数 150名   | 7個分団<br>定数 150名   | 4個分団<br>定数 100名                     |
| 分団数 | 団本部<br>第1分団<br>第2分団<br>第3分団<br>第4分団<br>第5分団<br>第6分団<br>第7分団 | 団本部<br>第1分団<br>第2分団<br>第3分団<br>第4分団<br>第5分団<br>第6分団<br>第7分団 | 団本部<br>第1分団<br>第2分団<br>第3分団<br>第4分団 |



### 第3 消防装備

#### 1 消防署の車両等

|          |        | ポンプ車 | 化学車 | はしご車 | 照明車 | 資器材輸送車 | 救急車 | 指揮車 | 消防艇 | 消防隊用可搬ポンプ | その他の車両 |
|----------|--------|------|-----|------|-----|--------|-----|-----|-----|-----------|--------|
| 第一消防方面本部 |        |      |     |      |     |        |     | 1   |     |           | 2      |
| 京橋       | 本署     | 2    | 1   | 1    |     |        | 2   | 1   |     | 1         | 4      |
|          | 築地出張所  | 2    |     |      |     |        |     |     |     | 1         |        |
|          | 銀座出張所  | 1    |     | 1    |     |        | 1   |     |     | 1         |        |
| 日本橋      | 本署     | 3    |     | 1    | 1   |        | 2   | 1   |     | 1         | 5      |
|          | 堀留出張所  | 1    |     |      |     |        |     |     |     | 1         |        |
|          | 人形町出張所 | 2    |     |      |     | 1      |     |     |     | 1         |        |
|          | 浜町出張所  | 1    |     |      |     |        |     |     | 2   | 1         |        |
| 臨港       | 本署     | 2    |     |      |     |        | 1   | 1   | 6   | 1         | 6      |
|          | 月島出張所  | 1    | 1   | 1    |     |        | 1   |     |     | 1         |        |
| 計        |        | 15   | 2   | 4    | 1   | 1      | 7   | 4   | 8   | 9         | 17     |

(非常用車両を含む)

#### 2 消防団の装備

| 区分     | 手引き可搬ポンプ | 可搬ポンプ積載車 | コンパクトスローロープ | 発電機 | 防水シート | ホース  | その他         |
|--------|----------|----------|-------------|-----|-------|------|-------------|
| 京橋消防団  | 7台       | 5台       | 7本          | 21台 | 24枚   | 175本 | 簡易救助資機(器)材等 |
| 日本橋消防団 | 7        | 3        | 7           | 14  | 21    | 147  |             |
| 臨港消防団  | 4        | 2        | 4           | 16  | 16    | 116  |             |
| 計      | 18       | 10       | 18          | 51  | 61    | 438  |             |

### 第4 防火水槽等消防水利の現況

| 区分   | 京橋消防署管内                 |                     | 日本橋消防署管内                 |                     | 臨港消防署管内                  |                     | 計                        |                      |
|------|-------------------------|---------------------|--------------------------|---------------------|--------------------------|---------------------|--------------------------|----------------------|
|      | 数量                      | 容量                  | 数量                       | 容量                  | 数量                       | 容量                  | 数量                       | 容量                   |
| 防火水槽 | 127基                    | 7,663m <sup>3</sup> | 116基                     | 6,966m <sup>3</sup> | 129基                     | 7,491m <sup>3</sup> | 372基                     | 22,120m <sup>3</sup> |
|      | (内訳)                    |                     | (内訳)                     |                     | (内訳)                     |                     | (内訳)                     |                      |
|      | 40m <sup>3</sup> 未満×2基  |                     | 40m <sup>3</sup> 以上×90基  |                     | 40m <sup>3</sup> 未満×3基   |                     | 40m <sup>3</sup> 未満×5基   |                      |
|      | 40m <sup>3</sup> 以上×97基 |                     | 100m <sup>3</sup> 以上×26基 |                     | 40m <sup>3</sup> 以上×106基 |                     | 40m <sup>3</sup> 以上×293基 |                      |
| 受水槽  | 4                       | 426                 | 2                        | 92                  | 25                       | 1,942               | 31                       | 2,460                |
| プール  | 6                       | 1,530               | 5                        | 1,676               | 13                       | 2,965               | 24                       | 6,171                |
| 計    | 137                     | 9,619               | 123                      | 8,734               | 167                      | 12,398              | 427                      | 30,751               |

※防災区民組織の水利は、第2部第6編第3章「防災区民組織」(71ページ)を参照。

## 第2章 災害活動

火災、地震及びその他の災害（以下、本編において「火災等」という。）から区民の生命、身体及び財産を保護し、その被害の軽減を図るため、消防機関の有する全機能をあげて、火災等の警戒防ぎよ及び被災者の救助救急活動にあたる。

### 第1 震災時消防活動

#### 1 震災署隊本部の設置等

消防署には、災害活動組織の中核として署隊本部を常設しており、平常時の消防力を震災時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。

#### 2 配備動員態勢等

##### (1) 配備動員態勢

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部を常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防活動態勢を確立する。

配備態勢等は次のとおり。

| 項 目      | 活 動 態 勢   |
|----------|---|
| 震災配備態勢   | 次のいずれかに該当する場合、直ちに震災配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を行う。<br>1 気象庁の発表で、東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5弱の地震が発生したとき。<br>2 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5弱を示す地震が発生したとき。<br>3 1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況により必要と認められたとき。 |
| 震災非常配備態勢 | 次のいずれかに該当する場合、直ちに震災非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を行う。<br>1 気象庁の発表で、東京23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生したとき。<br>2 東京消防庁及び区市町村の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強以上を示す地震が発生したとき。<br>3 1の地域に地震が発生し、必要と認められたとき。         |
| 非常招集     | 震災配備態勢を発令したときは、発令時に勤務している人員及び所要の人員、震災非常配備態勢を発令したときは全消防職員並びに全消防団員が招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。  |

#### 3 消防活動

##### (1) 活動の基本

- ア 火災が多発した場合は、全消防力をあげて消防活動を行う。
- イ 震災消防活動態勢を早期に確立し、消火活動と並行して救助・救急活動等、人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ウ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

#### (2) 活動内容

- ア 火災規模、地域及び消防力を総合的に判断して住民の安全確保にあたる。
- イ 火災規模により、署、方面、警防本部等の部隊運用による。

#### (3) 部隊運用

- ア 地震に伴う火災、救助・救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。
- イ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等を活用し、効率的な部隊運用を図る。

#### (4) 情報収集等

- ア 署隊本部は所定の計画に基づき、119番情報、高所見張り情報、情報活動隊による情報、参集職団員情報、災害時支援ボランティア情報等、積極的な災害情報収集を行う。
- イ 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換・分析を行う。
- ウ 震災消防対策システム、ヘリコプターテレビ電送システム、画像伝送装置、早期災害情報システム等を活用し、円滑な情報収集、伝達及び管理を行う。

### 4 消防活動路の確保

- (1) 道路情報を収集し、消防活動上障害物除去を要する道路を把握して、民間の重機を調達して障害物除去活動を行う。
- (2) 火災・救助・救急活動に必要な道路が確保できない場合は、道路管理者に道路を指定して優先的に障害物除去を要請し、早期に消防活動路の確保を行う。
- (3) 消防車両が災害出場等により緊急通行する際に、道路上の車両その他の物件により緊急通行ができない場合は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づく道路障害物除去措置命令又は道路障害物除去措置を行い消防活動路の確保を行う。

### 5 消火活動が困難な地域への対策

震災時には道路の狭隘に加え、道路周辺建物等の倒壊等により消防活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。このため、道路の拡幅、防災水槽の充足、消防隊用可搬ポンプの活用、消防団体制充実等の施策を推進するとともに、地域別延焼危険度の判定結果や地震時における焼け止まり効果の測定結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努めている。

## 第2 事前対策

消防法、東京都震災対策条例及び関係法令に基づいて、建築物、危険物、火気取扱施設等に対して積極的に規制、指導を行う。

### 1 建築物の防災

一般建築物の構造、設備について、建築同意事務及び立入検査により、規制及び指導を行い、家具類の転倒・落下・移動防止対策による出火防止と初期消火の徹底を図る。

### 2 危険物等の保安

危険物施設の耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、防災資器材の整備促進、立入検査の強化等により出火防止・流出防止対策の推進を図る。

### 3 火気使用設備・器具の安全化

地震時の火災は、火気使用施設・器具からの出火が原因となることが多い。火災予防条例に基づき、耐震安全装置付きの石油燃焼器類の普及促進と、火気使用設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定その他各種の安全対策の継続した推進を図るとともに、適正な機能を保持するため、各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具等の点検・整備・清掃について指導の徹底を図る。

### 4 防火管理体制の強化

消防法に基づき、事業所等の防火管理体制の徹底の強化及び自衛消防隊の育成強化、更には事業所防災計画の策定等について立入検査等機会をとらえて指導を行う。

### 5 事前広報の普及推進

地震発生時の区民への出火防止の呼びかけ、初期消火の励行、被害状況等の把握、更に被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防、電気、ガス等の機能停止に伴う出火防止及び復旧期の復電による通電火災防止の徹底を広報する。

### 6 消防水利対策

(1) 震災時の同時多発火災及び大規模市街地火災に対応するため、延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に耐震性を有する防火水槽の設置、河川、海等あらゆる水源の有効活用等の施策を進める。

(2) 公共施設及び特殊建築物の整備にあわせた東京都震災対策条例第27条に基づく防火水槽の設置、宅地開発等に関する条例及び指導要綱に基づく防火水槽等の設置対象物や容量規定の制定、区有地等の売却に際して、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図る等、消防水利の整備を推進する。

(3) 経年防火水槽の耐震力を強化し、震災時の消防水利を確保する。

(4) 防火水槽の鉄蓋を軽可搬消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。

### 7 その他の対策

消防車両をはじめ各種資器材の整備充実に努めるとともに、関係機関との連携を密にし、建築物、道路、橋りょう、避難所、救護施設、電気、ガス、水道等の状況を各種震災計画に反映させる。

## 第3 消防団活動

消防団は、震災時には消防署隊と連携し、消防活動に当たるとともに、平常時には地域住民と連携しスタンドパイプ、排水栓等を活用した、実践的な訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。東京消防庁では、都市の特性に対応した事業所団員等、消防団員の確保を推進している。さらに可搬ポンプ積載車(緊急車)を増強し、震災時の消防団活動体制の充実強化を図っている。

なお、消防団員が生業において使用する資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる体制の整備、救助資機(器)材及び携帯通信機器の整備に努める。

### 1 出火防止広報

発災と同時に居住地付近の住民に対し、出火防止と初期消火の広報と住民指導を行う。

### 2 情報活動

災害の初期対応を行うとともに、参集時に被害状況や消防活動上必要な情報収集を行いMCA無線機等又は早期災害情報システムを活用し消防団本部に伝達する。

### 3 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、分団受持区域内の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に又は消防署隊と連携して行う。

### 4 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

### 5 救出・救護

救助器具等を活用して、団員がリーダーとなり地域住民とともに一体となった救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急救護を行い安全な場所へ搬送する。

### 6 避難場所への誘導等

避難指示（緊急）又は避難勧告が出された場合は、地域住民に伝達するとともに関係機関と連携をとりながら、避難者の安全確保を図る。

### 7 避難場所の防護等

避難指示（緊急）又は避難勧告が出された場合には、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

※消防団の表彰等に関する要綱については、別冊資料(227ページ)を参照。

## 第4 東京消防庁災害時支援ボランティアの活用

1 震災等の災害による被害の拡大を防止するためには、区及び防災関係機関の迅速、的確な対応とともに、ボランティアによる自主的かつ、専門的な知識技術を有する活動の協力が必要である。

### 2 京橋・日本橋・臨港各消防ボランティアの活用

地震時における消防隊の現場活動の支援として、応急救護をはじめ、専門的な知識技術を有するボランティア活動の協力を得るため、事前に登録した京橋・日本橋・臨港各消防ボランティアの受入体制を確立する。また、ボランティア活動を統率するリーダー及びコーディネーターの育成を継続的に実施するとともに、元東京消防庁職員の登録者を積極的に活用し、消防ボランティアの充実強化を図る。また、ボランティア用救助資機（器）材を整備し、震災時の消防隊との連携した実践的な訓練を実施し、活動能力の向上を図る。各消防ボランティアは、東京消防庁管内における震度6弱以上の地震が発生した場合や大規模な自然災害が発生した場合に、自発的に東京消防庁管内の消防署へ参集し、チーム編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や応急救護活動等を実施する。

## 第5 初期消火体制の整備

区は、地域、家庭の初期消火及び防災行動力の向上を図るため初期消火体制の強化を図る。

- 1 延焼危険度の高い地区を重点にした街頭消火器の設置（令和2年4月1日現在793本）
- 2 火災発生時の初期消火協力消火器（火元除く）の無償による回収と薬剤詰替
- 3 家庭用消火器の防災訓練時の無償による回収と薬剤詰替
- 4 防災区民組織への資器材の供与（粉末消火器4型、大型消火器（強化液20ℓ車載型）、D級軽可搬ポンプ等）
- 5 防災区民組織に河川以外の水利である防火水槽を確保している。一覧は、第2部第6編第3章

「防災区民組織」（71ページ）を参照。

- 6 防災拠点での訓練や総合防災訓練等の防災訓練を通じ初期消火力を強化する。
- 7 消防団への装備補助及び消防団分団倉庫のスペースの確保
- 8 同時多発火災が発生すると消防署・消防団の消火活動が十分行われないうちが発生する。このため、防災区民組織が消防水利を活用して消火活動を行えるようポンプ接続器具を供与する。また、定期的にポンプの保守点検を実施し、発災に備え、常に良好な状態で管理しておかなければならない。



## 第12編 海上等における応急対策計画 (東京海上保安部)

### 第1 津波情報等の伝達

1 気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通報を受けたときは、船舶等に対し航行警報、安全通報及び巡視船艇により伝達するとともに、必要に応じ関係事業者に周知する。

なお、津波警報等については、各放送機関との間で締結している「災害時における放送要請に関する覚書」により速やかに行う。

- (1) 港内及びその付近にある船舶に対して、巡視船艇により適宜港内及びその周辺海域を巡回し、拡声器、横断幕等により周知する。
  - (2) 東京湾海上交通センター（神奈川県横浜市所在）において、港内及びその周辺海域に在泊する船舶に対し、国際VHF（16ch）156.8MHzにより放送周知する。
  - (3) 第三管区海上保安本部警備救難部運用司令センターにおいて、航行船舶に対し安全通信により周知する。
  - (4) 東京港における「台風・津波等対策委員会連絡系統」を通じ、電話等による関係者及び在泊船舶に伝達する。
  - (5) 東京湾内湾に大津波警報が発令された場合等には、海上保安庁長官による非常災害発生周知措置が発令され、必要に応じて港内又は港の境界線付近にある船舶に対し、航行の制限、禁止、停泊場所・方法の指定、移動制限、港外退去等について命令する。
- 2 航路障害物の発生及び航路標識の異常等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったとき又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じたときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都本部等に伝達し、併せて巡視船艇の配備等必要な措置を講じる。
- 3 東京海上保安部は、大量の油等の流出により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知ったときは、速やかに安全通信を行うとともに、海事関係団体及び都本部等に伝達し、併せて巡視船艇による周知活動等必要な措置を講じる。

### 第2 震災に関する情報の収集

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、都及び関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行う。

- (1) 被災地周辺海域における船舶交通の状況
- (2) 被災地周辺海域における漂流物等の状況
- (3) 船舶、海洋施設、港湾施設等の状況
- (4) 危険物施設の状況
- (5) 流出油等の状況
- (6) 水路及び航路標識の異常の有無
- (7) 港湾等における避難者の状況

### 第3 流出油、流木の応急対策

1 災害発生時の作業態勢



- (1) 船艇及び航空機による状況確認を実施するとともに、関係各機関との情報連絡体制を密にし、救助・防除態勢を確立する。
- (2) 人命救助  
関係機関と協力し、負傷者、被災者等の救出救護、避難誘導にあたる。
- (3) 遭難船等に対する災害の局限措置の指導を行う。
  - ア 流出箇所閉鎖
  - イ 原因者が手配した資器材による防除活動
  - ウ 積荷油の抜き取り又は移送
- (4) オイルフェンスの展張  
流出油等の拡散防止及び効率的な回収のため、遭難船等の付近への展張の指導を行う。
- (5) 流出油等の回収等、流出油等処理のため、油回収船、油吸着材、油処理剤等による流出油処理作業の指導を行う。
- (6) 消火及び延焼防止  
海上火災が発生した場合、必要に応じ消火及び延焼防止措置を命じる。
- (7) 警戒及び立入制限等
  - ア 海面流出油等の警戒及び拡散状況の調査並びに二次災害の防止にあたる。
  - イ 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- (8) 応急資器材の調達輸送  
油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材を調達輸送する。
- (9) 遭難船の移動等  
遭難船を安全海域へ移動するため、ひき船及びえい航の指導、助言を行う。
- (10) タンカー及びバージによる残油瀨取りの指導、助言を行う。
- (11) 被害の拡大防止のため、船艇、航空機の動員、原因者等に対する防除措置の命令、一般財団法人海上災害防止センターに対する防除措置の指示、関係行政機関の長等に対する防除措置の要請等を行う。
- (12) その他の応急処理  
原因者が必要な措置を講じていない又は原因者のみでは防除が困難な場合は防除措置を行う。

## 2 船舶交通の制限

- (1) 油等が流出した場合又は海上火災が発生した場合、必要に応じ、事故現場海域及びその周辺海域の船舶の航行等を制限又は禁止する。
- (2) その他必要な交通整理を行う。

## 3 その他

- (1) 海上火災が発生するおそれがある海域にある者に対し火気の使用を制限し又は禁止する。
- (2) 船舶交通の安全のため災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送、巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を行う。
- (3) 漁業組合等に対する防災措置の指導や協力要請を行う。

## 第4 海上交通安全の確保

東京海上保安部は、海上交通の安全の確保のため、次に掲げる措置を講じる。

## 1 船舶交通の整理指導・制限等

船舶交通がふくそうする海域に巡視船艇を配置する等して船舶交通の整理指導を行うとともに、次に掲げる場合等で船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは船舶交通を制限し又は禁止する。

- (1) 海難の発生
- (2) 岸壁等係留施設、その他の海上構造物の損壊
- (3) 大量の危険物等の海上への流出
- (4) いかだ、木材、コンテナ及びその他の航路障害物の海上への流出

## 2 航路障害物の除去

海難船舶、漂流物及び沈没物等により、船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは、所有者又は占有者に対し、これらの除去を命じる。

なお、所有者が不明な場合等は、関係機関と協議して計画的にその除去を行う。

船舶航行の障害となる、漂流障害物のうち所属巡視艇により除去できるものは除去し、東京港管理事務所に引き継ぐ。

## 3 航路標識等の復旧

航路標識及び管制施設が損壊又は流出した場合は、速やかにその復旧を行い、必要に応じて応急標識を設置し水路の安全を図る。

## 第5 海上緊急輸送

都本部等から傷病者、医者及び避難民又は救援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、必要な支援を実施する。

## 第6 行方不明者の捜索、死体の検視等

- 1 東京港内及びその周辺に行方不明者及び死体が漂流する事態が発生した場合は、巡視船艇・航空機等により捜索を実施する。
- 2 東京海上保安部が収容した海上漂流死体は、検視（見分）後、区に処理を引き継ぐ。

## 第13編 流木対策計画

(区・災対環境土木部、港湾局港湾経営部、東京港管理事務所)

### 第1章 計画方針

#### 第1 貯木施設の現況

区周辺の貯木場は、豊洲、14号地、12号地及び新砂の4カ所があり、貯木可能面積70ha、同時保管量約15万tである。これら正規の貯木施設は天端高A.P. +5.1mの流出防止柵を完備し、災害防止対策の面からも完全な施設である。

#### 第2 事前措置

係留施設の整備強化を図るとともに、台風期には東京港内運河筋の木材は勿論、陸上の木材についても木材業者に対し、事前に柵、ロープ等により係留措置をとるよう指示する。万一流木が生じた場合は港湾局、東京海上保安部、筏関係業者と緊密な連絡をとり、流木による被害を最小限にとどめるよう努める。

### 第2章 応急対策

#### 第1 災害の発生するおそれがある場合

台風の接近するおそれがある場合は、関係団体に連絡して、木材の結束等の実施状況を確認する。さらに港湾局、気象庁、東京海上保安部、筏業者等との緊密な連絡を図る。

#### 第2 災害の発生した場合

流出木材が発生した場合は、直ちに東京海上保安部及び関係業者に連絡し最寄りの貯木場に収容し、結束するよう筏組合に指示する。

#### 第3 都に応援を求める場合

都に災害対策本部が設置された場合、速やかに港湾局及び警視庁と緊密な連絡を図り、係留木材の流出防止に努める。万一放流した場合は、所轄警察署に連絡して大型曳船等の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て護岸の防護措置を行い被害の防止に努める。

## 第14編 避難計画（各機関）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名     | 発災                                      | 1時間                        | 24時間                                   | 72時間              |
|---------|---|----------------------------|--|-------------------|
|         | 初動態勢の確立期                                |                            | 即時対応期                                  |                   |
| 災対指令部   | ○避難勧告又は避難指示（緊急）<br>○都知事への報告<br>○避難の誘導 → |                            |  |                   |
| 災対福祉保健部 |   |                            | ○障害者向け福祉避難所の開設・運営<br>○福祉施設等で緊急入所による対応等 | ○（通常の）福祉避難所の開設・運営 |
| 災対教育部   |   | ○避難所の開設・運営<br>○副拠点の開設・運営 → |  |                   |

## 第1章 計画方針

本計画は、大地震、暴風雨及び大火災等の災害時において、区、関係機関及び区民が一体となって住民を避難収容できる態勢を確立するため、平素から連絡協議を密にし、各々の任務を明確にしておくものとする。

## 第2章 指定緊急避難場所と指定避難所

### 第1 指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法第49条の4に規定される「指定緊急避難場所」を異常な現象の種類ごとに次のとおり指定する。

#### 1 地震

避難所となる予定施設（防災拠点）一覧（208ページ）にある施設、副拠点となる予定施設一覧（210ページ）のうちのほっとプラザはるみを「指定緊急避難場所」として指定する。

#### 2 大規模な火事

東京都震災対策条例47条第1項に基づいて本区内に指定される避難場所を「広域避難場所」と称し、「指定緊急避難場所」として指定する。

※広域避難場所の一覧は、本編第4章「第2 広域避難場所」（199ページ）を参照。

#### 3 洪水・浸水及び高潮

避難所となる予定施設（防災拠点）一覧にある施設、副拠点となる予定施設一覧のうちのほっと

プラザはるみ、区役所（築地一丁目1番1号）、日本橋区民センター（日本橋蛸殻町一丁目31番1号）及び月島区民センター（月島四丁目1番1号）を「指定緊急避難場所」として指定する。

#### 4 津波

避難対象区域は、原則として都の被害想定に基づく津波浸水想定区域の範囲内（佃1丁目と3丁目、月島1丁目から4丁目まで、勝どき1丁目から4丁目まで）とし、避難所となる予定施設（防災拠点）一覧のうちの佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校及び佃中学校並びに月島区民センターを「指定緊急避難場所」として指定する。

### 第2 指定避難所の指定

災害対策基本法第49条の7に規定される「指定避難所」として、避難所となる予定施設（防災拠点）一覧（208ページ）、副拠点となる予定施設一覧（210ページ）、福祉避難所等となる予定施設一覧（211ページ）にある施設を指定する。

## 第3章 避難所

### 第1 避難所等の位置付け

- 1 区内全小・中学校（20校）、京橋プラザ、京華スクエア及び十思スクエアを避難所として位置付ける。
- 2 区の初動活動は避難所を中心に行い、発災時の地域における区の防災活動の拠点（防災拠点）と位置付ける。
- 3 防災拠点を補完するものとして、主に宿泊に限定した避難所である副拠点を設置する。  
※防災拠点・副拠点については、本編第7章「防災拠点・副拠点」（205ページ）を参照。

### 第2 指定基準

原則として学校区等を単位とし、地区を割り当て、被害の想定や本区の人口の推移と区民の避難の容易さに配慮して設置する。避難所は鉄筋構造の2階建以上の公共建物（耐震・耐火構造一学校等）を利用する。

災害対策基本法施行令第20条の6に定める基準は以下のとおり

- 1 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- 2 速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有すものであること。
- 3 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- 4 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- 5 主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備、その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について内閣府令で定める基準に適合するものであること。

### 第3 収容基準

避難所の収容基準はおおむね居室3.3m<sup>2</sup>当り2人とする。ただし、避難所受入可能人員の想定は、以下の数値を採用する。

|      |    |                      |    |
|------|----|----------------------|----|
| 長期避難 | 居室 | 3.3m <sup>2</sup> 当り | 2人 |
| 一時避難 | 居室 | 3.3m <sup>2</sup> 当り | 4人 |

### 第4 開設基準

- 1 避難所は、発災後地区の被害状況に応じて開設する。
- 2 避難所への避難者が多く、収容能力を超えた場合は、副拠点を設置する。なお、ほっとプラザはるみについては、防災拠点の収容状況に関わらず、被害状況に応じて開設する。
- 3 避難者が多く、防災拠点及び副拠点を開設しても収容できない場合は、協定に基づき都立高校（都立晴海総合高等学校）及び東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場見学者施設を避難所として開設する。
- 4 被害状況によっては、日本橋プラザを短期的な避難所として利用する。
- 5 要配慮者を対象とした福祉避難所については、第3部第15編第4章「福祉避難所」（221ページ）に記載する。

※避難所施設利用に関する協定書は、別冊資料(401～403ページ)を参照。

### 第5 設置予定施設と受入人員

表1、表2(208～210ページ)及び図1(213～214ページ)を参照。

### 第6 避難所の開設、設営、運営

区長(本部長)は避難の勧告又は指示を出した場合、直ちに避難所を開設し救助活動を開始する。また、防災拠点運営委員会があらかじめ定めた手続きにより避難所を開設する場合もこれによるものと見なす。

避難所を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数(介護等に特設の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。)、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに警察署、消防署等関係機関に連絡する。

避難所には避難所責任者及びその他職員を配置し避難受入態勢をとるとともに、避難者の安全保護及び所内の管理運営を行う。避難所における職員の任務は次のとおりである。

#### 1 一般的事項

- (1) 避難所の開設の掲示(〇〇防災拠点)
- (2) 収容者の受付
- (3) 収容者を適正数(班)に編成し、一定の場所(体育館、教室等)に収容する。

#### 2 記録事項

- (1) 日誌の記入
- (2) 避難所勤務状況
- (3) 食料物資等の受払
- (4) 収容者名簿の作成
- (5) 避難行動要支援者の安否情報の集約
- (6) その他必要事項

#### 3 報告事項



- (1) 避難所の開設（閉鎖）の報告
- (2) 避難所状況の報告
- (3) 給食人員等報告
- (4) その他必要事項

4 避難所開設に必要な書類

※別冊資料(116ページ)を参照。

5 避難所の運営管理

区は、防災拠点運営委員会の自主的な避難所運営を尊重するとともに避難所における生活環境に注意を払い、季節等にも配慮して常に良好なものとするよう努める。

さらに、要配慮者に対して、必要物資の備蓄や要配慮者優先居室等の設置、保健師等の相談などの支援に努めるほか、外国人に対しては、やさしい日本語による掲示物や語学ボランティアの派遣などの支援に努めることとする。

6 避難所の防火安全対策

火災の発生を防止するため、「防火担当」を定め、防火管理上必要な業務を行い、避難所の防火安全対策を図る。

7 女性の視点の配慮

東日本大震災の教訓を踏まえ、女性リーダーの育成や防災拠点での女性の視点に配慮した防災拠点活動マニュアルの見直しを随時行っている。また、女性委員の参画拡大をはじめ、女性の意見を踏まえた備蓄物資の充実、さらには、プライバシーの確保や防犯対策、メンタルケア等相談窓口の開設などに努める。

8 避難所の感染症対策

国内で感染症が流行している場合など、避難所内で感染症対策を要する状況下においては、可能な限り一人当たりの避難スペースを拡充するほか、感染者等の専用スペース及び動線の確保、必要な衛生物資の備蓄、避難生活ルールの徹底などにより、感染の拡大防止に取り組んでいく。

また、事前の対策として、災害発生時に大勢の被災者が避難所に集まることで感染が拡大することがないように、在宅避難をはじめとするさまざまな避難行動を周知するほか、指定避難所以外の公共施設や民間宿泊施設を避難先とするなど、より多くの避難所の確保に努めるものとする。

なお、区では、新型コロナウイルス感染症への対策として、避難所における感染者等の受入手順や専用スペース、動線の確保などの対応方法を示したマニュアルを整備するとともに、全拠点においてマニュアルを反映した施設利用計画の見直しなどを行った。

9 その他

避難所へ派遣された職員は、その施設の管理者と施設使用について綿密な連絡をとり、保全管理に万全を期するとともに、防災拠点運営委員会の活動を支援する。また、区、警察署、消防署及び保健所等は密接な相互協力態勢を築き被災者の救護にあたる。

## 第7 学校及び施設再開に向けた避難所の閉鎖

区は、学校及び施設の早期再開のため、おおむね7日程度で避難者を移送できるよう、区立施設や民間施設の活用について検討する。



## 第4章 一時（いつとき）集合場所、広域避難場所

### 第1 一時集合場所

#### 1 考え方

震災時に大規模な火災が発生する場合の避難方式は、防災区民組織を核に、一定の地域、事業所単位に集団を形成して避難場所に避難する集団避難方式が有効である。

一時集合場所は、住民が避難場所に至る前の中継地点として一時的に集合する場所を、区が警察、消防及び防災区民組織と協議のうえ選定したものであり、避難者は一時集合場所において集団を形成したのち、区職員、警察官、防災区民組織のリーダー等の誘導により避難を行う。

#### 2 選定基準

一時集合場所は次の各点を基本方針として、平成3年8月から、町丁目又は町会・自治会等を集合単位として選定した。

- (1) 地域住民の日常生活圏地域内で、住民が良く知っており、目標となる場所
- (2) 適度の参集スペースが確保できる場所（集合しだい、順次避難することとなるので、地域住民全員を一度に収容できる広さは必要としない。）
- (3) 周辺の状況から、火災、倒壊、落下物等の危険が少ない場所
- (4) 周囲の状況からみて、避難場所への経路が安全と考えられる場所

#### 3 選定数

38カ所（各一時集合場所に案内板を設置）

※一時（いつとき）集合場所一覧表は、別冊資料(125ページ)を参照。

※一時（いつとき）集合場所位置図は、別冊資料(126ページ)を参照。

#### 4 一時集合場所の効果

- (1) 情報伝達をはじめ、各種連絡が効率的に行える。
- (2) 要配慮者をはじめ、避難者相互の助け合いが可能である。
- (3) 警察官等の指示で避難するため、整然とした行動の確保が期待できる。

#### 5 地区内残留地区における一時集合場所

避難の必要性がない地区内残留地区の一時集合場所は、当面の間、指定を解除せず、防災区民組織の集合場所並びに初動活動場所など地域活動の場として使用する。

### 第2 広域避難場所

#### 1 目的

都は、大震災発生による火災の拡大で、都民の生命に危険が及ぶことがないよう東京都震災対策条例第47条第1項に基づいて、区部を対象に避難場所を指定し、概ね5年毎に避難場所の見直しを行い、その結果を都民に公表するものとしている。本区においては、当該避難場所を「広域避難場所」と称している。

また、火災の拡大するおそれがなく、広域的な避難を要しない地区については、「地区内残留地区」に指定している。

#### 2 避難場所指定の考え方

- (1) 収容人員に対して、周辺市街地大火によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な空間として、原則1人当たり1㎡を確保できること。

(2) 避難場所内部には、震災時に避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設が存在しないこと。

### 3 地区割当計画

避難に当たっては、区部全域の人々の一斉避難が必要となる最悪の場合も想定し、また、町丁、町会、自治会区域も考慮して、避難場所ごとに避難のための地区割当計画を作成している。

現在、都区部において、避難場所は213カ所、地区内残留地区は37カ所が指定されている。

### 4 本区における広域避難場所の地区割当

| 広域避難場所名   | 町名等  | 地区内退避人口  |
|-----------|--|----------|
| あかつき公園一帯  | 築地四丁目8～16番、築地六丁目1～19番・21～26番、築地七丁目   | 9,323人   |
| 晴海地区      | 月島、勝どき、豊海町、晴海  | 47,324人  |
| 新川ツインビル地区 | 新川   | 29,433人  |
| 佃リバーシティ地区 | 入船、湊、佃   | 22,442人  |
| 地区内残留地区   | 八重洲、京橋、銀座、新富、明石町、築地一～三丁目、築地四丁目1～7番、築地五丁目、築地六丁目20番・27番、浜離宮庭園、八丁堀、日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町、日本橋小舟町、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋富沢町、日本橋人形町、日本橋小網町、日本橋蛸殻町、日本橋箱崎町、日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋、日本橋久松町、日本橋浜町、日本橋中洲、日本橋、日本橋茅場町、日本橋兜町 | 493,851人 |

※出典：「震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定」（平成30年6月 東京都都市整備局）

※広域避難場所図は、図2（215～216ページ）を参照。

### 5 避難道路

本区においては、避難場所までの距離がすべて3km以下であることから、東京都震災対策条例に基づく避難に際しての道路は指定されていない。避難の勧告又は指示が発せられた場合、原則として、避難場所までのより安全な道路を選択して避難する。

## 第5章 避難勧告、避難指示（緊急）及び誘導

### 第1 避難勧告及び避難指示（緊急）

#### 1 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令時期の考え方

- (1) 火災により拡大延焼等のおそれがあるとき
- (2) 洪水のおそれ及び津波による被害が発生するおそれがあるとき
- (3) 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき
- (4) 河川の上流地域が水害をうけ、下流地域に危険があるとき
- (5) 集中豪雨等により地下空間等への急激な浸水危険があるとき
- (6) 危険物の流出拡散、又は爆発のおそれがあるとき
- (7) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められたとき

#### 2 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令

区長（本部長）は警察及び消防等の関係機関と緊密な連絡と協議のうえ、地域住民に対し避難の勧告又は指示を行う。現地において著しく危険が切迫しており、区長（本部長）が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長（本部長）から要請があった場合は、警察官又は海上保安官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、ただちに区長（本部長）に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

### 3 都知事に対する報告

避難の勧告又は指示をした場合、区長（本部長）は直ちに都知事にその旨を報告するものとする。

### 4 屋内退避による安全確保

既に河川が氾濫している場合など、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられる。避難のための立退きがかえって危険な場合は、自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直移動）したりするほうが安全な場合もありうることから、災害対策基本法改正により屋内退避の指示ができるようになった。

さらに、本区は中高層建物の占める割合が高く、また、区内に土砂災害警戒区域等の指定もないことから、大雨、高潮、洪水等の水害発生時に消防署等の関係機関と協議の上、屋内に留まったまま安全確保が図れる区民等に対しては、屋内退避を促していく。

### 5 避難勧告等の判断基準

「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月内閣府）」では、具体的でわかりやすい発令基準を設定し、空振りを恐れず、災害が切迫した状態であれば夜間や外出が危険な状態であっても避難勧告等を発令するという基本的な考え方が示されている。本区ではこれに基づき次の判断基準とする。

#### (1) 洪水（荒川の氾濫に伴うもの）

本区では荒川の氾濫に伴う洪水被害が想定されるが、本区に浸水が始まるのは荒川堤防の破堤から12時間後の想定であるため、状況に応じて警察、消防等の関係機関と協議の上、避難指示（緊急）等の判断をすることとなる。

※「中央区洪水ハザードマップ(荒川版)」は、別冊資料(5ページ)を参照。

#### ※ 避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】

区長が、必要と認める地域に対し、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難の準備を整えるとともに、防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することを求める。特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いの地域に対し避難準備が整い次第、避難することを強く求める。

#### ※ 避難勧告【警戒レベル4】

区長が、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。

#### ※ 避難指示（緊急）【警戒レベル4】

区長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを指示すること。

(2) 津波

| 区 分          | 判断基準  |
|--------------|---|
| 避難指示<br>(緊急) | ・気象庁から津波警報又は大津波警報が発表された場合（Jアラートにより防災行政無線及び緊急告知ラジオが自動起動） |

※ 津波災害は、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

(3) 高潮

| 区 分                   | 判断基準   |
|-----------------------|--|
| 避難準備・<br>高齢者等<br>避難開始 | ・気象庁から高潮注意報が区を含む地域に発表され、台風等の接近その他の気象条件により高潮被害が発生するおそれのある場合   |
| 避難勧告                  | ・気象庁から高潮警報又は高潮特別警報が区を含む地域に発表された場合<br>・海岸管理者から海岸にかかる水防警報（洪水又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防機関に対し水防を行う必要がある旨を警告するもの）が発表された場合<br>・東京都から高潮氾濫危険情報が発表された場合<br>・その他台風等の接近その他の気象条件により高潮被害が発生するおそれが非常に高いと判断される場合 |
| 避難指示<br>(緊急)          | ・高潮による人的被害発生のおそれが非常に高いと判断される場合<br>・海岸堤防の倒壊又は決壊のおそれがある場合<br>・異常な越波又は越流が発生するおそれがある場合   |

6 国や都の助言

災害対策基本法改正により、区長は避難勧告等の判断に際し、専門的な知見等を有する国や都に必要な助言を求めることができるようになり、助言を求められた国や都に応答義務が課された。

7 国や都との情報連絡体制の強化

都では、平成25年10月に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえて、東京都危機管理監と区市町村長、及び荒川下流河川事務所との間にホットライン（携帯電話による連絡体制）を構築し、災害が差し迫った場合で、かつ緊急性や危険度が非常に高い場合は、通常の連絡手段に加えホットラインを活用する体制が整備された。

8 避難勧告等の伝達

避難勧告等の情報伝達は、防災行政無線、緊急告知ラジオ、安全安心メール、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ケーブルテレビ、スピーカー付き庁有車等の手段により行う。

なお、避難行動要支援者等、特に避難に時間を要する者に対して早めのタイミングで避難行動を開始できるよう警察、消防、消防団及び防災区民組織等と連携し、避難準備・高齢者等避難開始の情報を伝達する。

第2 避難の誘導

- 1 地域又は町会単位に避難所へ誘導し、避難所には「〇〇防災拠点」と標示する。
- 2 事前に安全な誘導経路について検討し、危険地点には標示、なわ張り等をするほか誘導員を配置して事故防止に努める。夜間の場合は、照明資器材を活用して誘導の適正を期する。

- 3 避難誘導に際し、家財衣類等財産の確保のため残留している者等について特に留意し、避難の勧告又は指示に従うよう説得に努めるほか、状況に応じて警察署は強制措置をとるものとする。
- 4 避難の勧告又は指示が出された場合には、災害の規模、道路橋梁の状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を関係防災機関に通知するとともに、避難誘導は区、警察署及び消防署（消防団）が密接な連携のもとに、防災区民組織、町会・自治会等の民間協力団体の協力を得て実施する。
- 5 水害時における区の避難方針は、浸水被害が及ばない上階へ移動する「垂直避難」を原則としているが、上階へ避難することができない木造住宅等の居住者については、区は警察署、消防署と協力して最寄りの指定緊急避難場所に誘導する。

### 第3 避難行動要支援者の避難

区は、防災区民組織等関係機関と連携・協力し、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援体制の整備を進め、発災時における安否確認や避難誘導等が適切に行えるよう努めるものとする。

※避難行動要支援者の避難支援体制等については、第3部第15編「要配慮者及び避難行動要支援者対策」（217ページ）に記載する。

### 第4 施設の利用者等の避難

#### 1 区立小・中学校等の避難

保育園、児童館、幼稚園及び小・中学校における避難については、施設ごとに避難計画を策定し、平素より保護者との連絡を密にして周知徹底を図るものとする。

また、区内の私立学校等についても、施設ごとに避難計画を策定し、児童等の安全迅速な避難を期するよう指導に努めるものとする。

#### 2 社会福祉施設等の避難

区内の社会福祉施設等における避難については、施設ごとに避難計画を策定し、施設を利用する高齢者、心身障害者及びその他施設利用者の生命保護に万全を期するものとする。

### 第5 避難者の区外への移送

- 1 区内の避難所だけで収容できないときは、特別区相互支援体制により支援区の協力を要請し、避難を希望する者を移送する。
- 2 他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県）に移送するときは、都知事（都福祉保健局）に要請する。
- 3 避難者の他地区への移送を依頼したときは、区長（本部長）は職員のうちから避難所管理者を定め、移送先区市町村へ派遣し被災者の救護にあたらせるとともに、移送にあたっては、引率者を添乗させる。

## 第6章 広域避難

### 第1 方針

平成22年4月に大規模水害対策に関する専門調査会が発表した想定によると、荒川の堤防が決壊するなどの大規模水害の発生した場合、排水施設が全て可動するケースであっても、浸水地域の排水完了まで約5日を要すると想定されている。



大規模水害の発生時においては、家屋退避の際には孤立化が考えられるため、区では、都及び隣接区と連携して、広域避難対策を実施する。

なお、首都圏大規模水害対策協議会での広域避難対策の検討結果を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

## 第2 体制の整備

区は、大規模水害が発生した際の状況等を区民に周知するとともに、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発し、避難行動への意識向上に努める。

## 第3 大規模水害時の避難所

避難対象区域は、原則として荒川の堤防が決壊した際に、浸水が想定される地域（京橋地域及び日本橋地域）とし、区は洪水・浸水が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に指定緊急避難場所として指定した施設を利用する。

## 第4 避難誘導

### 1 広域避難の要請

区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、避難者を指定緊急避難場所に避難させることが困難なときは、都本部に要請する。

なお、特別区相互支援体制により支援区に広域避難の協力を直接要請した場合、区長は、その旨を都本部へ報告する。

### 2 避難勧告、避難の指示及び誘導

避難者の受入施設が確定した後、区は、以下の事項に留意するとともに本編第5章「避難勧告、避難指示（緊急）及び誘導」（200ページ）に基づき、避難情報の発令及び区民の避難誘導を実施する。

- (1) 要配慮者については優先的に避難させる。
- (2) 水害時に使用可能な指定緊急避難場所へ避難させる。
- (3) 水害時に使用可能な支援区の避難所へ避難させる。
- (4) 避難のための立退きが危険な場合は、屋内退避の指示を行う。

### 3 避難方法

区は、交通機関が運行可能な状況の場合、避難先の防災拠点又は支援区の避難所を案内の上、鉄道等の公共交通機関により避難するよう周知する。

自力で危険区域外への避難が困難な避難行動要支援者については、防災拠点へ一時的に避難誘導を行い、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。

## 第5 避難所の開設・運営

区は、都福祉保健局又は区長からの要請に基づき開設された支援区の避難所に職員を派遣し、支援区が実施する避難所運営に協力する。

## 第6 広域避難者に対する支援

区は、避難者に対して全国避難者情報システムへの登録を呼びかけるとともに、避難者の実態とニーズを把握し、情報の伝達手段の確保と情報の周知、都及び区市町村間の広域連携等、必要な対策を実施する。

## 第7章 防災拠点・副拠点

### 第1 防災拠点・副拠点

#### 1 防災拠点

首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、その被害規模が大きいばかりでなく災害応急対策に従事する職員自身が被災し又は交通や通信の途絶等により、職員の参集が困難になる事態も想定される。このような状況のなかで区の災害応急活動を円滑に行うためには、逐次非常参集する限られた職員だけで発災初期に必要な活動を開始する仕組みを設けなければならない。

そのうえ、本部が区内の災害情報を迅速に把握し、都及び防災関係機関と連携した活動を開始するためには、応急活動を行う現場に本部活動の拠点をあらかじめ設け、必要な資材と人員を確保することが必要となる。

このため、区は、災害時における避難所に指定した全小・中学校、京橋プラザ、京華スクエア及び十思スクエアを防災拠点、すなわち発災時地域における区の防災活動の拠点と位置付け、必要な整備を行う。また、この防災拠点のほかに物資の備蓄や応急対策用資器材を配備するために必要な備蓄倉庫、資器材庫を整備する。

※避難所となる予定施設（防災拠点）一覧は、表1（208～209ページ）を参照。

#### 2 副拠点

副拠点は、防災拠点としての機能は原則避難所のみとし、主に宿泊に限定する。なお、晴海地域においては、防災拠点である月島第三小学校・晴海中学校との距離を考慮し、ほっとプラザはるみを副拠点とし、生活機能も担うものとする。

※副拠点となる予定施設一覧は、表2（210ページ）を参照。

### 第2 防災拠点の機能

#### 1 避難所としての機能

- (1) 避難所開設及び避難者の受入れ等を円滑・迅速に行うため、あらかじめ各防災拠点に倉庫（以下、本編において「防災拠点倉庫」という。）を確保し、避難所開設及び避難所生活の初期に必要な飲料水、食料、生活必需品、応急対策用資器材等を備蓄する。
- (2) 避難所の管理・運営は災対教育部が災対総務部の応援を得て行うものとし、さらに、運営要員の確保が必要な場合には、他部の応援を得るものとする。なお、本部態勢が確立するまでの間は臨時非常配備態勢の職員がこれを行う。このため、あらかじめ指定された者は自宅から直接指定の防災拠点に参集する。
- (3) 避難者の収容場所等はあらかじめ各学校等と協議のうえ決定する。災害応急教育に必要なスペース及び避難所用管理スペース（本部、物資の保管、医療救護所等）を確保する。
- (4) 避難所開設、避難者の受入れ等が記載された防災拠点活動マニュアルや避難者名簿などの避難所に必要な書類を防災拠点倉庫に配備する。

#### 2 地域活動拠点としての機能

震災時に被害を軽減するためには、被災者及び地域住民が一体となって、救出・救助などの応急活動や避難行動要支援者の安否確認などを行うことが重要である。また、区内全世帯の約9割が共同住宅居住者であるという地域特性を踏まえ、在宅避難者への的確な支援物資等の提供を行うため、防災区民組織やマンション管理組合等と防災拠点との円滑な連携体制を構築していく必



要がある。

- (1) 震災時に住民が自ら行う救出・救助活動を支援するための応急対策用資器材を配備する。なお、各資器材の使用方法について詳しく記載された防災拠点活動マニュアルを防災拠点倉庫に配備するとともに、防災拠点運営委員会が実施する防災拠点訓練において、資器材操作訓練を実施する。
- (2) 防災区民組織やマンション管理組合等が中心となって収集した避難行動要支援者の安否確認に関する情報の結果を集約し、本部へ報告するとともに、要支援者の避難誘導等を適切に行う。
- (3) 在宅避難者の状況把握や支援物資の供給等については、平成28年の熊本地震など過去の災害からみても大きな課題があることから、防災拠点運営委員会が実施する防災拠点訓練において、防災区民組織やマンション管理組合等を通じた支援物資の配布や必要な情報の提供などの仕組みづくりを進めていく。

### 3 医療救護所としての機能

- (1) 発災直後の救護活動に必要な医薬品及び医療救護班等が使用する医薬品等をあらかじめ防災拠点倉庫に備蓄する。
- (2) 大規模災害により地域の医療機関が通常の診療能力を超えるほどの多数の死者・負傷者が発生した場合等は、区は各防災拠点内に医療救護所を設置し、軽傷者の手当てを行う。

※第3部第18編「医療救護計画」(234ページ)を参照。

### 4 情報拠点としての機能

- (1) 発災後、各防災拠点に設置されている地域防災無線を使用し、本部へ防災拠点の開設、避難者の収容状況及び被害状況、避難行動要支援者の安否確認状況、不足物資等を報告するとともに、防災拠点倉庫に配備してある情報収集用資器材を使用し、必要な情報を収集する。また、開設後も定期的に情報の報告及び収集を行う。
- (2) 避難者等に対して、施設内の放送設備や掲示板等を活用し、地域の被害状況、ライフラインや交通機関等の状況、支援物資の配布など、本部から収集した情報を提供する。
- (3) 通信手段を多重化するため、各防災拠点に災害時優先電話を設置するとともに、Wi-Fi環境を整備している。

## 第3 学校の協力

災害時学校には、児童・生徒等の安全確保、保護者等への引き渡し、安否確認、災害応急教育の準備等学校として果たすべき役割がある。しかし、この役割は、発災時に保護すべき児童・生徒等が学校内にいるか否かによって大きく異なる。

夜間・休日等に災害が発生した場合は、本章第1「防災拠点・副拠点」(205ページ)のように区職員の参集が困難になり、区の臨時非常配備職員だけでは十分な応急活動ができない事態も想定される。このため、避難所の管理運営について、区と学校との役割分担を明確にしたうえで学校の協力を得る。

学校長は、あらかじめ教職員の参集計画、役割分担等を定め、教職員は自主的に勤務校に参集する。本部の活動態勢が整うまでの間、学校長は区職員と協力して避難所の設置及び避難者の受入れ等を行う。区の態勢が整った場合又は学校で授業再開の準備に入るときは、区の本部職員が避難所を運営する。

## 第4 防災拠点の整備

区は、発災時、地域における防災活動の拠点となる防災拠点に対し、以下に掲げる事項について整備している。

### 1 施設の整備

#### (1) 耐震化

昭和56年（1981年）以前に竣工した校舎等の耐震診断を実施し、必要に応じ補強している。

#### (2) ガラス飛散防止対策

窓ガラスの飛散による被害を防ぐため、ガラス飛散防止フィルムを貼付している。

#### (3) 屋外排水管の耐震化

ア 災害時、可能な限り既存のトイレが使えるよう、避難所の屋内排水管と屋外排水管の接合部を可とう継手とし、仮設トイレを設置できるマンホールを設置している。

イ 既設の排水管の耐震化が困難な拠点には、新たに下水道本管に接続する屋外配管を布設し、災害用のトイレシステムを整備している。

### 2 設備の整備及び資器材の充実

ライフライン機能停止時の代替手段として以下を整備する。

#### (1) 電 気

施設に自家発電機を設置するとともに、防災拠点倉庫にポータブル発電機及び可搬型蓄電池を配備している。

#### (2) ガ ス

学校の調理室に、ガス会社で保有する非常用移動式ガス発生設備に接続する「非常用移動式ガス発生設備接続口」を設置している。また、防災拠点倉庫にカセットコンロ・カセットガスを配備している。

#### (3) 水 道

ア 生活用水を確保するために防災用井戸を整備している。

イ 飲料水を確保するため、ろ過器を配備するとともに、受水槽に緊急遮断弁を設置している。

※防災用井戸一覧は、別冊資料(127ページ)を参照。

※防災用井戸の使用に関する覚書（人形町一丁目芳人防災会）は、別冊資料(279ページ)を参照。

#### (4) 電 話

電話を端子盤につなぐだけですぐに使える特設公衆電話(災害時優先電話)を設置している。

#### (5) Wi-Fi

無線によるインターネット回線を使用した災害情報の収集が可能となるよう、Wi-Fi環境を整備している。

## ■指定避難所一覧

表1 避難所となる予定施設（防災拠点）一覧

（令和2年10月1日現在）

| 施設名             | 所在地               | 電話             | 構造 | 受入人員     |          | 区 域   |
|-----------------|-------------------|----------------|----|----------|----------|---|
|                 |                   |                |    | 一 時      | 長 期      |   |
| 城東小学校<br>※京橋区民館 | 京橋2-6-7           | (3561)<br>6340 | 鉄筋 | 人<br>344 | 人<br>172 | 八重洲、京橋、日本橋  |
| 京橋プラザ           | 銀座1-25-3          | (3561)<br>5163 | 鉄筋 | 1,038    | 519      | 銀座一丁目～四丁目の各一部、新富  |
| 泰明小学校           | 銀座5-1-13          | (3571)<br>1765 | 鉄筋 | 2,384    | 1,192    | 銀座一丁目～八丁目の各一部   |
| 銀座中学校           | 銀座8-19-15         | (3545)<br>8011 | 鉄筋 | 4,590    | 2,295    | 銀座五丁目～八丁目の各一部、築地五丁目、浜離宮庭園   |
| 中央小学校           | 湊1-4-1            | (3551)<br>0565 | 鉄筋 | 2,940    | 1,470    | 入船一・二丁目、湊一・二丁目  |
| 明石小学校           | 明石町1-15           | (3541)<br>8335 | 鉄筋 | 3,903    | 1,951    | 入船三丁目、湊三丁目、明石町  |
| 京橋築地小学校         | 築地2-13-1          | (3541)<br>0642 | 鉄筋 | 3,397    | 1,698    | 築地一丁目～四丁目、築地六・七丁目   |
| 京華スクエア          | 八丁堀3-17-9         | (3546)<br>5487 | 鉄筋 | 2,460    | 1,230    | 八丁堀   |
| 明正小学校           | 新川2-13-4          | (3551)<br>5812 | 鉄筋 | 5,200    | 2,600    | 新川  |
| 常盤小学校           | 日本橋本石町<br>4-4-26  | (3241)<br>1910 | 鉄筋 | 1,749    | 874      | 日本橋本石町、日本橋室町、日本橋本町一・二丁目、日本橋本町三・四丁目の各一部                              |
| 十思スクエア          | 日本橋小伝馬町<br>5-1    | (3666)<br>4560 | 鉄筋 | 1,332    | 666      | 日本橋本町三・四丁目の各一部、日本橋小伝馬町、日本橋大伝馬町、日本橋堀留町、日本橋小舟町                        |
| 日本橋小学校          | 日本橋人形町<br>1-1-17  | (3668)<br>2361 | 鉄筋 | 3,120    | 1,560    | 日本橋人形町一・三丁目、日本橋小網町、日本橋蛸殻町一丁目の一部、日本橋人形町二丁目の一部                        |
| 有馬小学校           | 日本橋蛸殻町<br>2-10-23 | (3666)<br>5702 | 鉄筋 | 4,075    | 2,037    | 日本橋蛸殻町一丁目の一部、日本橋蛸殻町二丁目、日本橋箱崎町、日本橋浜町三丁目、日本橋中洲                        |
| 久松小学校           | 日本橋久松町7-2         | (3661)<br>6016 | 鉄筋 | 4,212    | 2,106    | 東日本橋一丁目の一部、日本橋富沢町、日本橋人形町二丁目の一部、日本橋久松町、日本橋浜町一丁目、日本橋浜町二丁目、日本橋浜町三丁目の一部 |
| 日本橋中学校          | 東日本橋1-10-1        | (3851)<br>4074 | 鉄筋 | 4,176    | 2,088    | 日本橋馬喰町、日本橋横山町、東日本橋一丁目の一部、東日本橋二丁目・三丁目                                |
| 阪本小学校           | 日本橋兜町15-18        | (3666)<br>0044 | 鉄筋 | 2,987    | 1,493    | 日本橋茅場町、日本橋兜町  |

| 施設名     | 所在地       | 電話             | 構造 | 受入人員   |        | 区 域                |
|---------|-----------|----------------|----|--------|--------|--------------------|
|         |           |                |    | 一 時    | 長 期    |                    |
| 佃島小学校   | 佃2-3-1    | (3531)<br>7208 | 鉄筋 | 4,509  | 2,254  | 佃一・二・三丁目、月島一丁目の一部  |
| 佃中学校    | 佃2-3-2    | (3531)<br>7214 | 鉄筋 | 4,890  | 2,445  | 同 上                |
| 月島第一小学校 | 月島4-15-1  | (3531)<br>7285 | 鉄筋 | 3,504  | 1,752  | 月島二丁目～四丁目、月島一丁目の一部 |
| 月島第二小学校 | 勝どき1-12-2 | (3531)<br>7268 | 鉄筋 | 3,837  | 1,918  | 勝どき一丁目～四丁目         |
| 月島第三小学校 | 晴海1-4-1   | (3531)<br>7225 | 鉄筋 | 4,529  | 2,264  | 晴 海                |
| 晴海中学校   | 晴海1-5-3   | (3531)<br>6308 | 鉄筋 | 4,401  | 2,200  | 同 上                |
| 豊海小学校   | 豊海町3-1    | (3534)<br>1251 | 鉄筋 | 5,612  | 2,806  | 勝どき五・六丁目、豊海町       |
| 計       | 23カ所      | —              | —  | 79,189 | 39,590 | —                  |

- (注) 1 城東小学校は現在改築中のため、改築期間中は京橋区民館を防災拠点とする。
- 2 日本橋プラザ（日本橋2-3-4）は、防災拠点ではないが、災害の状況によって、施設の一部（3階）を日本橋プラザ前に一時集合した区民の短期間の避難施設として利用する。
- 3 東京都立晴海総合高等学校（晴海1-2-1）及び東京二十三区清掃一部事務組合中央清掃工場見学者施設（晴海5-2-1）は、防災拠点ではないが、災害の状況によって、施設の一部を地域住民等の避難施設として利用する。
- 4 小中学校の収容可能対象室は、体育館・普通教室数であり、机等の物品を考慮し、当該対象室面積の4/5を有効面積として、受入人数の計算をしている。
- 5 各施設の受入人員は、事前の施設利用計画の定めに関係なく、避難者の最大受入人員を計算している。

表2 副拠点となる予定施設一覧

| 施設名<br>(拠点避難所)     | 所在地              | 電話                               | 構造 | 受入可能人員   |          | 対象避難所             |
|--------------------|------------------|----------------------------------|----|----------|----------|-------------------|
|                    |                  |                                  |    | 一時       | 長期       |                   |
| 新川区民館              | 新川1-26-1         | (3551)<br>7000                   | 鉄筋 | 人<br>366 | 人<br>183 | 明正小学校             |
| 日本橋公会堂集会室          | 日本橋蛸殻町<br>1-31-1 | (3666)<br>4255                   | 鉄筋 | 579      | 289      | 有馬小学校             |
| 月島児童館<br>月島社会教育会館※ | 月島4-1-1          | (3533)<br>0885<br>(3531)<br>6367 | 鉄筋 | 2,026    | 1,013    | 月島第一小学校           |
| 勝どき区民館<br>勝どき敬老館   | 勝どき1-5-1         | (3531)<br>0592<br>(3531)<br>3258 | 鉄筋 | 515      | 257      | 月島第二小学校           |
| 勝どき児童館             | 勝どき1-8-1         | (3531)<br>3250                   | 鉄筋 | 1,235    | 617      |                   |
| ほっとプラザはるみ          | 晴海5-2-3          | (3531)<br>8731                   | 鉄筋 | 479      | 239      | 月島第三小学校、<br>晴海中学校 |

※月島社会教育会館は、発災直後は避難所として運用し、避難者の帰宅等状況により避難所を閉鎖して福祉避難所として開設する。

※勝どき東地区市街地再開発事業（A街区：令和5年度竣工予定、B街区：令和10年度竣工予定）により整備する施設は、月島第二小学校の副拠点として利用を予定している。

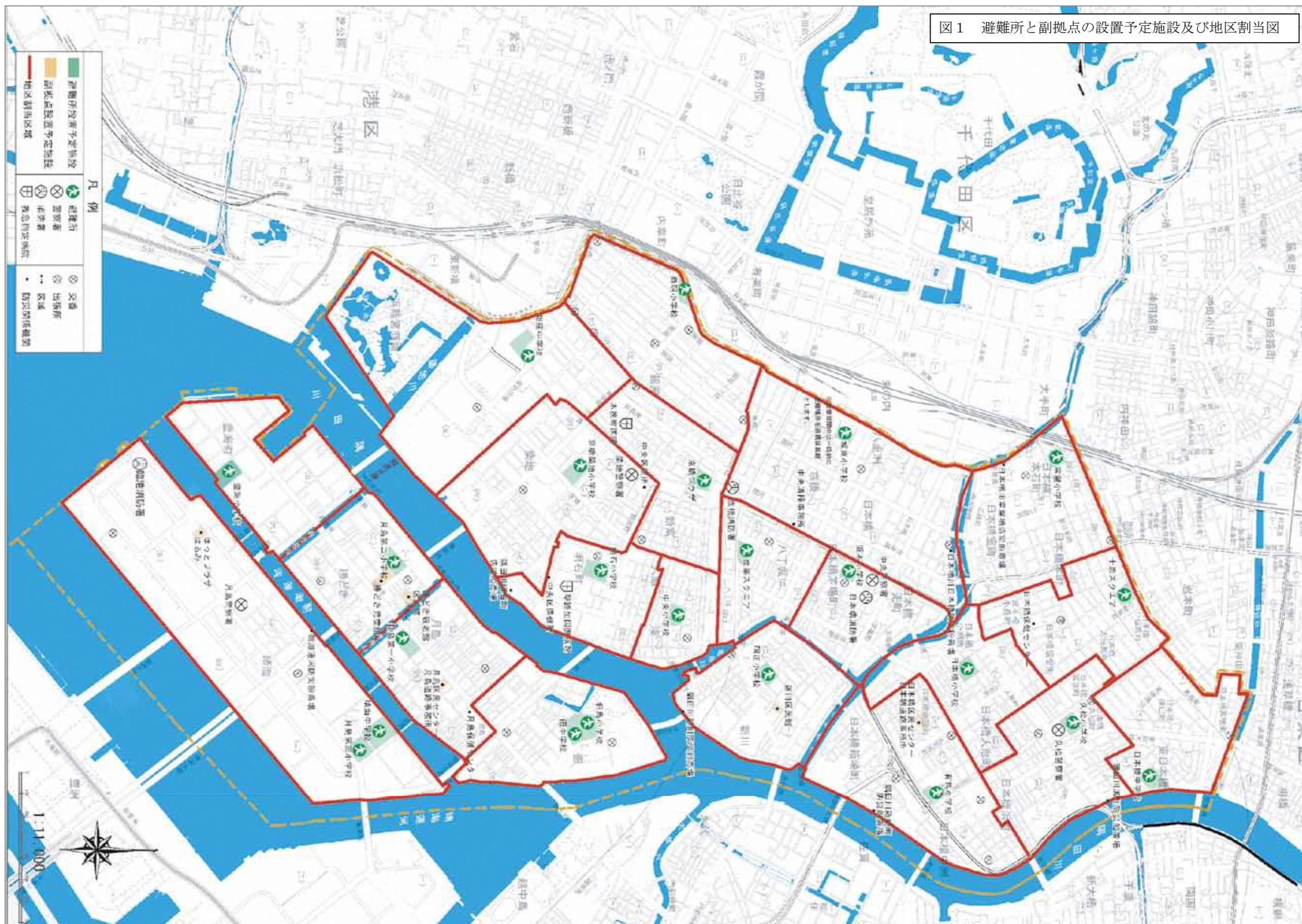
※今後の人口増への対応や感染症対策を推進していくため、再開発事業等における民間建物等の活用など避難施設の確保を進めていく。

表3 福祉避難所等となる予定施設一覧

| 施設名                                 | 所在地             | 電話                                     | 構造 | 種類                          |
|-------------------------------------|-----------------|--|----|-----------------------------|
| 特別養護老人ホーム「マイホーム新川」                  | 新川2-27-3        | (3552)5670                             | 鉄筋 | (特別養護老人ホーム等)<br>主に緊急入所を行う施設 |
| 特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」                 | 晴海1-5-1         | (3531)7635                             | 鉄筋 |                             |
| 特別養護老人ホーム「新とみ」                      | 新富1-4-6         | (3553)5228                             | 鉄筋 |                             |
| 高齢者総合福祉施設「晴海苑」                      | 晴海1-1-26        | (3533)7148                             | 鉄筋 |                             |
| 介護老人保健施設「リハポート明石」                   | 明石町1-6          | (3545)9911                             | 鉄筋 |                             |
| 知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」             | 明石町1-6          | (6226)1099                             | 鉄筋 |                             |
| 築地社会教育会館                            | 築地4-15-1        | (3542)4801                             | 鉄筋 | (通常の)福祉避難所                  |
| 日本橋社会教育会館                           | 日本橋人形町1-1-17    | (3669)2102                             | 鉄筋 |                             |
| 浜町敬老館<br>浜町児童館<br>浜町区民館             | 日本橋浜町<br>3-37-1 | (3669)3385<br>(3669)3386<br>(3668)2354 | 鉄筋 |                             |
| 佃児童館<br>シニアセンター                     | 佃1-11-1         | (3531)7811<br>(3531)7813               | 鉄筋 |                             |
| 月島社会教育会館                            | 月島4-1-1         | (3531)6367                             | 鉄筋 |                             |
| 月島社会教育会館 晴海分館「アートはるみ」               | 晴海1-4-1         | (3531)9190                             | 鉄筋 |                             |
| 福祉センター<br>子ども発達支援センターゆりのき<br>教育センター | 明石町12-1         | (3545)9311<br>(3545)9844<br>(3545)9201 | 鉄筋 |                             |



図1 避難所と副拠点の設置予定施設及び地区割当図









## 第15編 要配慮者及び避難行動要支援者対策

### 第1章 計画方針

#### 第1 方針

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等要配慮者に対する災害応急対策は、それぞれの対象に応じた対応が必要である。

区は、あらかじめ災害時に支援が必要と思われる対象者を把握し、日頃からの備えに対する啓発等を行うとともに、地域において住民等が互いに助け合うことができるよう、防災区民組織、自主的な防災活動を行うマンション管理組合、民生・児童委員、ボランティア、介護サービス事業者等の関係機関との連携を図り、要配慮者に対する支援に努めるものとする。

なお、発災直後の安否確認、避難支援等については、家族等以外の第三者の支援がなければ避難できない方を対象とする。

#### 第2 定義

##### 1 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。

##### 2 避難行動要支援者（以下、本編において「要支援者」という。）

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

具体的には、区の避難行動要支援者名簿に登録されている者。

### 第2章 災害時地域たすけあい名簿

#### 第1 概要

災害対策基本法に規定された「避難行動要支援者名簿」にあたる名簿として、区では要支援者の情報を登録した「災害時地域たすけあい名簿（以下、本編において「たすけあい名簿」という。）」を作成する。要支援者本人の同意が得られた場合は、平常時から避難支援等関係者にたすけあい名簿の情報（以下、本編において「名簿情報」という。）を提供し、災害時における地域の協力体制の確立や避難支援等に活用する。

#### 第2 登録対象となる者

たすけあい名簿には、次のいずれかに該当する者を登録する。ただし、介護保険施設入所者、障害者施設入所者及び長期入院患者等は登録対象外とする。

- 1 75歳以上でひとり暮らしの者
- 2 介護保険における要介護3から5に該当する者
- 3 身体障害者手帳（第1種の記載があるもの）を所持する者。言語・視覚・聴覚障害の全等級、肢体の1級から3級に該当する者
- 4 愛の手帳の1度から2度に該当する者
- 5 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する者
- 6 その他災害時の支援が特に必要な者

### 第3 記載する情報

たすけあい名簿には、原則として区で保有する情報に基づき、登録する要支援者について次の内容を記載する。

- 1 氏名
- 2 生年月日
- 3 性別
- 4 住所又は居所（※）
- 5 電話番号その他の連絡先（※）
- 6 避難支援等を必要とする事由
- 7 世帯状況（※）
- 8 避難に関する事項（※）
- 9 緊急時の連絡先（※）
- 10 災害時の支援に際し配慮を要する事項（※）

※ 居所、電話番号その他の連絡先、世帯状況、避難に関する事項、緊急時の連絡先、災害時の支援に際し配慮を要する事項については、本人又は代理人からの申し出に基づいた内容を記載する。

### 第4 名簿情報の提供先

名簿情報は、本人の同意に基づいて、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度であらかじめ警察、消防、民生・児童委員、防災区民組織、マンション管理組合等、介護サービス事業者（これらを「避難支援等関係者」という。）に提供する。ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、避難支援等関係者その他の者に対し、避難支援等に必要な限度で提供する。

### 第5 情報の更新

避難支援等関係者に提供する名簿情報の更新（回収・配布）は、原則として年1回とする。

なお、区が管理する名簿情報においては、可能な限り実態に即したものとなるよう努める。

### 第6 名簿情報の管理

名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために、区は以下の措置を、名簿情報の提供を受ける者に対して求めるとともに、自ら講じる。

- 1 登録者の個人情報を他人に漏らさないこと。
- 2 名簿情報の紛失がないように、適正な管理のもとで保管すること。
- 3 登録者の個人情報を目的外に使用しないこと。
- 4 登録者の個人情報を第三者に提供しないこと。
- 5 名簿情報の複写・複製をしないこと。

## 第3章 要配慮者及び避難行動要支援者の支援体制

### 第1 避難情報

区は関係機関と連携・協力し、災害時に避難情報等必要な情報を確実に本人やその家族等に伝達

する体制の整備に努めるものとする。

要支援者は避難に時間を要することから、水害のおそれや火災拡大のおそれ等がある場合は、警察、消防、消防団及び防災区民組織等により避難準備・高齢者等避難開始の情報を伝達する。

## 第2 安否確認・避難支援等

### 1 安否確認・避難支援等

区は、関係機関と連携・協力し、要支援者の支援体制の整備を進める。

防災拠点活動マニュアルに基づき、避難所に妊産婦、乳幼児を含む要配慮者に配慮した居室（以下「優先居室」という。）の設置や備品の充実等をはかる。

発災時は、防災区民組織やマンション管理組合等を中心とする避難支援等関係者が要支援者の安否確認を行い、避難所に配置される区職員がその結果を集約する。防災拠点運営委員会は、安否確認の結果をもとに、区職員と協力して、要支援者の避難誘導、避難所や自宅での生活支援等を適切に行う。

また、避難所に避難する要支援者については、防災拠点運営委員会が優先居室への誘導を行う。

### 2 相談対応

避難対応が落ち着いた時点で、保健師、ボランティア等を避難所等に派遣し、要配慮者に対し相談対応等を行う。

また、保健師等による相談対応においては、要配慮者の身体状況等に応じ適切な措置を講じるよう努めるとともに、スクリーニング（所在が適当な場所（自宅、避難所、福祉避難所、介護施設、医療機関等）の選択）を行うものとする。

なお、日本語を理解できない外国人のためには中央区文化・国際交流振興協会等の協力機関との連携により、避難所等に通訳ボランティアを派遣する。

※災害時における手話通訳活動に関する協力協定書は、別冊資料(430ページ)を参照。

### 3 仮設住宅の入居者の選定

仮設住宅においては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

## 第3 避難支援等関係者の安全確保

区は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて無理のない範囲で要支援者への支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、要支援者の支援体制構築や災害発生時の安否確認等に関して、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではないことを避難支援等関係者及び要支援者の双方に周知する。

## 第4 事前の備え

要配慮者への支援が的確に行われるよう、本人やその家族、地域住民が災害時における自助・互助の重要性について認識を深め、日頃から災害に備えた準備等を進めることが重要であることから、区は、防災知識や防災意識の強化に向け啓発等を図るものとする。

### 1 日常的な見守り活動の推進

地域における支援活動が迅速かつ円滑に行われるためには、日頃から支援する側と支援される側が互いを知り理解していることが大切であり、地域の協力団体等による地域見守り活動等の拡大を進める。

また、マンション管理組合等への名簿情報提供にあたり、当該マンション管理組合等とその所

在する地域の防災区民組織等との連携に配慮するよう努めるものとする。

## 2 家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置

地震による家具類の転倒・落下・移動防止を図るため、家具類転倒防止器具の設置について啓発するとともに、緊急時の対応が困難な高齢者や障害者世帯等に対し器具の設置助成を行う。

## 3 食料等の確保

要配慮者本人やその家族に対し、水や食料の備蓄等の必要性について啓発する。なお、区が行う備蓄に際しては、要配慮者に配慮し備蓄品の選定等を行うものとする。

## 4 防災訓練への参加促進

防災拠点運営委員会や防災区民組織等に対し、発災時の安否確認や避難誘導、避難所や自宅での生活支援等、要配慮者や要支援者に対応する訓練の実施を促すものとする。

## 5 関係機関との協定の締結等

要配慮者への適切な支援に備え、関係機関との協定締結等に努めるものとする。

※災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定書は別冊資料(451ページ)を参照。

## 第5 要配慮者対策の確立（消防署）

高齢者や障害者等の要配慮者は、火災等の災害が発生した場合に、自力による避難が困難である。このため、要配慮者及び社会福祉施設等に対する地域協力体制への指導の充実を図る。

### 1 要配慮者に関する地域協力体制づくりの推進

震災時において周囲の状況変化に的確、安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった共助体制づくりを推進する。

(1) 要配慮者を近隣で助け合う地域共助体制づくりを推進する。

(2) 社会福祉施設等の被災に備え、周辺地域の町会・自治会、防災区民組織、ボランティア、事業所等による共助体制づくりを推進する。

### 2 要配慮者の安全対策

#### (1) 要配慮者と地域の連携

社会福祉施設等における地震時の避難については、当該施設職員により構成される自衛消防組織によって対応を図ることとなるが、自力避難の困難な高齢者等が入居する施設特性から一刻も早い対応が必要である。このためには、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠であることから、社会福祉施設相互間や当該施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間に災害時相互応援協定の締結促進、各施設の自衛消防訓練機会をとらえ、適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

#### (2) 要配慮者のための防災訓練の実施

社会福祉施設等の防災訓練は、施設の使用実態に沿った早期通報、避難、救出・救護、総合防災訓練等の実施が極めて重要であり、要配慮者に十分配慮した訓練を指導する。

#### (3) 要配慮者に対する防災指導等

要配慮者家庭に地震時の出火防止等の指導を行うとともに、区及び関係機関との連携による緊急通報（火災安全）システムの設置や設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理など住宅用防災機器の普及促進を図る。

## 第4章 福祉避難所

### 第1 概要

区は、要配慮者のうち、避難所において生活することが困難な方を対象に福祉避難所を設置する。福祉避難所では、対象となる要配慮者の状態に応じて適切な対応ができるよう、備蓄品や受入態勢等の整備を進めていく。

#### 1 福祉避難所の種類

| 種類                          | 開設時期            | 対象者  |
|-----------------------------|-----------------|--|
| 主に緊急入所を行う施設<br>(特別養護老人ホーム等) | 受入態勢が整い次第速やかに開設 | 寝たきり等で常時専門的な介護等が必要な方で、自宅での療養が困難な方  |
| (通常の)福祉避難所                  | 概ね発災から3日後       | 虚弱や認知症等、一般の避難所又は在宅での避難が困難な方  |
| 障害者向け福祉避難所                  | 概ね発災後12時間以内     | 障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける方のうち、一般の避難所では、本人の状態の悪化、あるいは本人や他の避難者の生活に支障が生じるため、一般の避難所又は在宅での避難が困難な方 |

#### 2 収容基準

福祉避難所については、要配慮者の状況等に応じ1人当たり6.25㎡(2.5m×2.5m)を目安に必要なスペースを確保する。

#### 3 福祉避難所の予定施設

福祉避難所等となる予定施設は、第3部第14編第7章「防災拠点・副拠点」の表3(211ページ)を参照。

災害の規模等により予定施設のうち必要な数の福祉避難所を順次開設するとともに、収容者の状況や収容者数等に応じ、他の施設等の活用も検討する。

### 第2 福祉避難所の開設、運営

#### 1 福祉避難所運営担当本部の設置

発災後直ちに、福祉避難所の開設及び運営を行うため、災対福祉保健部内に関係部署で構成する「福祉避難所運営担当本部」を編成する。

#### 2 福祉避難所の開設

福祉避難所運営担当本部は、予定施設の安全や受入態勢が整ったことを確認したうえで、各福祉避難所の種類に応じた開設時期を目途に開設する施設を決定し、災対福祉保健部が福祉避難所を開設する。

保健師等による相談対応で、一般の避難所に避難している要配慮者等で福祉避難所での生活が適当と認められた場合、収容状況等を考慮しながら福祉避難所で受入れを行う。一般の避難所に避難している要配慮者については、一般の避難所職員と福祉避難所運営担当本部で随時情報共有を行う。



なお、特別養護老人ホーム等への入所が望ましいと認められた入所対象者については、原則として緊急入所による対応を行うものとする。

### 3 福祉避難所への移送

福祉避難所への移送は、避難者の介助者だけでなく、防災拠点運営委員会や一般の避難者、地域の支援者、協定事業者等の協力を得て、適切な移送手段により行う。

※災害時における福祉避難所への移送を中心とする輸送業務への協力に関する協定書は、別冊資料(397ページ)を参照。

### 4 福祉避難所の運営

福祉避難所は、区の責任の下、福祉避難所運営担当本部の指示に基づき、その分類に応じて区職員や当該福祉避難所指定施設の職員が、避難者の受付や収容、福祉避難所の維持管理、運営記録の作成等の運営に係る業務を行う。

また、福祉避難所における避難者の心のケアや相談等については、学校法人聖路加国際大学の協力を得て行う。

※福祉避難所等の開設・運営に関する協定書については、別冊資料(405～407ページ)を参照。

※災害時における福祉避難所への生活相談員の派遣に関する協定書は、別冊資料(411ページ)を参照。

### 5 平常時の取組

#### (1) 福祉避難所の開設・運営に関する周知

福祉避難所の運営マニュアルを随時改定し、関係部署の区職員や福祉避難所指定施設の職員等に開設・運営に関する手順等について周知を行う。

#### (2) 福祉避難所備蓄品の整備

要配慮者の特性に応じて必要となる備品、消耗品等の備蓄を進めていく。

※災害時における応急物資の供給に関する協定書(セツカートン)は別冊資料(432ページ)を参照。

## 第16編 帰宅困難者対策

### 第1章 基本方針

本区には、事業所、学校や買物・観光施設が集中し、日々、多くの通勤・通学・買物客等が流入、滞在しているため、災害により、交通機関等が停止した場合、速やかに自宅へ帰宅できず、なお、身の寄せどころのない外出者（以下、「帰宅困難者」という。）が多数発生し、大きな混乱と応急対策活動の妨げとなることが予測される。

このため、各企業では「むやみに移動を開始しない」を基本に、3日分の水・食料等の備蓄に努める。また、一時滞在施設等においては、受入れの運営マニュアル等を策定するなど、都、区及び関係機関の役割を明確にし、帰宅困難者が最終的に安全に、帰宅できるような的確な対策を実施するものとする。

### 第2章 想定される事態

**第1** 大規模地震発生時に、大勢の帰宅困難者が都心地域から周辺地域に向け一斉に移動を開始した場合や、鉄道駅周辺や路上に多数の帰宅困難者が滞留した場合には、応急対策活動の妨げとなり、また、二次災害が発生するおそれがある。

**第2** これらの膨大な数にのぼる帰宅困難者を、行政機関が直接誘導することはできない。

**第3** 路上等で被災した場合、適当な広さを有する一時滞在施設等に收容せざるを得ない可能性がある。

### 第3章 帰宅困難者対策の推進

#### 第1 予防策

##### 1 事業者における施設内待機

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機するよう普及啓発に努める。

##### 2 中央区帰宅困難者支援施設運営協議会の設置

区内に多くの帰宅困難者が発生した場合に備え、まちづくり基本条例に基づく協議により整備された一時滞在施設等の管理者を中心に、区、警察署、消防署、鉄道事業者、区内事業者等で構成する中央区帰宅困難者支援施設運営協議会を設置している。中央区帰宅困難者支援施設運営協議会では、帰宅困難者受入訓練の実施のほか、一時滞在施設等の運営マニュアルの作成、災害時の各機関の役割を定める。また、京橋地区委員会、銀座地区委員会、日本橋駅周辺地区委員会を設置し、各地区における連携強化に取り組むとともに、令和元年度に区内事業者に対して実施した帰宅困難者対策の現況調査の結果に基づき協議会への加入勧奨を行うなど、協議会の体制強化を図っている。

##### 3 利用者保護

区は、事業者が来訪者や利用者等に対し、施設内の安全な場所で待機させ、飲料水、食料等の配布や情報提供等の必要な措置を行うよう、普及・啓発に努める。

#### 4 情報通信体制の整備

災害時の帰宅困難者等に対する安否確認及び災害関連情報等の提供を行うため、地域防災無線等の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。

#### 5 一時滞在施設等の確保

帰宅困難者に対し、安全に帰宅が可能になるまで待機する一時滞在施設等を確保する必要がある。このため、区では大規模開発による一時滞在施設等の拡充及び、既存施設による一時滞在施設等の確保に努める。

#### 6 徒歩帰宅支援のための体制整備

事業者等の帰宅ルール作成の普及啓発に努める。また、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保のために、障害物の除去、改善に努める。

## 第2 応急対策

### 1 区内の混乱防止

#### (1) 駅や集客施設等における利用者保護

駅や集客施設の管理者等は、利用者及び施設の安全を確認し、利用者を安全な場所で保護するとともに、飲料水・食料の提供や災害の情報提供等を行うよう努める。

#### (2) 一時滞在施設等の開設

旅行者や買い物客等の帰宅困難者を保護するため、一時滞在施設等の施設管理者は一時滞在施設等を開設する。具体的な開設手順等については、各施設が作成した「帰宅困難者対応マニュアル」に基づき実施する。

#### (3) 一時滞在施設等開設の周知

区は、「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」と連携し、帰宅困難者に対して一時滞在施設等の開設について、ホームページ、ツイッター、フェイスブック等の来街者が把握可能な手段を活用し周知する。また、各防災拠点においては、防災マップアプリや入口掲示用に作成した一時滞在施設等案内マップを活用して、帰宅困難者を円滑に誘導するよう努める。

#### (4) 一時滞在施設等の運営

一時滞在施設等の施設管理者は、「帰宅困難者対応マニュアル」に基づき、近隣の一時滞在施設や駅等の施設管理者と連携を図りながら帰宅困難者を受け入れる

運営にあたっては、高齢者等への配慮や感染症対策の実施に努めていく。

### 2 事業所における帰宅困難者対策

#### (1) 施設内待機

都や区の一斉帰宅抑制の呼びかけ等の後は、災害関連情報等を入手し、周辺の災害状況等を確認し、従業員等を施設内の安全な場所に待機させる。来訪者及び利用者についても、従業員に準じて、施設内の安全な場所に待機させる。

#### (2) 水・食料等の備蓄

事業者は、従業員等が安心して施設内にとどまれるよう、最低3日分の水・食料等の備蓄を行う。

#### (3) 安否確認体制の整備

事業者は、発災時における従業員等との連絡手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、複数の安否確認手段を講じておく。

(4) 事業の早期再開

従業員を自社にとどめ、事業所の応急復旧活動要員として活用し、早期の事業再開に努める。

(5) 地域の応急復旧活動への参加

とどまった従業員を地域の応急復旧活動や「中央区帰宅困難者支援施設運営協議会」が運営する一時滞在施設等の活動に参加させるなど、地域の秩序維持、地域再生の一助となるよう努める。

### 第3 帰宅支援策

帰宅困難者の安全な帰宅を支援するため、鉄道の運行状況及び帰宅道路に関する情報の提供、代替交通手段の確保及び徒歩帰宅者の支援に努める。

### 第4 九都県市の対策

九都県市を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の九都県市は、災害が発生した場合、被災都県市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するために協定を締結しており、帰宅困難者対策については、行政区域を越えて対応が必要であるため、九都県市が共同で取り組んでいる。

1 災害時における帰宅困難者支援に関する協定

平成17年8月以降、九都県市は、コンビニエンスストア等フランチャイズチェーンと、大規模災害時に交通が途絶した際の水道水やトイレの提供、道路や避難所の情報、一時的に休憩の場を提供等の支援について協定を締結している。

### 第5 都の対策

1 条例の制定

都内の企業や店舗等に対し「従業員の施設内待機」「従業員の3日分の備蓄」「大規模集客施設等の利用者保護」「官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備」等を盛り込んだ東京都帰宅困難者対策条例を制定し、帰宅困難者の混乱防止、事故の発生抑制を行う。

※東京都帰宅困難者対策条例は、別冊資料(175ページ)を参照。

2 帰宅支援対象道路

徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、主要な幹線道路16路線を帰宅支援対象道路として指定する。

<帰宅支援対象道路>

- (1) 第一京浜 (2) 第二京浜 (3) 中原街道 (4) 玉川通り (5) 甲州街道
- (6) 青梅街道、新青梅街道 (7) 川越街道 (8) 中山道 (9) 北本通り (10) 日光街道
- (11) 水戸街道 (12) 蔵前橋通り (13) 井の頭通り (14) 五日市街道 (15) 環状7号線
- (16) 環状8号線

3 災害時帰宅支援ステーション

(1) 都立高校などを災害時帰宅支援ステーションに指定し、徒歩帰宅者に対して、水、トイレ、休憩の場の提供、沿道情報の提供などの支援を行う。また、東京都石油商業組合千代田中央支部加入のガソリンスタンドにおいても同様の支援を行う。

(2) 災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅者支援が円滑に行われるよう運営のガイドライン

第3部 災害応急対策計画

第16編 帰宅困難者対策

を作成する。

- (3) 災害時帰宅支援ステーションに指定された都立高校への連絡手段の確保に努める。

## 第17編 給水、食料・生活必需品供給計画

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名     | 発災       | 1時間 | 24時間   | 72時間                    |
|---------|----------|-----|--|-------------------------|
|         | 初動態勢の確立期 |     | 即時対応期  |                         |
| 災対教育部   |          |     | ○避難所での飲料水、食料、生活必需品の供給<br>○不足物資等の要請（災対指令部へ）<br>○炊出しの実施      | →<br>→                  |
| 災対指令部   |          |     | ○都へ応急給水の要請<br>○不足物資等の集約<br>○都へ救援物資等の要請<br>○協定事業者等へ救援物資等の要請 |                         |
| 災対区民部   |          |     | ○地域内輸送拠点の構築  | ○救援物資等の受入れ、仕分け、輸送等<br>→ |
| 災対環境土木部 |          |     | ○給水拠点の設置<br>○応急給水の実施                                       | →                       |
| 都水道局    |          |     | ○給水拠点の設置<br>○車両輸送等による給水<br>○仮設給水栓の設置                       | →                       |

## 第1章 給水計画

### 第1 計画方針

災害の発生により、水道の使用が不能又は困難になった場合は、被災者及び在宅避難者の飲料水の確保を図るため、区は直ちに都水道局に対し応急給水を要請し、区及び都水道局は協力して応急給水態勢の確立に努める。また、区は大地震の発生時には広範囲にわたり給水が不能又は困難になることが想定されるため、都水道局の応急給水を補完する区独自の給水対策の整備に努める。

### 第2 都と区の役割分担

災害時の応急給水は、都・区の役割分担に従い協力して次により行う。

- 1 応急給水槽における応急給水は、区が実施する。
- 2 給水所では区が給水を行う。
- 3 仮設給水栓による給水は、断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある



と認められる場合に、都が仮設給水栓を設置し、区と協力して給水を行う。

- 4 後方医療施設となる医療施設及び重症重度心身障害児（者）施設等の福祉施設については、関係行政機関から都災害対策本部を通じて緊急な要請があった場合、都が車両輸送等により給水を行う。
- 5 防災拠点及び町会にスタンドパイプを配備し、町会による給水体制を確立する。
- 6 都水道局が防災拠点に設置した応急給水栓を活用し、区が給水を行う。

※避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書は別冊資料(284ページ)を参照。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 応急給水栓を設置している防災拠点(12拠点) | 泰明小学校、銀座中学校、明石小学校、京華スクエア、常盤小学校、日本橋小学校、十思スクエア、有馬小学校、佃島小学校、月島第二小学校、月島第三小学校、晴海中学校 |
|------------------------|--|

### 第3 給水目標

震災時には、一人一日当たり最小限の必要量を3リットルとして給水するものとする。

### 第4 給水対策

#### 1 給水拠点における応急給水

##### (1) 給水拠点

##### ア 応急給水槽又は給水所

| 施設名                     | 確保水量                |
|-------------------------|---------------------|
| 区立あかつき公園内震災対策用応急給水施設    | 1,500m <sup>3</sup> |
| 区立堀留児童公園内震災対策用小規模応急給水施設 | 100m <sup>3</sup>   |
| 晴海給水所                   | 1,300m <sup>3</sup> |

※給水施設の維持管理及び運用に関する協定は、別冊資料(282～283ページ)を参照。

##### イ 中央支所保有の応急給水資材

| 給水タンク                                      | 角形容器     | 給水袋      | 応急給水栓 | ホース                      |
|--|----------|----------|-------|--------------------------|
| 1m <sup>3</sup> 6基<br>0.3m <sup>3</sup> 2基 | 10ℓ用 10個 | 6ℓ用 200袋 | 6基    | 20m 3本<br>5m 5本<br>1m 4本 |

##### ウ 応急給水施設の応急給水資器材現有数

| 施設名    | 給水タンク | 布ホース |     |    | 応急給水栓 | エンジンポンプ | 投光器 |
|--------|-------|------|-----|----|-------|---------|-----|
|        |       | 20m  | 5m  | 1m |       |         |     |
| 晴海給水所  | 2基    | 3本   | 5本  | 4本 | 6基    | —       | —   |
| あかつき公園 | —     | 3本   | 15本 | —  | 17基   | 1台      | 3基  |
| 堀留児童公園 | —     | —    | 3本  | —  | 1基    | 2台      | —   |

## (2) 給水拠点における活動

給水拠点における飲料水の取水及び配布は、区が都の協力を得て行う。

区においては、初動期の応急給水を災対環境土木部が所管することとし、他の区各部は必要に応じてこれを補助する。

### ア 給水拠点の設置

区立あかつき公園、区立堀留児童公園においては、区が応急給水に必要な資器材の設営及び給水を実施する。晴海給水所においては、敷地の一部を柵で区切った応急給水エリアの鍵を区又は都が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から区が給水を行う。

なお、区立あかつき公園内震災対策用応急給水施設については、隣接する築地あかつきコミュニティルームの備蓄倉庫に保管されている連続飲料水袋詰機（1リットルを1袋とし、毎時2,000リットルの袋詰が可能）も活用する。

このほか、都水道局所管の都内給水所配水池等からの確保を図る。

### イ 本部への報告

災対環境土木部は、給水拠点の設営が完了し、区民への給水態勢が整ったときは、災対指令部へその旨報告する。

### ウ 応急給水の実施

区は、設営が完了した給水拠点において応急給水を実施する。

## 2 防災拠点における備蓄飲料水

防災拠点に備蓄している飲料水（ペットボトル）を供給する。

※防災用備蓄現在高調などは、別冊資料(32ページ)を参照。

## 3 区立公共施設及び区立小・中学校の受水槽（令和2年10月1日現在）

(1) 区立公共施設 37カ所 799.7m<sup>3</sup>

(2) 区立小・中学校 19カ所 595.0m<sup>3</sup>

※区立公共施設内受水槽は、別冊資料(128ページ)を参照。

区立公共施設及び区立小・中学校の受水槽に取水器具、緊急遮断弁を設置している。

## 4 学校等のプール

プールの水を飲料用として活用するため、ろ過器を各学校に配置して飲料水の確保を図る。

また、感染症対策として、手洗い用など生活用水としても利用する。

※学校プール及び区立プール一覧表は、別冊資料(129ページ)を参照。

## 5 民間施設による確保

区、防災区民組織及び民間施設の受水槽所有者の三者間で「災害時における飲料水の供給協力協定」を締結し、地域における災害時の飲料水の確保を図っている。

※災害時における飲料水供給協力協定締結状況は、別冊資料(130ページ)を参照。

※災害時における飲料水供給協力に関する協定書(防災区民組織)は、別冊資料(288ページ)を参照。

## 6 在宅避難者への給水活動

### (1) 給水活動体制の確立

断水状況及び職員の参集状況等を踏まえ、災対環境土木部は庁有車に給水タンクを積載し、給水体制を確立する。

### (2) 給水場所の決定

断水区域、断水による避難者、在宅避難者等の状況から総合的に判断し、該当する地域の町会等と連携して決定するものとする。

## 第5 応急給水用資器材

### 1 備蓄倉庫

| 給水タンク |       |      | 車載用給水タンク |      | 給水袋     |         | コップ     | ろ過器        |
|-------|-------|------|----------|------|---------|---------|---------|------------|
| 40ℓ用  | 200ℓ用 | 70ℓ用 | 1,000ℓ   | 790ℓ | 20ℓ用    | 30ℓ用    | —       | 手動1,000ℓ/時 |
| 140個  | 686個  | 200個 | 4個       | 3個   | 31,600袋 | 17,250袋 | 93,821個 | 1台         |

| キャンバス水槽 |     | 連続飲料水袋詰機 | 袋詰機用フィルム | 袋詰機用発電機 |
|---------|-----|----------|----------|---------|
| 開口型     | 密閉型 | 2,000ℓ/時 | 2,000袋   | 4,500W  |
| 7基      | 7基  | 1台       | 45巻      | 1台      |

### 2 防災拠点、副拠点、活動資器材庫

| 給水タンク | 給水袋    |        | コップ      | ろ過器        | 給水槽    |
|-------|--------|--------|----------|------------|--------|
| 200ℓ用 | 20ℓ用   | 40ℓ用   | ポリプロピレン製 | 手動1,000ℓ/時 | 1,000ℓ |
| 550個  | 4,000袋 | 5,565袋 | 26,585個  | 20台        | 35基    |

## 第2章 食料供給計画

### 第1 計画方針

災害の発生により、物流機能が被害を受けて、食料の調達が困難になることが予想されることから、都との役割分担に基づき、平常時から災害用食料を備蓄するとともに、被災者に迅速かつ的確に供給できる体制を整備する。

### 第2 都と区の役割分担

食料の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」に基づき、区は被害想定での避難所生活者数の1日分（調製粉乳については、3日分）を目標に備蓄し、都は2日目以降の分について備蓄、調達して対処するという役割分担になっている。

※災害救助法適用後の米穀等配給系統図は、別冊資料(132ページ)を参照。

### 第3 調達計画

区は、被災者に対し、発災から3日間は備蓄物資を供給するが、4日目以降については、区備蓄及び協定により調達した食料に不足が生じた場合に、災対指令部が必要となる物資の品目や数量をとりまとめのうえ、都などの関係機関に要請することとする。

#### 1 区の備蓄

都と区の役割分担については本章第2「都と区の役割分担」(230ページ)のとおりであるが、第2部第9編第2章「備蓄計画」(93ページ)に定めるとおり、区は、「首都直下地震等による東京の被害想定」の避難所生活者数に基づき食料3日分を備蓄している。

#### 2 協定による調達

#### (1) 精米の優先供給

区は、昭和55年2月に東京都米穀小売商業組合中央支部と「災害時における米穀供給協力に関する協定」により、組合で最低108,000食分を常時保有し災害時には、優先供給をうける協定を締結している。

※災害時における米穀供給協力に関する協定書(米穀小売商業組合)は、別冊資料(290ページ)を参照。

#### (2) 麺類の優先供給

区は、昭和55年2月に東京都麺類協同組合区内4支部と「災害時における麺類等供給協力に関する協定」により、災害時に優先供給をうける協定を締結している。

※災害時における麺類等供給協力に関する協定書(麺類協同組合)は、別冊資料(291ページ)を参照。

#### (3) 協定の検討

発災当初の1週間程度は交通麻痺等により流通経路が混乱し、区の調達が困難になる事態も想定されることから、今後も食料等の優先供給の協力協定の締結を検討する。

### 3 相互援助協定自治体への要請

区備蓄による食料に不足が生じた場合は、第3部第4編第4章第1(121ページ)に定める相互援助協定自治体に対し、不足食料を救援要請する。

### 4 都への要請

区備蓄及び協定により調達した食料に不足が生じた場合は、都に対し、不足食料を救援要請する。

区内全体の不足物資の把握が困難な場合は、速やかに包括的な要請を行う。

なお、都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討することとしている。

## 第4 食料の受入れ・輸送

第3部第7編第2章「第4 1 地域内輸送拠点」(146ページ)に定めるとおり、本章第3「調達計画」(230ページ)により救援要請した食料については地域内輸送拠点(総合スポーツセンター)で受け入れた後、各防災拠点へ必要数を輸送する。

## 第5 炊出しの実施及び食料の配分

### 1 給食の順位

(1) 備蓄食料のうち調理を必要としない食料(バランス栄養食、クラッカー、缶入りソフトパンなど)

(2) 備蓄食料(サバイバルフーズ、アルファ化米)による炊出し

(3) 協定により調達した米穀や麺類による炊出し

(4) お粥、調製粉乳等必要とされる被災者が限定されるものについては、必要に応じて随時供給する。

### 2 炊出しの実施

避難所のカセットコンロ、ガス、かまどセット、組立式煮炊きレンジ、燃料等のほか、公園等に設置されているかまどベンチなどを利用し、防災拠点運営委員会、民間団体等の協力を得て行う。

### 3 食料の配分、在宅避難者への支援

避難所の避難者を対象として実施するとともに、在宅避難者に対しては、町会・自治会、防災区民組織及び自主的な防災活動を行うマンション管理組合等に対し、近くの防災拠点を通じて配分する。

実施責任者は「炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿」を整理し、保管する。

※炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿は、別冊資料(134ページ)を参照。

## 第3章 生活必需品供給計画

### 第1 計画方針

災害の発生によって生活必需品を調達できない被災者に対し、速やかに最低限度の生活必需品を配給できる体制の整備を図る。区は、平時より災害用生活必需品の備蓄の拡充に努める。

### 第2 調達計画

#### 1 区の備蓄

区が保有する生活必需品を払出し、なお不足の場合は災対総務部において発注し調達する。

##### (1) 備蓄計画

生活必需品の確保については、第2部第9編第2章「備蓄計画」(93ページ)に定めるとおり、首都直下地震等による東京の被害想定避難所生活者数に基づき備蓄している。

##### (2) 要配慮者及び女性への配慮

特別な配慮を要する妊産婦・乳幼児等の要配慮者や女性の視点に配慮し、最低限必要となる生活必需品の備蓄をする。

紙おむつ、ほ乳びん、生理用品のほか、ほ乳びんの消毒剤やおしりふきなどを備蓄している。

#### 2 相互援助協定自治体への要請

区備蓄による生活必需品に不足が生じた場合は、第3部第4編第4章第1(121ページ)に定める相互援助協定自治体に対し、不足物資を救援要請する。

#### 3 都への要請

区備蓄による生活必需品に不足が生じた場合は、都に対し、不足物資を救援要請する。

区内全体の不足物資の把握が困難な場合は、速やかに包括的な要請を行う。

なお、都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討することとしている。

### 第3 生活必需品の受入れ・輸送

食料と同様に、救援要請した生活必需品については地域内輸送拠点(総合スポーツセンター)で受け入れた後、各防災拠点へ必要数を輸送する。

### 第4 生活必需品の配分

避難所の避難者を対象として実施するとともに、町会、自治会、防災区民組織及び自主的な防災活動を行うマンション管理組合等の在宅避難者に対しても、近くの防災拠点を通じて配分する。

実施責任者は「炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿」を整理し、保管しておかなければならない。

※炊出し給与状況及び食品給与物品受払簿は、別冊資料(134ページ)を参照。

## 第5 義援物資の取扱い

義援物資の取扱いについては、第4部第7編第4章「義援物資の取扱い」(325ページ)を参照。



## 第18編 医療救護計画

(区・災対福祉保健部、災対保健所部、医師会、歯科医師会、薬剤師会)

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名                  | 発災                            | 1時間 | 24時間   | 72時間 |
|----------------------|-------------------------------|-----|--|------|
|                      | 初動態勢の確立期                      |     | 即時対応期  |      |
| 災対福祉保健部              | ○都・防災関係機関・医師会等との連絡調整<br>○情報収集 |     | ○医師会等への協力要請<br>○災害薬事センターの設置<br>○都への医薬品等供出要請<br>○医薬品等の区内搬送<br>○医療系応援職員、<br>医療系ボランティアの要請・受入れ   |      |
| 災対保健所部               |                               |     | ○救護所の設置<br>○医療救護活動拠点の設置<br>○中等症者・重症者の災害拠点病院<br>等への搬送<br>○透析患者・在宅難病患者への対策   |      |
| 医師会<br>歯科医師会<br>薬剤師会 |                               |     | ○医療救護活動拠点、災害薬事センターの運営<br>○医療資源の確保及び医療救護班等の編成<br>○一次トリアージの実施<br>○軽症者に対する治療及び中等症者・重症者<br>に対する搬送までの間の応急処置<br>○医薬品等の在庫管理・服薬指導等<br>○死亡の確認 |      |
| 都福祉保健局               |                               |     | ○災害医療コーディネーターによる二次保健医療<br>圏内及び都内の医療体制の確立<br>○日赤東京都支部等から血液製剤の調達   |      |

### 第1章 計画方針

大規模災害により、地域の医療機関が通常の診療能力を超えるほど多数の死者・傷病者が発生した場合、医療機関が大きな被害を受けて診療能力が大幅に低下して医療の空白が生じた場合等には、医療関係団体との連携のもと、医療の確保を図る。

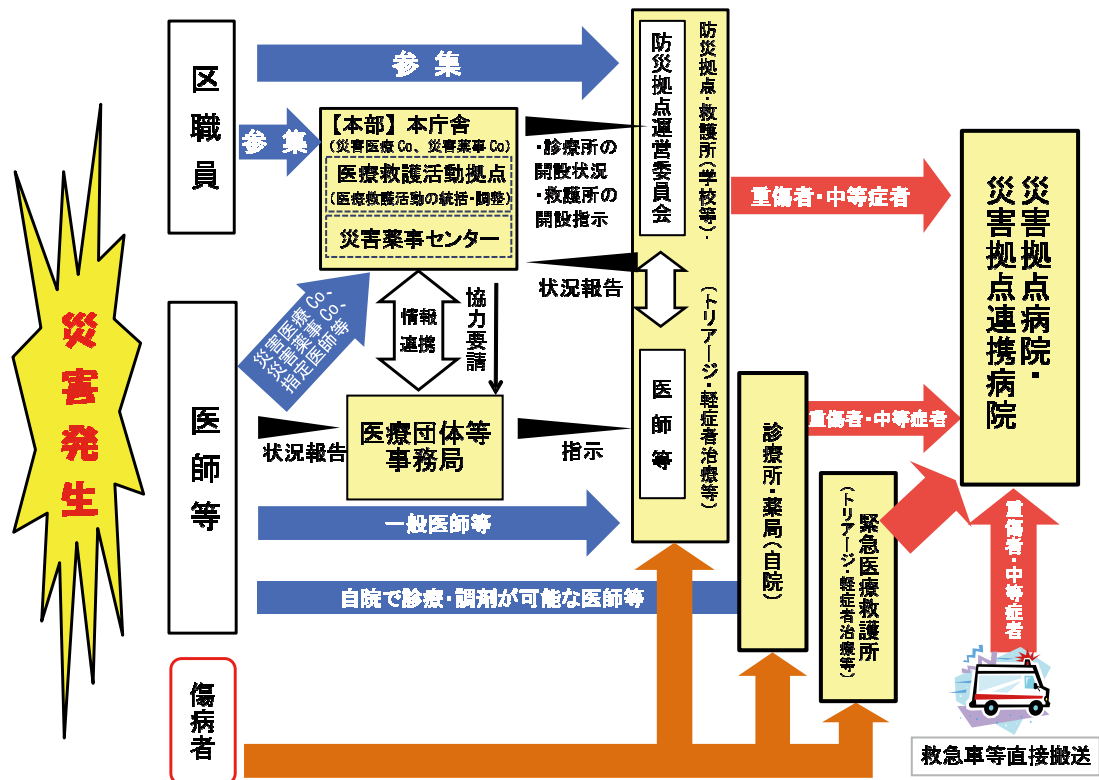
また、都と連携し、円滑な都内医療施設の利用や医薬品、医療資器材の安定した供給体制を確保することにより、被災者の救援に万全を図る。

## 第2章 医療情報の収集及び伝達

### 第1 情報連絡体制の整備

災害時に効果的かつ効率的な医療活動を行うためには、救護活動ができる医師等の確保と情報収集、一元的な指示系統の構築が必要である。そのため、災害状況に柔軟かつ迅速に対応できるよう、すみやかに情報を集約し、発信する体制を整備する。

災害発生から応急救護体制構築までの流れ



※図上の「医師等」には、医科・歯科の医師、薬剤師、看護師、柔道整復師等の医療従事者を含む。

※救護所等では、主に軽症者の治療及び災害拠点病院等への搬送までの応急処置を行う。

※医療救護活動拠点は、災害医療コーディネーターを中心に医療ニーズ・医療救護活動方針の確認や情報交換を行う。

※緊急医療救護所は震度6弱以上、超急性期（72時間）を目安に開設。トリアージと軽症者の治療を実施する。重症者等は災害拠点病院等へ搬送する。

※災害拠点病院・災害拠点連携病院とは、聖路加国際病院を含む、二次医療圏内の指定病院。

### 第2 医療情報の提供

医療救護所及び緊急医療救護所（以下、本編において「救護所」という。）や医療機関等の診療状況等を医療救護活動拠点で取りまとめ、区ホームページへの掲載、区主要施設への掲示により情報を提供する。

### 第3 都福祉保健局への報告

東京都防災行政無線等の活用により、人的被害、救護所に関する情報、医療機関等の被害状況や活動状況等の把握・集約に努め、適宜、都福祉保健局に報告する。

## 第3章 医療救護態勢

区は管理班等による救護活動を行うとともに「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、医師会等に医療救護班の派遣を要請する。

### 第1 区の活動態勢

区は次に掲げる班を編成して救護活動を行う。

#### 1 管理班

- (1) 都・防災関係機関・医師会等との連絡調整
- (2) 情報収集・連絡
- (3) 医師会等への協力要請
- (4) 医療救護活動拠点・災害薬事センターの管理運営
- (5) 医薬品・医療資器材等の調達・搬送
- (6) 災害時医療救護活動従事スタッフ・医療系応援職員・医療系ボランティアの要請・受入れ

#### 2 救護所班

- (1) 救護所の設営及び管理運営
- (2) 医療救護所から災害拠点病院等への負傷者搬送
- (3) 医療救護所における備蓄医薬品等の運搬等、医療救護班の支援
- (4) 緊急医療救護所における受付、場内整理、負傷者誘導等及び聖路加国際病院の医師等の支援

### 第2 医療団体等の役割

#### 1 医師会等の態勢

区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会の指定された医師等は、地震等の影響により、多くの傷病者が見込まれる場合は、区内の医師等医療資源の情報収集を行うとともに、救護態勢を統括する。また、指定されていない医師等については、可能な限り自身が所属する診療所等で医療行為を行う。なお、区が医療救護所を設置した場合の救護態勢として、診療所等での診療ができない医師等により医療救護班等を編成する。また、緊急医療救護所を設置した場合は聖路加国際病院に医師等の派遣を要請する。

#### 2 医師会等の役割

区が災害状況により医療救護の必要を認め、要請した場合、医師会等は医療救護班を編成し派遣する。災害時の医療救護活動については、昭和52年6月「災害時の医療救護活動についての協定」を中央区医師会、日本橋医師会と締結し、さらに、平成9年6月には、京橋歯科医師会、お江戸日本橋歯科医師会、京橋薬剤師会及び日本橋薬剤師会と同協定を締結した。

また、平成15年8月には、東京都柔道整復師会千代田・中央支部との間に「災害時における応急救護活動に関する協定書」を締結した。

さらに、平成27年10月には、国立がん研究センター中央病院との間に「災害時の医療救護活動についての協定」を締結した。

※医師会等との災害時の医療救護活動についての協定等については、別冊資料(313～337ページ)を参照。

### 3 医療救護班の業務

- (1) 一次トリアージ
- (2) 軽症者に対する治療及び中等症者・重症者に対する搬送までの間の応急処置
- (3) 死亡の確認

### 4 都医療救護班の派遣要請

区内医師会等に、医療救護班の派遣を要請してもなお、区内の医療救護活動が十分でないと思われるときは、都福祉保健局に都医療救護班の派遣を要請する。

### 5 薬剤師班の活動

- (1) 医療救護所における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 医療救護所における医薬品の仕分け、管理
- (3) 一般医薬品を活用した被災者の健康管理支援
- (4) 避難所の衛生管理・防疫対策への協力

### 6 聖路加国際病院の役割

聖路加国際病院は、震度6弱以上の地震が発生した場合、区の要請により緊急医療救護所の設置協力及び医師等の派遣を行う。この設置協力等については、令和2年12月に聖路加国際病院の開設者である聖路加国際大学と「災害時における緊急医療救護所の設置等に関する協定」を締結した。

※災害時における緊急医療救護所の設置等に関する協定書は、別冊資料(350ページ)を参照。

## 第3 災害医療コーディネーターの設置

地域医療及び防災医療に精通した者を区災害医療コーディネーターとして任用する。

区は、区災害医療コーディネーターの医学的な助言のもと、区内の被害状況や医療情報を集約し、医療救護活動を統括・調整する。

また、都内の医療資源の活用は、都が任用する東京都災害医療コーディネーターを通じて行う。

## 第4 医療救護活動拠点の設置

区は発災後、医療救護活動拠点を設置し、災害医療コーディネーターを中心に医療救護活動方針の確認や情報交換等、以下の業務を行う。

- 1 区内の医療資源に関する情報収集（医療機関の開設状況、各防災拠点での医療関係者の参集状況や医薬品の在庫状況）
- 2 各防災拠点での救護活動状況等の取りまとめ
- 3 各防災拠点での救護活動に対する指揮伝達
- 4 医療救護所の連絡調整

## 第5 災害薬事センターの設置

区は発災後できるだけ速やかに災害薬事センターを設置し、区内の薬事に関する情報を集約する。

また、センター長となる災害薬事コーディネーターを区内薬剤師会から選任する。

災害薬事コーディネーターは、災害医療コーディネーター等に協力し、地域の医療救護活動が円滑に行われるように、薬事に関する調整等、以下の業務を行う。

- 1 医療救護所等で必要になる医薬品等の需給状況の把握、卸売販売業者への発注、在庫管理など
- 2 薬剤師班の差配、支援要請など

- 3 病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等、地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品の過不足状況の把握、薬事関係者の調整など

## 第6 救護所の設置予定場所及び活動範囲

区は発災後、医療機関等の被害状況及び診療状況に応じて災害拠点病院の隣接する場所に緊急医療救護所を設置するとともに、各防災拠点に医療救護所を設置する。

また、救護所における救護活動は、医療救護所については区の要請により区内医師会等で編成した医療救護班が行い、緊急医療救護所については区の要請により派遣された聖路加国際病院の医師等が行う。

救護所での活動範囲は、一次トリアージを実施し、その結果を基に軽症者を治療するとともに中等症者・重症者や特殊な医療を要する者（以下「重症者等」という。）が災害拠点病院等に搬送されるまでの間の応急処置を行う。

防災拠点一覧は、第3部第14編第3章「第5 設置予定施設と受入人員」（197ページ）を参照。

## 第7 災害拠点病院等への搬送

### 1 災害拠点病院等

救護所において対応できない重症者等は、災害拠点病院（聖路加国際病院等）、災害拠点連携病院等に搬送する。

### 2 搬送体制

(1) 救護所又は避難所等において医療施設での医療を必要とする重症者等が発生した場合は、区は東京都地域災害医療コーディネーターと調整し、災害拠点病院等に対し、その受入れを要請する。

(2) 原則として被災現場から救護所までは区で対処し、救護所から災害拠点病院等までは区及び都が対処する。

3 搬送は、あらかじめ搬送順位を定めて、次の方法により行う。ただし、交通が途絶している場合はヘリコプター、船舶による搬送等を都に要請する。

(1) 消防救急隊（119番）への搬送

(2) 医療救護班が使用している車両による搬送

(3) 区庁有車又は調達した車両による搬送

## 第8 医薬品及び医療資器材の調達

### 1 医薬品等の確保

医療救護活動に必要な医薬品や医療資器材は区が区内小・中学校等にあらかじめ配備した災害対策用医療救急箱及び備蓄倉庫の補充医薬品等を優先的に使用し、不足が生じたときは、区内薬剤師会に医薬品等の供給を要請し、又は都に都備蓄分の供出を要請する。それでも不足が生じるときは、区が設置する災害薬事センターを通じて、卸売販売業者に医薬品等を発注し、又は都に調達要請をする。

また、区内にあらかじめ配備している医薬品等は、発災後から3日目までに必要となる医薬品とし、医師会等の関係機関及び区で構成される応急救護連携会議等を通じ適宜見直しを行う。

区は、薬剤師会から円滑に医薬品等の供給を受けるため、平成15年8月に京橋薬剤師会、日本橋薬剤師会との間に「災害時における応急医薬品等供給協力に関する協定」を締結した。

発災後、卸売販売業者から医薬品等を調達できるよう、平成27年3月に卸売販売業者との間に



「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」を締結した。

※災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書については、別冊資料(352～358ページ)を参照。

## 2 医薬品等の搬送

医薬品等の区内搬送は、第3部第7編「輸送計画」(144ページ)により、救護所を開設したとき、又は医療救護班から搬送要請があったときに薬剤師会の協力のもと災対福祉保健部が行う。

なお、災害薬事センターを通じて発注し、又は調達要請した医薬品等は、卸売販売業者が救護所へ直接納品する。

## 3 医薬品等の管理

医薬品等の在庫管理、服薬指導等は、区内薬剤師会の協力を得て行う。

## 4 血液製剤の供給

血液製剤が必要な場合、区長は都福祉保健局に要請する。都は、日赤東京都支部その他から調達し、同支部及び都内各血液センターが献血供給事業団を通じて供給する。

## 第9 透析患者及び在宅難病患者への対策

### 1 透析患者対策

透析患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要する。このため区は、区内医師会等関係機関との連携により透析可能な施設の情報提供を行う。また、必要に応じて近隣の区市町村への患者の移送を行う。

### 2 在宅難病患者対策

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病態が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などで救護する必要がある。このため区は、平常時から患者の把握を行うとともに、医療機関及び近隣の区市町村等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制整備に努めることとする。

## 第10 災害時医療救護活動従事スタッフ、医療系応援職員及びボランティアの活用

1 区は、区内在住・在勤で区内医療関係団体の会員以外の医療従事者をあらかじめ災害時医療救護活動従事スタッフとして登録し、医療救護活動への従事を要請する。

2 医療救護活動が十分に行えないときは、区は、区災害医療コーディネーターと調整のうえ、自衛隊医療班、他区市町村、日本赤十字社東京都支部医療班及び民間医療系ボランティアの協力を要請する。

3 民間ボランティアの協力要請は、必要に応じて、マスコミ、インターネット等を活用する。

4 災害時医療救護活動従事スタッフ、医療系応援職員及びボランティアの受入れは、災対福祉保健部で行う。

## 第11 保健相談活動

避難が長期にわたる場合には、被災者の健康相談体制を確保するとともに、メンタルヘルスケアを行う。

※第3部第19編第3章「防疫活動及び保健衛生活動」(242ページ)を参照。

## 第12 中央区災害医療運営連絡会の設置

災害時の医療救護活動の円滑な実施を図るため、区内医師会、区内歯科医師会、区内薬剤師会、区、警察署、消防署等の代表者を委員として中央区災害医療運営連絡会を設置している。



第3部 災害応急対策計画

第18編 医療救護計画

※中央区災害医療運営連絡会設置要綱については、別冊資料(207ページ)を参照。

## 第19編 防疫及び保健衛生計画（区・災対保健所部）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名    | 発災       | 1時間 | 24時間   | 72時間   |
|--------|----------|-----|--|--|
|        | 初動態勢の確立期 |     | 即時対応期  | 復旧対応期  |
| 災対保健所部 |          |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○汚染地域等での消毒活動</li> <li>○ペット類の救護要請</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者等の健康相談</li> <li>○被災施設等の調査・指導</li> <li>○感染症予防のための広報</li> </ul> |

## 第1章 計画方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境が悪化し、また、被災者の病原菌に対する抵抗力が低下するなどの悪条件下に行われるものであるため、感染症が発生した場合は患者を早期に発見し、迅速かつ的確に必要な措置を講じる。

また、感染症の発生と拡大を防止するため、予防措置を行うとともに、家屋・避難所等の消毒を必要に応じて実施し、併せて災害地における飲食に起因する危害発生の阻止に努める。

## 第2章 活動態勢

### 第1 区の活動態勢

区は東京都に協力し、相互に連携を図りつつ、次に掲げる班を編成して防疫及び保健衛生活動を行う。

活動の主な班編成は下記のとおりであるが、各班は情報の共有化を図り、随時連携して任務に当たるものとする。なお、必要に応じて各班長の指示により他班の任務の遂行を補助するものとする。

#### 1 保健活動班

##### (1) 分担任務

- ア 被災者等の健康相談及びメンタルヘルスケア
- イ 被災者等の感染症予防のための保健指導
- ウ 医療機関等の健康に関する情報提供、巡回訪問
- エ 感染症予防のための広報
- オ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施

##### (2) 感染症発生時

感染症の急速なまん延防止のため、次の早期措置を行う。

- ア 感染症発生状況に関する情報収集と把握
- イ 健康相談及び発生した感染症の正しい知識の普及啓発
- ウ 感染症法に基づく防疫措置  
(健康診断、行動制限、入院勧告・措置、消毒対応等)

## 2 衛生監視班

### (1) 分担任務

- ア 被災した環境衛生施設及び食品衛生施設の調査と指導
- イ 受水槽等給水施設の簡易検査と消毒方法の実地指導
- ウ 被災地や救護所での飲料水や食品による危害の防止指導
- エ 医薬品に起因する危惧発生の防止
- オ 毒物劇物に起因する危惧発生の防止

(2) 水質検査用資材及び消毒薬等の備蓄を検討する。

## 3 消毒班

### (1) 分担任務

- ア 避難所の防疫・衛生指導及び不潔箇所の消毒
- イ 被災地域の衛生指導及び消毒

### (2) 感染症発生時

- ア 消毒活動への協力
- イ 感染症指定医療機関に患者の搬送及び感染症の病原体に汚染された場所等の消毒

## 4 検査班

### (1) 分担任務

- ア 水質検査
- イ 食品検査
- ウ 感染症検査

## 5 動物管理班

- (1) 飼い主不明のペット類について、都福祉保健局が設置する動物救援本部への一時保護要請及び都が行う活動への協力
- (2) 負傷したペット類について、動物救援本部への救護要請及び連絡調整
- (3) 逸走した危険動物の情報提供及び住民の避難誘導
- (4) 避難したペット類の適正飼育指導
- (5) 避難所における飼育場所の設定等指導
- (6) 動物による危害防止や保護受入情報の広報

## 第3章 防疫活動及び保健衛生活動

### 第1 各班の活動

#### 1 保健活動班の活動

災害時における被災者の健康維持のための相談やメンタルヘルスケアを行う。また、感染症の急速なまん延を防止するために、患者を早期に発見・処置するとともに、避難所等における保健活動を行う。

- (1) 被災地の全域に対しては、感染症の発生調査及び健康相談を計画的に行う。特に、被災初期においては、避難所を中心に行う。
- (2) 被災中期においては、風邪などのまん延防止などを中心到手洗いやうがいの保健指導等を重

点的に行う。

- (3) 被災中期から、エコノミークラス症候群の発生防止やメンタルヘルス対策を十分に行う。
- (4) 感染症の発生調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員・環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- (5) 健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員及び環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- (6) 感染症の流行状況や都による指導を踏まえ、予防接種を実施する。

## 2 衛生監視班の活動

被災地や救護所における飲料水や食品による危害を防止するため、施設の調査指導及び被災者の衛生指導を行なう。

- (1) 受水槽等給水施設の簡易検査及び消毒方法の現地指導
- (2) 被災した環境衛生施設及び食品衛生施設の調査と指導
- (3) 被災地や救護所での飲料水や給食による危害の防止指導
- (4) 被災地や救護所での医薬品に起因する危惧発生の防止指導
- (5) 被災した毒物劇物取扱施設の調査と危惧発生の防止指導

## 3 消毒班の活動

感染症発生地域や浸水地域の衛生指導を行なうとともに、被災地域や避難所の不潔場所の消毒を行う。

- (1) 必要に応じて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第14条に規定する消毒作業を行う。
- (2) 浸水地域の世帯に対し消毒薬を配付し、汚染部分の水洗と乾燥及び手洗いの消毒励行などの指導を徹底する。また、必要がある場合は消毒薬の噴霧作業を行う。
- (3) 避難所の開設と同時にトイレその他不潔場所一帯へ必要に応じて消毒薬の噴霧作業を行う。また、用便後の手洗いと消毒を励行するよう指導する。

## 4 検査班の活動

被災地や救護所の飲料水等、食品及び感染症について必要に応じ検査を行う。

## 5 動物管理班の活動

東京都獣医師会、中央区動物との共生推進員、動物愛護団体やボランティア等の協力を得て、飼い主不明のペット類や負傷したペット類の救護要請や逸走した危険動物に関する情報提供等を行う。また、被災者と同行避難したペット類の管理について必要な衛生指導を行う。

- (1) 飼い主不明のペット類については、動物救援本部に一時保護要請を行う。必要に応じて、動物救援本部が行う活動に協力する。
- (2) 負傷したペット類については、動物救援本部に救護要請を行う。円滑に応急手当が行われるよう、必要に応じて動物救援本部及び協定動物病院との連絡調整を行う。
- (3) 危険動物逸走の通報があった場合には、必要に応じて住民の避難指示や情報提供等を行う。
- (4) 避難したペット類については、被災者とは別の場所にて保護管理を行うが、必要に応じて衛生指導を行う。
- (5) 避難したペット類の適正な飼育指導を行うとともに、避難所における飼育場所の設定等指導を行う。

(6) 動物の危害防止や保護受入情報について広報活動を行う。

## 第2 防疫用資器材の備蓄・調達

防疫用資器材の備蓄に努めるとともに、調達及び配布計画の策定に向け検討を進める。なお、区の実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都福祉保健局に要請する。

## 第3 避難所における動物との同行避難体制の整備

各避難所において、飼い主と動物の同行避難を円滑に行うための体制を整備していく。整備にあたっては各防災拠点運営委員と協議をし、各避難所の特性をふまえたものとする。

## 第4 獣医師会等との協定

災害時に被災動物を救護するため、東京都獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定書」を締結している。さらに、区内開業獣医師とも具体的な救護対策について協定を締結し細目を整備する。

※災害時における動物救護活動に関する協定(獣医師会)については、別冊資料(360ページ)を参照。

## 第20編 障害物除去計画

(区・災対環境土木部、第一建設事務所、都環境局廃棄物埋め立て管理事務所)

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名        | 発災       | 1時間      | 24時間  | 72時間                |
|------------|----------|----------|---|---------------------|
|            | 初動態勢の確立期 |          | 即時対応期   |                     |
| 災対環境土木部    | 【住宅関係】   |          | ※災害救助法適用前<br>○区長が必要と認めたものについて住宅関係障害物の除去<br><br>※災害救助法適用後<br>○都建設局へ住宅関係障害物の除去対象戸数・所在の調査結果の報告 → |                     |
|            | 【河川関係】   |          | ○都建設局へ河川の障害物及び浮遊物の除去要請  |                     |
|            | 【道路関係】   | ○被害状況の把握 | ○緊急道路障害物除去路線（中央区担当除去路線）に関する障害物の除去・応急補修 →  | ○各機関に障害物の除去・応急補修の連絡 |
| 関東地方整備局    |          |          | ○緊急道路障害物除去路線に関する障害物の除去・応急補修 →   |                     |
| 都建設局       |          |          | ○緊急道路障害物除去路線に関する障害物の除去・応急補修 →   |                     |
| 首都高速道路株式会社 |          |          | ○首都高速道路に関する障害物の除去・応急補修 →  |                     |

### 第1章 計画方針

障害物の除去は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、住宅の障害物を除去するとともに、物資及び人員の輸送が円滑に行われるように、道路等の障害物を除去するものとする。



## 第2章 住宅関係障害物除去計画

### 第1 除去の対象

住家に運びこまれた土石、竹木等の除去に関しては、災害救助法に基づき、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- 1 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- 2 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの
- 3 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの
- 4 住家が半壊又は床上浸水したもの
- 5 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

### 第2 実施方法

- 1 災害救助法適用前は、区において区長（本部長）が除去の必要を認めたものを対象として実施する。
- 2 災害救助法適用後は、本章第1「除去の対象」（246ページ）に基づき、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告する。都建設局は、区と協力して除去作業を実施する。この場合、区は保有の器具、機械等を提供するなど都の活動に協力するものとする。
- 3 障害物の集積場所として交通に支障のない路上及び公園等に一時集積する。

## 第3章 道路関係障害物除去計画

### 第1 除去目的

発災後、道路と橋りょう等の構造物との境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱することが予想され、災害時においては、被災者の救援・救護活動はもとより緊急物資の輸送などにも支障が生じるおそれがある。

このため、区は関係機関や公共施設の設置路線等重要性の高い路線を選定して震災時に緊急車両の通行に必要な車線を確保し、道路上の障害物（車両等を含む）を道路端等に寄せたり、道路陥没や亀裂等を応急的に補修する。

なお、車両の移動に関しては、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき処理する。

### 第2 実施方法

- 1 国道、都道及び首都高速道路はそれぞれ関東地方整備局、都建設局及び首都高速道路株式会社の管理担当者に速やかに連絡する。
- 2 区道については、災対環境土木部が中心となり中央防災協力会、一般社団法人東京都自動車整備振興会、東京都印刷工業組合京橋・日本橋支部、東京都製本工業組合京橋・日本橋支部の協力を得て障害物の除去及び路面の応急補修を行う。

なお区道の緊急道路除去路線は次の基準による。

- (1) 緊急交通路の路線
- (2) 緊急物資輸送ネットワークとなる路線
- (3) 避難所(防災拠点等)に接続する応急対策活動のための路線
- (4) 公共施設、警察署、消防署等を結ぶ路線

※災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定（防災協力会）は、別冊資料（389ページ）参照。

※災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定細目は、別冊資料（391ページ）を参照。

※災害時における車両等障害物除去等応急対策業務に関する協定書（自動車整備振興会）は、別冊資料（392ページ）を参照。

※災害時における応急対策活動支援に関する協定書（印刷工業組合）は、別冊資料（385ページ）を参照。

※災害時における応急対策活動支援に関する協定書（製本工業組合）は、別冊資料（387ページ）を参照。

※緊急道路障害物除去路線図は、別冊資料（135ページ）を参照。

#### 第4章 河川関係障害物除去計画

河川の障害物及び浮遊物の除去は都建設局が行う。区は都建設局に対し、除去の要請を行うとともに、区においてもできる限りの除去作業を実施する。

## 第21編 ごみ・し尿・がれき処理計画

(区、災対環境土木部、災対都市整備部)

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名                | 発災       | 1時間 | 24時間  | 72時間         |
|--------------------|----------|-----|---|--------------|
|                    | 初動態勢の確立期 |     | 即時対応期   |              |
| 災対環境土木部            | 【ごみ処理】   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の把握</li> <li>○作業計画の策定</li> <li>○臨時集積所の設置</li> <li>○臨時配車要請</li> <li>○器具機材等の確保</li> <li>○ごみ等の処理 →</li> <li>○分別・集積・収集についての<br/>広報 →</li> </ul>                     |              |
|                    | 【し尿処理】   |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○下水道機能の活用 →</li> <li>○仮設トイレ等の設置</li> <li>○し尿処理計画の策定</li> <li>○協定業者によるし尿収集車等の確保</li> <li>○し尿の収集・処理 →</li> </ul>   |              |
|                    | 【がれき処理】  |     |   | ○適正処理の指導事務 → |
| 災対環境土木部<br>災対都市整備部 | 【がれき処理】  |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の把握 →</li> <li>○仮置場の確保</li> <li>がれき処理計画を策定○</li> <li>がれき処理の手続き等の周知○ →</li> <li>解体・撤去申請の受付窓口の設置○ →</li> <li>解体・撤去作業の委託○ →</li> <li>障害物除去作業に伴うがれき搬送○ →</li> </ul> |              |

## 第1章 計画方針

災害時には、ごみが大量に発生し、区民の生活環境に重大な影響を及ぼすことが懸念される。さらに、被災地では道路障害物等により、一時的に通常の態勢によるごみの処理が困難になることも予想される。

また、下水道等ライフラインの支障によりトイレが使用できなくなった地域では、仮設トイレ、簡易トイレのし尿処理が必要となる。

こうした状況に適切に対応し、発生したごみ及びし尿の処理を速やかに行い、区民の生活環境の保全に努める。

また、地震により倒壊した建築物等から発生するがれきを速やかに処理し、その後の復旧・復興事業を円滑に進める。

## 第2章 ごみ処理計画

### 第1 清掃事務所の活動態勢

#### 1 廃棄物関係

| 車種     | 区所有・民間借上の別 | 台数 | 燃料     | 積載基準 (1 t / 1 台) |        |        |    | 計画処理量<br>(一日当たり t / 日)                     |
|--------|------------|----|--------|------------------|--------|--------|----|--|
|        |            |    |        | 可燃 (t)           | 不燃 (t) | ペットボトル | プラ |  |
| 新大型特殊車 | 区所有        | 2  | 軽油     | 2.24             | 2.33   | /      | /  | 可燃 127.5<br>不燃 6.8<br>ペットボトル 2.7<br>プラ 2.4 |
|        | 民間借上       | 3  | 軽油     |                  |        |        |    |  |
| 小型プレス車 | 区所有        | 1  | 軽油     | 1.30             | 1.32   | /      | /  |  |
|        | 民間借上       | 15 | CNG・軽油 |                  |        |        |    |  |
| 小型排出車  | 民間借上       | 4  | 軽油     | /                | 0.57   | /      | /  |  |
| 小型ダンプ車 | 民間借上       | 2  | 軽油     | 粗大ごみ 0.40        |        | /      | /  | 4.4  |
| 中型プレス車 | 民間借上       | 1  | 軽油     | 粗大ごみ中継 1.75      |        | /      | /  | 6.0  |
| 平ボディ車  | 民間借上       | 13 | 軽油     | 古紙 1.5 びん・缶 0.35 |        | /      | /  | 30.5                                       |
| 軽小型車   | 区所有        | 6  | ガソリン   | 狭小路地、現場指導        |        | /      | /  | /  |
| ライトバン  | 区所有        | 1  | ガソリン   | 排出指導用            |        | /      | /  | /  |
| 軽1BOX  | 区所有        | 2  | ガソリン   | 現場指導、不法投棄対応用     |        | /      | /  | /  |
| 合計     |            | 50 |        |                  |        |        |    |  |

#### 清掃車区所有台数

|        |           |
|--------|-----------|
| 新大型特殊車 | 4台 (軽油)   |
| 小型プレス車 | 2台 (軽油)   |
| ライトバン  | 1台 (ガソリン) |

#### 2 器具器材

|       |     |        |
|-------|-----|--------|
| 角スコップ | 万 能 | 角型コンテナ |
| 35丁   | 15丁 | 60個    |

## 第2 処理計画

### 1 排出推定量

#### (1) 大震火災時

災害時には、一般生活により生ずるごみに加えて、壊れた家財等が極めて大量に排出されるという状況が3カ月程度続くと推定される。その結果、この期間に排出されるごみの推定量は区全体で約55,000 t (区通常収集量の約1.5倍) に達すると見込まれる。

#### (2) 風水害時

本区においては、1時間あたり50mm以内の降雨量では、家屋の浸水等は予想されがたいが、仮に被害が生じたとしても、上記の大震火災時の排出推定量を上回ることは考えられない。

### 2 処理方法

(1) 災害がおさまり次第、被害状況の把握に努め、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十

三区清掃協議会等と連携して、作業計画を策定し迅速な処理に努める。

- (2) 収集運搬に際しては、衛生上の観点から可燃ごみを優先する。
- (3) 災害時のごみを排出するための臨時集積所を設ける。
- (4) 東京二十三区清掃協議会への臨時配車要請を行うとともに、「災害時における石油類等の供給に関する協定」に基づく燃料の優先供給を受けるなどして、収集運搬に必要な清掃車や器具機材等の確保に努める。
- (5) 必要に応じて他都市からの応援を要請することにより、収集運搬体制の早期確立を図る。
- (6) 処理施設への短期間で大量搬入が困難である場合には、幹線道路に面した公園、運動場等の公有地を中継所として活用し、収集の効率化を図る。
- (7) 被災者及びその他の区民、事業者に対し、臨時集積所の場所、ごみの分別、収集予定等について広報車・広報紙等を活用して周知及び指導を行う。
- (8) 終末処分は、都が管理する海面埋立地及びその他の処理施設に搬入し、埋立もしくは焼却する。

### 第3 民間業者への協力要請

事業活動に伴って排出されるごみは事業者の自己処理責任の原則に則り、一般廃棄物処理業者が収集を行うか、有料にて区が収集している。しかしながら、災害時にはこの原則が守られず、事業系ごみが家庭ごみと区別されずに排出されるおそれがある。

そこでまず、災害時に排出される事業系ごみを円滑に処理するため、一般廃棄物処理業者への協力要請を行う。あわせて、ごみを排出する事業者に対しても、適切に排出するよう呼びかけを行う。

### 第4 災害廃棄物の共同処理体制等

大規模災害による災害廃棄物が東京23区内で発生した場合、23区及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「各区等」という。）が、円滑かつ迅速に災害廃棄物の対応を行うため、各区等の共同処理及び事業者団体等への協力要請に関する基本的事項を定めた協定を令和2年4月に締結した。

#### 1 災害廃棄物の共同処理等に関する協定

東京23区内の1カ所以上で震度6弱以上の地震が観測された場合または必要があると認められた場合は、発災後1週間を目途に特別区災害廃棄物処理初動本部を設置し、各区等の被害情報の集約・共有等を行う。

災害廃棄物の共同処理が必要な場合は、特別区災害廃棄物処理対策本部を設置し、災害廃棄物の共同処理における基本方針及び基本施策の策定をはじめ、車両、二次仮置場、広域処理、国庫補助等の調整を行う。

※災害廃棄物の共同処理等に関する協定は、別冊資料(362ページ)を参照。

#### 2 災害時における事業者団体等との協定

災害時には各区等は事業者団体等に対し、災害廃棄物の収集運搬、処理処分等の協力を要請する。事業者団体等は各協定に基づき協力を実施する。

※災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京廃棄物事業協同組合）は、別冊資料(364ページ)を参照。

※災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定（東京環境保全協会）は、別冊資料(366ページ)を参照。

※災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都中小建設業協会）は、別冊資料(368ページ)を参照。

※災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定（東京都産業資源循環協会）は、別冊資料(370ページ)を参照。

## 第5 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害が起きた際には、大量のごみの発生が想定されることから、区民の生活環境の保全や公衆衛生を確保し、速やかな復旧・復興を図るため、区の災害廃棄物処理に関する基本的事項等を定める「災害廃棄物処理計画」を策定する。

## 第3章 し尿処理計画

### 第1 基本方針

- 1 上水機能に支障が生じている場合は、生活用水を確保することにより、既存水洗トイレを継続して利用するなど下水道機能の有効活用を図る。
- 2 下水機能に支障が生じている場合には、仮設トイレと併せて簡易トイレ、マンホールトイレ等を使用する。
- 3 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性、子供等の安全性の確保等に配慮して、多目的トイレの確保や設置場所の選定等を行う。
- 4 仮設トイレ等から収集したし尿は、原則として下水道施設(水再生センター及び主要管きよの指定マンホール)などへの投入により処理する。
- 5 組立式簡易トイレ等により排出されるし尿は、清掃工場で焼却処理する。
- 6 確保できるし尿収集車のみで対応できない場合は、都に応援を要請する。  
※災害時における下水道施設へのし尿搬入及び受入れに関する覚書は、別冊資料(374ページ)を参照。  
※マンホール用仮設トイレの設置に関する覚書は、別冊資料(372ページ)を参照。

### 第2 避難場所等における対応

- 1 避難場所における対応  
防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の活用を図るとともに、水洗トイレが不足する場合は仮設トイレ等により対応する。  
なお、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等の状況により、上記対応の必要性を判断する。
- 2 避難所における対応  
学校のプール、防災用井戸等により生活用水の確保に努め、可能な限り水洗トイレを使用するとともに、避難所に備蓄されている簡易トイレ等を活用する。  
なお、備蓄が不足する場合には、都福祉保健局に要請する。
- 3 地域における対応  
くみおき、防災用井戸、河川等により生活用水の確保に努め、可能な限り水洗トイレを使用するとともに、各事業所・家庭において備蓄する簡易トイレ等を活用する。  
なお、区は、日頃から断水時における生活用水の確保及び簡易トイレ等の備蓄及び使用後の処理方法について周知する。

### 第3 処理計画

- 1 災害がおさまり次第、避難所等の水洗トイレ及び仮設トイレ等の状況を把握し、し尿処理計画



を策定し迅速な処理に努める。

- 2 し尿収集車等の確保にあたっては、協力協定団体である東京都環境保全協同組合に協力要請を行うとともに、必要に応じて都に応援を要請する。
- 3 計画の実施後も、定期的にし尿の貯留状況等を確認し、必要に応じて計画の見直しを行う。

#### 第4 区のトイレ確保対策

##### 1 備蓄の現況

| 種類              | 備蓄数                              | 発災後の設置場所   | し尿処理方法                               | 容量                                  | 備考                    |
|-----------------|----------------------------------|--|--------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------|
| 地下タンク式<br>仮設トイレ | 地下タンク 3基<br>仮設トイレ<br>6基×3カ所      | ・浜町公園(5)<br>・新月島公園(5)<br>・京橋公園(5)<br>( )の数は、マンホール数 | 公園地下に設置しているタンクに貯留し、収集車で下水道投入施設(※)に搬入 | 地下タンク1基の容量約12,000ℓで、約20,000人分の貯留が可能 | 脱臭剤付き                 |
| 便槽式<br>仮設トイレ    | 大便所 30台<br>小便所 30台<br>(予備便槽 50台) | ・広域避難場所<br>・防災拠点等                                  | 大便所・小便所共用の便槽に貯留し、収集車で下水道投入施設(※)に搬入   | 便槽1個の有効許容量は320ℓで約270人分の貯留が可能        | 脱臭剤付き                 |
| マンホール<br>トイレ    | 237台                             | ・防災拠点<br>・下水道局指定の区内マンホール<br>・明石町河岸公園<br>・晴海臨海公園    | 下水管に直接排泄するため、処理の必要なし                 | —                                   | 明石町河岸公園は、環境土木部が公園内に備蓄 |
| 組立式簡易<br>トイレ    | 1,391個                           | ・防災拠点  | 汚物の入った使用済みポリ袋は可燃ごみとして処理              | ポリ袋1枚の容量18ℓで最大10人分の貯留が可能            | 脱臭剤付き                 |
| 簡易トイレ<br>既設洋式用  | 95セット                            | 同上   | 同上                                   | 同上                                  | 同上                    |
| 簡易トイレ用<br>予備ポリ袋 | 121,240枚                         | —  | —                                    | —                                   | —                     |

##### 2 し尿投入下水道施設

- (1) 芝浦水再生センター（港区港南1-2-28）
- (2) 東京二十三区清掃一部事務組合大井作業所（品川区八潮1-4-1）
- (3) 指定マンホール
  - ア 日本橋浜町3-4
  - イ 日本橋箱崎町44-9（東京都下水道局箱崎ポンプ所内）

##### (4) 民間し尿処理施設

##### 3 防災拠点における屋外排水管の耐震化等

避難所となる施設の排水設備及び取付管に可とう性継手等を採用して耐震性を強化し、震災時にも水洗トイレが使用できるようにする。また、既設排水管等の耐震化が困難な施設については、新たに下水道本管に接続する屋外配管を布設し、災害用トイレシステムを整備している。

##### 4 災害時対応型公衆便所

災害時に給排水ができなくなった場合、床下のピットを便槽として利用する。現在、区内公衆便所47カ所設置済みで、1カ所あたりの容量は、10～60m<sup>3</sup>程度で、約5,000～30,000人分、47カ所合計で約1,216m<sup>3</sup>、約58万人分の貯留が可能である。し尿の処理は、地下便槽に貯留したものを収集車で下水道投入施設に搬入する。

(令和2年4月1日現在)

| 京橋地域(18カ所)   | 日本橋地域(19カ所)   | 月島地域(10カ所)   |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・新京橋際</li> <li>・京橋際</li> <li>・水谷橋公園内</li> <li>・数寄屋橋公園内</li> <li>・元木挽橋際</li> <li>・出雲橋際</li> <li>・元八通八橋際</li> <li>・桜川公園内</li> <li>・佃大橋西詰</li> <li>・築地川公園内</li> <li>・中央市場脇</li> <li>・門跡橋東</li> <li>・元南明橋際</li> <li>・久安橋際</li> <li>・霊岸橋際</li> <li>・越前堀児童公園内</li> <li>・新川公園内</li> <li>・亀島橋際</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常盤公園内</li> <li>・日本橋際</li> <li>・江戸橋際</li> <li>・堀留児童公園内</li> <li>・十思公園内</li> <li>・小網町二丁目</li> <li>・蛸殻町公園内</li> <li>・箱崎川第二公園内</li> <li>・箱崎町</li> <li>・左衛門橋際</li> <li>・久松児童公園内</li> <li>・浜町公園内西側</li> <li>・浜町公園内南側</li> <li>・西河岸橋際</li> <li>・茅場橋際</li> <li>・新亀島橋際</li> <li>・江戸桜通り地下</li> <li>・浜町緑道内</li> <li>・豊海橋際</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川島公園内</li> <li>・相生橋際</li> <li>・元新月橋際</li> <li>・西仲橋際</li> <li>・月島第一児童公園内</li> <li>・月島第二児童公園内</li> <li>・豊海運動公園内</li> <li>・黎明橋公園内</li> <li>・佃大橋東</li> <li>・月島三丁目児童遊園内</li> </ul> |

## 第5 災害時における事業者団体等との協定

災害時には23区及び東京二十三区清掃一部事務組合は事業者団体等に対し、し尿の収集運搬、処理処分等の協力を要請する。事業者団体等は各協定に基づき協力を実施する。

※災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定(東京環境保全協会)は、別冊資料(375ページ)を参照。

※災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定(東京廃棄物事業協同組合)は、別冊資料(377ページ)を参照。

※災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定(京葉興業)は、別冊資料(379ページ)を参照。

※災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定(太陽油化)は、別冊資料(381ページ)を参照。

## 第4章 がれき処理計画

### 第1 活動方針

- 1 被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材、コンクリートがら、金属くず等（以下「がれき」という。）の再利用、適正処理を実施する。
- 2 発災後、区は「がれき処理対策班（以下、本編において「対策班」という。）」を設け、都等と連携して地域のがれき処理を行う。

### 第2 推定発生量

「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月東京都防災会議発表）では、東京湾北部を震源とするマグニチュード7.3の地震が起きたとき、本区で発生する震災廃棄物は88万tと想定されている。

### 第3 処理計画

- 1 がれき処理計画の策定  
区は、下記の事項を考慮し、所管の区域におけるがれき処理の計画を策定する。
  - (1) 被害状況を確認し、がれき発生量を推計するとともに、公費負担によるがれき処理の対象となる範囲を定め、公表する。
  - (2) がれき処理推進体制を整備する。
  - (3) 発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、所管の区域におけるがれき処理の基本方針を明らかにしたものとする。
  - (4) がれき処理マニュアルにしたがって処理する。
- 2 都への報告  
所管の区域における被害状況を確認し、がれきの発生量とともに都へ報告する。
- 3 緊急道路障害物除去作業に伴うがれきの搬送  
がれき仮置場（第一仮置場）に搬送し、廃木材、コンクリートがら、金属くず等に分別する。
- 4 がれきの撤去及び倒壊建物の解体  
がれき撤去は、個人住宅や一部の中小事業所等に限り、対策班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。  
また、倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととするが、個人住宅や一部の中小事業所等について特別措置を国が講じた場合は、倒壊建物の解体処理に関してもがれきの撤去と同様の事務を行う。
- 5 事務の内容
  - (1) 住民への周知  
対策班は、発災後できるだけ早い段階において、広報紙等を通じて住民にがれき処理の手続き等を周知する。
  - (2) 受付事務  
対策班は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。
  - (3) 確認事務  
申請を受け付けた後、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当か

どうかを判断する。

(4) 民間業者との契約事務

解体・撤去することが適当と認められたものについて、対策班は建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しながら、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。

(5) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業の際は、がれきを種類別に分別して搬出し、またアスベスト等の有害物質については、飛散防止を図るため所定の方針に基づき適正に取り扱うよう委託業者に対し指導を徹底する。搬出したがれきは、対策班の指示する仮置場に搬入する。また、廃材等の野焼き防止に努める。

6 仮置場の確保

仮置場は、積み替えによるがれきの輸送効率の向上と分別徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として使用する。

(1) 第一仮置場

緊急道路障害物除去により収集したがれきを処理体制が整うまでの間仮置きするために、区が指定する。道路障害物除去終了後は引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生したがれきの積替用地として使用する。

(2) 第二仮置場

緊急道路障害物除去終了後、建物の解体により発生したがれきの積替用地として、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用するなどして、区が指定する。

(3) 第三仮置場

第一・第二仮置場から搬出した廃木材、コンクリートがら等はできる限り再利用するが、その際に中間処理、再利用施設が円滑に機能するまでの間の貯留用地として区が指定する。

なお、用地の確保が困難な場合は、都に支援を要請する。

7 がれきの中間処理、再利用、最終処分

第一、第二仮置場から分別して搬出したがれきは、破碎処理等の中間処理を行った後、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」に基づいて次の品目ごとにできるだけ再利用する。

再利用が不可能なもの（瓦、モルタル、ガラス等）に限り、できるだけ減容・減量化したうえで環境汚染防止に十分配慮しつつ、都が管理する既存の埋立処分場に搬入する。

(1) 廃木材

破碎処理した後チップ化し、製紙用・ボード用・燃料用等として再利用する。チップ化できないものについては、清掃工場等において焼却処分する。

(2) コンクリートがら

破碎処理し、路盤材、工事現場における埋め戻し材料、低地の埋立てによる地盤のかさ上げ工事材料等に再利用するか、震災復興需要が旺盛になるまで積み置く。

(3) 金属くず

製鋼材料等の再利用のため資源として売却する。

第4 区の体制

都等と協力して、災対環境土木部及び災対都市整備部で行う。

## 第22編 遺体の捜索、取扱い及び火葬計画

(区・災対保健所部、災対環境土木部、災対区民部、警察署)

### 主な機関の応急・復旧対策

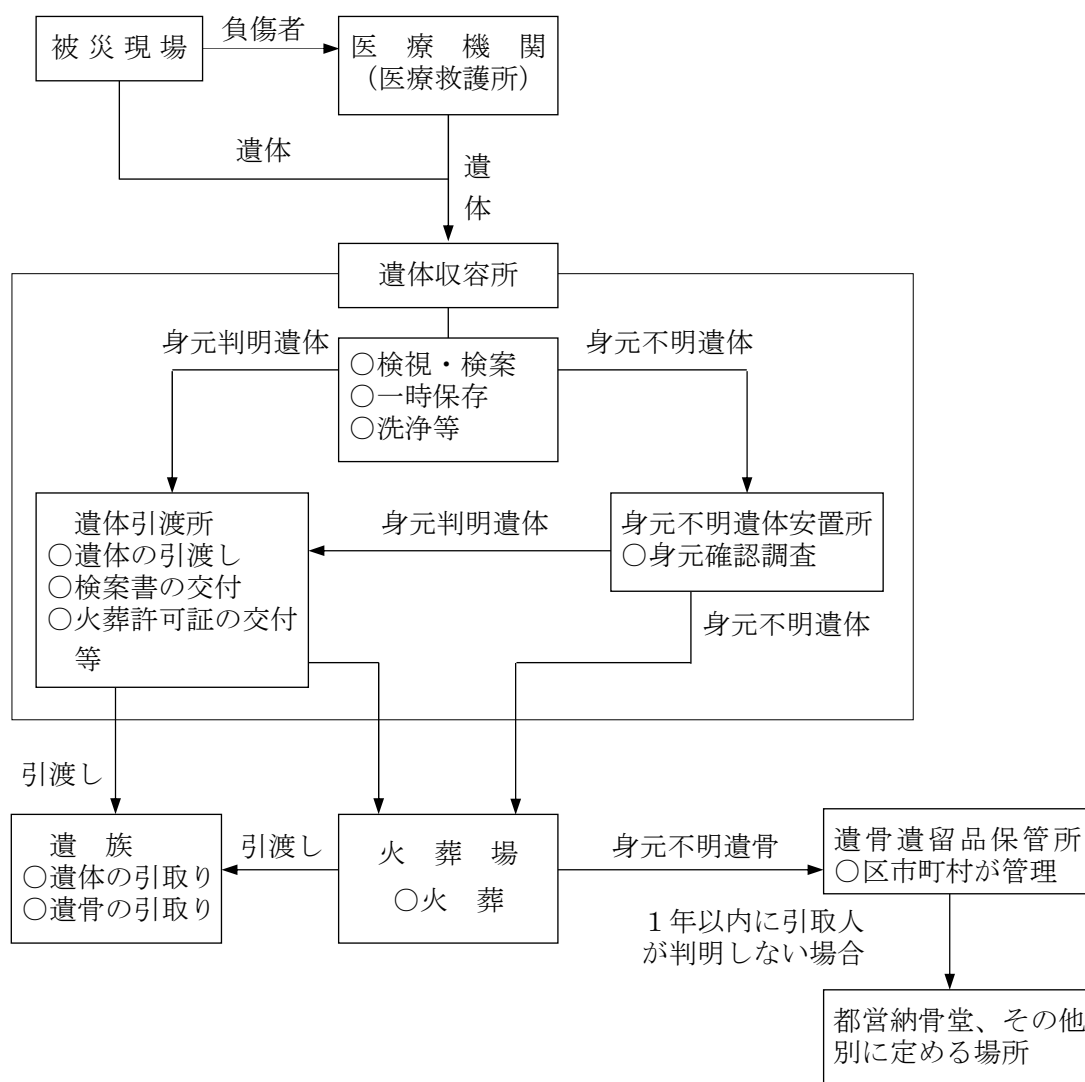
| 機関名     | 発災 | 1時間      | 24時間   | 72時間  |
|---------|----|----------|--|-------|
|         |    | 初動態勢の確立期 | 即時対応期  | 復旧対応期 |
| 災対区民部   |    |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の引渡し</li> <li>○死亡届の受理</li> <li>○火葬許可書の発行</li> <li>○火葬の実施調整</li> </ul>  |       |
| 災対保健所部  |    |          | ○遺体収容所、遺体安置所の設置・運営   |       |
| 災対環境土木部 |    | ○遺体の捜索   | ○遺体収容所へ遺体の搬送   |       |
| 警視庁     |    |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺体の捜索協力</li> <li>○検視班等の編成・派遣・検視</li> <li>○検案の要請</li> <li>○検視・検案に必要な資器材等の調達</li> <li>○遺体の身元確認</li> <li>○遺体の引渡し</li> </ul> |       |
| 都福祉保健局  |    |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○検案班の編成・派遣・検案</li> <li>○検視・検案に必要な資器材等の調達</li> </ul>   |       |

## 第1章 計画方針

### 第1 活動方針及び計画目標

災害に際し、行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、区は都及び警察署その他関係機関等と相互に連携を緊密にして、遅滞なく対応し、人心の安定を図る。

## 第2 遺体取扱いの流れ



## 第2章 遺体の搜索・収容等

### 第1 区・災対環境土木部

行方不明の状態にあり、周囲の事情から現に死亡していると推定される者の搜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容は、区が警察署等関係機関と連携して実施する。

その際、状況に応じて都及びその他関係機関並びに民間団体等の協力を得るとともに、作業員の雇上げ等を行う。

### 第2 警察署

- 1 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取り扱う。
- 2 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。
- 3 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
- 4 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。



### 第3 捜索の期間等

- 1 捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
- 2 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。
  - (1) 延長の期間
  - (2) 期間の延長を要する地域
  - (3) 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。)
  - (4) その他(延長することによって捜索されるべき遺体数等)

### 第4 必要帳票等の整備

区は、行方不明者の捜索及びそれに伴い遺体を発見・収容した場合に備えて、次の書類を整備する。

- (1) 救助実施記録日計票
- (2) 捜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 遺体の捜索状況記録簿
- (4) 遺体の捜索用関係支出証拠書類

## 第3章 遺体の搬送(区・災対環境土木部)

### 第1 遺体収容所への搬送

- 1 遺体収容所の管理者に連絡の上、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。
- 2 遺体の搬送では、警察署への通報を行い、状況に応じて、都及び関係機関へ協力依頼する。  
なお、遺体の搬送等について、「災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定」を締結している区内土木業者の協力を得る。
- 3 遺体収容所における遺体の受付に支障のないよう、遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見の状況及び遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。

### 第2 火葬場への搬送

遺族等による搬送・火葬が困難な遺体又は死亡した者の遺族がいない遺体を火葬場に搬送し、火葬に付する。

## 第4章 遺体収容所の設置等(区・災対保健所部、災対指令部)

### 第1 遺体収容所の設置(災対保健所部)

- 1 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要器具を用意した上で遺体を収容し、開設状況について都及び警察署に報告する。
- 2 遺体収容所の開設・運営に関して対応能力を超える場合は、都及び関係機関に応援を要請する。
- 3 遺体収容所の設置場所は、総合スポーツセンター(中央区日本橋浜町2-59-1)地下とし、遺体収容にかかる必要な資器材を備蓄する(遺体収容所は1体当たり8m<sup>2</sup>以上を確保)。

### 第2 遺体収容所での活動(災対保健所部、災対指令部)

- 1 区は、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務(身元の確認、検視・検案、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可書の交付等の関係法令に基づく手続きや

遺体の引渡し、遺体の洗浄及び一時的な保存等)を一括して円滑に実施できるように遺体収容所に管理責任者を設置する。

- 2 検視・検案が未実施の遺体等で一時的保存が必要である場合は、都及び警察署と密接な連携のうえ、その取扱いに適正を期する。
- 3 泥土、汚物等が付着した遺体については、都福祉保健局と連携した上、必要に応じて作業員を雇い上げるなど要員を確保し、遺体の洗浄、縫合、消毒を実施する。
- 4 遺体の身元を確認し、死体取扱票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- 5 災対保健所部は、災対財政広報部をはじめ、都及び警察署と連携の上、遺体収容所の設置状況、遺体収容状況等に関し、報道機関への情報提供等により区民等に対する広報に努める。
- 6 遺体取扱いの期間は、災害発生の日から10日以内とする。11日以降も遺体の取扱いを必要とする場合は、期間内（10日以内）に下記の事項を明らかにして、都知事に申請する。
  - (1) 延長の期間
  - (2) 期間の延長を要する地域
  - (3) 期間の延長を要する理由（具体的に記載すること。）
  - (4) その他（延長することによって取扱いを要する遺体数等）
- 7 区は、遺体の処理に必要な下記の帳票等を作成、整備する。
  - (1) 救助記録日計票
  - (2) 遺体取扱台帳
  - (3) 遺体取扱費支出関係証拠書類

## 第5章 検視・検案等（都・各機関、区・災対保健所部、災対指令部）

区は、都及び警察署と連携のうえ、遺体収容所における検視・検案業務等が迅速かつ適切に行える体制を確立する。

### 第1 検視・検案に関する機関別活動

#### 1 機関別活動内容

都防災計画に、以下のとおり定められている。

| 機 関 名       | 活 動 内 容   |
|-------------|---|
| 都 福 祉 保 健 局 | 1 都知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。<br>2 検案態勢が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、都の委嘱等、必要な措置を講ずる。<br>3 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請する。 |

| 機 関 名     | 活 動 内 容  |
|-----------|--|
| 監 察 医 務 院 | 1 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と連絡調整のうえ、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。<br>2 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施する。<br>3 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。<br>4 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。 |
| 警 視 庁     | 1 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。<br>2 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整のうえ、監察医務院長に検案を要請する。<br>3 検視班は、検視規則及び死体取扱規則並びに「大震災発生時における多数死体取扱要綱」等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講じる。  |

2 検視班等の編成・出動

検視班の指揮者（警察署長等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整のうえ、検視活動を進める。

3 検案班の編成・出動

都福祉保健局（編成責任者は監察医務院長）は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整のうえ、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。

検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議・調整した後、検案活動を進める。

第2 検視・検案に関する機関別協力内容

都防災計画に、以下のとおり定められている。

| 機 関 名         | 協 力 内 容                     |
|---------------|-----------------------------|
| 都 医 師 会       | 都の要請により、遺体の検案に協力する。         |
| 都 歯 科 医 師 会   | 都及び警視庁の要請に基づき、遺体の身元確認に協力する。 |
| 日 赤 東 京 都 支 部 | 都の要請により、遺体の検案に協力する。         |
| 日 本 法 医 学 会   | 都の要請により、検案医の確保・派遣に協力する。     |

関係機関が協力する検視・検案活動については、警視庁及び都福祉健康局（監察医務院）の検案責任者の指揮に基づいて行う。

### 第3 検視・検案・身元確認活動の場所

検視・検案は、区が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視・検案を行う必要が生じた場合は、医療機関等の死亡確認場所において行う。

### 第4 区民等への情報提供

災害発生時における検視・検案及び遺体の引渡しを円滑に行うため、都は区をはじめ関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

### 第5 資器材等の備蓄、調達

都及び警視庁は、検視・検案に必要な資器材等について適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達する体制を確立する。

### 第6 遺体の身元確認

- 1 警視庁の編成による「身元確認班」は、DNA採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。なお、おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区長（災対保健所部）に引き継ぐ。
- 2 都歯科医師会は、警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班（歯科医師班）を編成し、派遣する。身元確認班は、警視庁の検視責任者の指導に基づき、必要な身元確認作業に従事する。
- 3 区は、身元不明者及び身元不明遺体の保管について周知する。

### 第7 遺体の遺族等への引渡し

遺体の引き渡し業務は、原則として警視庁（所轄警察署）及び区が協力して行う。

区職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合、警視庁「遺体引渡班」の指示に従う。

### 第8 死亡届の受理、火葬許可証の発行等

- 1 区（災対指令部）は、遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、遺体収容所等において死亡届を受理する。
- 2 区（災対指令部）は、死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

### 第9 検視・検案・身元確認訓練

中央区総合防災訓練に併せて、遺体の検視、検案、身元確認、死亡届の受理、火葬許可書の交付等について、区内医師会、区内歯科医師会、警視庁、区内各警察署等と連携した訓練を実施している。

## 第6章 遺体安置所の設置（区・災対保健所部）

検死・検案を終えた遺体を保管しておくために遺体収容所に遺体安置所を設置し、責任者を配置して、遺体に関する名簿の作成、遺体の管理、災害死体送付票の作成、遺体の搬出入等必要な業務を円滑に実施する。

## 第7章 火葬（都、区・災対保健所部）

被災地における火葬場の機能が低下したり、一度に多数の死亡者が発生した場合には、被災していない都内及び近隣の火葬場を活用して、広域的な火葬（以下「広域火葬」という。）を行う事態が想定されるため、都は広域火葬実施計画に基づき災害規模に応じた効率的な広域火葬を推進する。

### 第1 広域火葬の実施

- 1 都は、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部（福祉保健局）に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。
- 2 区は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。
  - (1) 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
  - (2) 区民に対し、都内全域が広域火葬体制にあたることを周知する。
  - (3) 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
  - (4) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。
  - (5) 区は、火葬を実施した場合等は、次の帳票を整備する。
    - ア 救助実施記録日計表
    - イ 埋葬台帳
    - ウ 埋葬費支出証拠書類

### 第2 身元不明遺体の取扱い等

身元不明遺体の取扱いに適正を期するため、区は都及び警察等の関係機関と緊密な連携を図る。

- 1 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。その際、火葬台帳、火葬費支出関係の根拠書類等を作成・保管する。
- 2 身元不明の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に移管する。

### 第3 死亡者に関する公報

区は、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区庁舎・遺体収容所への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、住民等への情報提供を行う。

## 第23編 住宅応急対策計画（区・災対都市整備部）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名     | 発災       | 1時間   | 24時間  | 72時間  |
|---------|----------|---|---|-------|
|         | 初動態勢の確立期 |   | 即時対応期   | 復旧対応期 |
| 災対都市整備部 |          |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急仮設住宅の設営地の選定 →</li> <li>○ 被災住宅の応急危険度判定の実施 →</li> <li>○ 被災住宅の応急修理計画 →</li> </ul> |       |
| 都都市整備局  |          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災住宅の応急危険度判定支援本部の設置</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急危険度判定員の派遣 →</li> <li>○ 応急住宅の確保 →</li> </ul>                                    |       |

## 第1章 計画方針

余震等による建築物の倒壊等二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を実施するとともに、住家が滅失又は破損した被災者に対する被災住宅の応急修理、一時提供住宅の供給及び応急仮設住宅の設置を行う。

## 第2章 被災住宅の応急危険度判定

### 第1 判定制度の目的

区は、地震後、都との役割分担に基づき、余震による被災民間住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、ボランティアの協力を得て応急危険度判定を実施する。

### 第2 判定の実施

応急危険度判定の実施について、都防災計画に次のように定められている。



| 判定対象住宅         | 判定の実施  |
|----------------|--|
| 民間住宅等          | 1 区市町村長は、その区域内において地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。<br>2 都知事は、区市町村長が判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録した建築物の応急危険度判定員の出動要請等、必要な支援を行う。<br>3 区市町村に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。<br>4 都知事は、地震被害が大規模であること等により必要であると判断する場合は、国土交通省、10都県被災建築物応急危険度判定協議会を構成する各県、その他道府県の知事及び独立行政法人都市再生機構理事長に対し必要な応援を要請する。 |
| 都営住宅等          | 1 都営住宅及び都住宅供給公社が管理する住宅の応急危険度判定は都都市整備局及び都住宅供給公社が実施する。<br>2 都都市整備局及び都住宅供給公社に所属する応急危険度判定員及び判定に関する知識を有する職員が判定業務に従事する。  |
| 都市再生機構等が管理する住宅 | 独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅については、各管理者が応急危険度の判定を行う。  |

### 第3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の三種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、歩行者等に周知を図る。

## 第3章 家屋・住家被害状況調査等

### 第1 調査の目的

住宅の応急修理や住宅の供給のための基礎資料とするため、被災直後において、家屋・住家の被害状況を把握する。

### 第2 調査の実施

国が示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考とし、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定め、それに基づき、当該調査を実施する。

都は、区が行う調査への応援体制を整備するとともに、必要に応じてその他の団体へ人員派遣を要請し、区の業務を支援する。

### 第3 り災証明書の発行（区・災対総務部）

災対総務部は、住宅被害の認定調査の結果に基づき、速やかにり災証明を発行する。

都は、区が速やかにり災証明を発行できるよう、応援体制を整備する。

※り災証明の発行については、第4部第3編「り災証明」（314ページ）を参照。

## 第4章 応急仮設住宅の設置

### 第1 方針

災害のため住家が滅失又は破損し、自己の資力によって居住する住家を確保することができない被災者を入居させるため、応急仮設住宅を設置する。

### 第2 設置主体

- 1 災害救助法が適用されないときにおいては区が設置する。
- 2 災害救助法適用後は都が設置する。

### 第3 設営地の選定

応急仮設住宅の建設予定地は、接道及び用地の整備状況、ライフラインの状況、一時避難場所等の利用計画の有無などを考慮のうえ、あらかじめ区として次の公園及び運動場を指定し、不足する場合には、国・都の所有地又は民間空地进行を建設予定地として検討する。

なお、区は、常に最新の建設予定地の状況を把握するとともに、年1回都に状況を報告する。

| 施設名    | 所在地         | 敷地面積                 | 有効面積                 | 所有者 |
|--------|-------------|----------------------|----------------------|-----|
| あかつき公園 | 築地7-19-1    | 12,174m <sup>2</sup> | 6,401m <sup>2</sup>  | 区   |
| 浜町公園   | 日本橋浜町2-59-1 | 47,452m <sup>2</sup> | 20,127m <sup>2</sup> | 区   |
| 坂本町公園  | 日本橋兜町15-3   | 5,009m <sup>2</sup>  | 1,260m <sup>2</sup>  | 区   |
| 新月島公園  | 晴海1-3-29    | 18,949m <sup>2</sup> | 10,272m <sup>2</sup> | 区   |

※敷地面積は、その施設の土地面積とする。

※その施設において樹木や建物などにより利用することが出来ない面積を除いた面積とする。

また、災害救助法が適用された場合で、本区の区域内の用地だけでは所要戸数の確保が困難な場合には、区市町村間で融通しあうものとする。

### 第4 建築の型式及び規模等

建物の型式は災害の状況に応じて、そのつど定めるものとするが、規模等は都の設置基準に準ずるものとする。なお、都の設置基準は次のとおりである。

- 1 設置戸数  
供給戸数は都知事が決定する。
- 2 建物の構造  
平屋建て、2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットとし、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
- 3 規模及び経費  
1戸当たりの床面積及び設置費用については、国が定める基準による。

### 第5 実施方法

区が設置する場合は災対都市整備部において実施する。この場合、設置開始時点及び戸数については区長（本部長）が定める。なお、応急仮設住宅の設置は災害発生の日から20日以内に着工し、入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。

災害救助法適用後は、区長は必要があると認めたときは、直ちに都知事（都本部長）に対して設置の要請をする。

応急仮設住宅の設置に必要な人員及び資器材を確保するとともに、区内建築・設備・管業者の民

間団体から協力を得るために、平成7年12月中央区災害対策建築協力会と協定を締結した。

※災害時における応急対策業務に関する協力協定書(建築協力会)は、別冊資料(393ページ)を参照。

## 第6 入居者の選定

### 1 入居資格

- (1) 住居が全壊、全焼又は流失した者であること。
- (2) 居住する住家がない者であること。
- (3) 自らの資力では住家を確保できない者であること。

※使用申込みは1世帯1カ所限りとする。

### 2 入居者の募集及び選定

#### (1) 災害救助法適用後

入居者の募集及び選定は区が実施する。なお、入居者の選定は都が策定する基準に基づくものとする。

入居者募集計画は被災状況に応じ都が策定し、区に住宅を割り当てる。

割り当てに際しては、原則として当該区の行政区域内の住宅を割り当てるものとするが、必要戸数の確保が困難な場合は、区市町村間で融通しあう。なお、区は高齢者、障害者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者やひとり親世帯の優先的入居に努めることとする。

#### (2) 災害救助法が適用されない場合

入居者の募集計画は、被災状況に応じて区が策定し、被災者に対し募集を行う。

入居者の選定は、災害救助法が適用された場合に準じる。

## 第7 住宅の管理

- 1 区が管理する場合には、入居期間、使用条件、その他必要な事項等を定め、災対都市整備部が管理する。
- 2 都が管理するものについては、区はこれに協力するものとする。
- 3 区は、消防署が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

## 第8 まちづくり支援用施設、区立住宅等の提供

応急仮設住宅を補完するため、まちづくり支援用施設(仮住宅、仮店舗)及び区民住宅の空き室等を活用する。

## 第9 都営住宅・区営住宅等の供給

災害救助法が適用された地域において、震災により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急仮設住宅として供給する。

都は、都営住宅の空き家の確保、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求めるとともに、関係団体と協力し、借り上げによる民間賃貸住宅を提供するよう努める。

入居資格及び入居者の募集・選定については、原則、応急仮設住宅として行う。

区は、都の要請を受け、区営住宅の空き家を確保・提供するとともに、入居者管理のため、必要な帳票を整備する。

## 第5章 一般被災住宅の応急修理

### 第1 方針

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理ができない人に対して、被災をしながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うものとする。

### 第2 実施主体

- 1 災害救助法が適用されないときには区が実施する。
- 2 災害救助法適用後は都が実施する。場合により、都は、区に事務を移管する。

### 第3 実施方法

- 1 修理は、原則、都が一般社団法人東京建設業協会のあっせんする建設業者及び中央区災害対策建築協会の協力により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことが出来ない部分の修理を行う。場合により、都は、区に事務を移管する。
- 2 1世帯あたりの経費は、国の定める基準による。
- 3 期間は、原則、1カ月以内に完了する。

※災害時における応急対策業務に関する協力協定書(建築協会)は、別冊資料(393ページ)を参照。

### 第4 修理住宅の選定

- 1 区による被災者の資力その他生活条件の調査及び区長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、区が募集・選定事務を行う。
- 2 修理対象戸数は、都が決定する。

## 第24編 警備計画（第一方面本部、警察署）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名 | 発災              | 1時間        | 24時間  | 72時間  |
|-----|-----------------|------------|-------|-------|
|     | 初動態勢の確立期        |            | 即時対応期 | 復旧対応期 |
| 警視庁 | ○最高警備本部／警備本部の設置 |            |       |       |
|     | ○警備体制の確立        |            |       |       |
|     | ○情報の収集          |            | →     |       |
|     | ○負傷者の救出等        |            | →     |       |
|     | ○警備部隊の編成        |            | →     |       |
|     | ○交通規制等の実施       |            | →     |       |
|     |                 | ○犯罪の予防・検挙等 |       | →     |

### 第1章 警備活動方針

第1 関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な防災活動の推進に寄与するよう努めるとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備態勢を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の防災活動に協力する。

第2 災害が発生した場合には、全力を尽くして人命の救出救護に努めるほか、人心の安定を図るための現場広報を活発に行うとともに、適切な部隊運用により、交通規制、犯罪の予防等の応急対策を実施し、もって区民の生命、身体及び財産の保護並びに災害地における秩序の維持にあたる。

### 第2章 警察の任務

災害に対する警察の任務は、都防災計画、警視庁震災警備実施計画、警視庁風水害警備実施要綱及びその他関係規程により実施するが、その内容は概ね次のとおりである。

#### 第1 災害予防

- 1 危険地域（箇所）の調査等実態把握
- 2 避難収容施設、避難場所及び誘導路の調査等実態把握
- 3 訓練の実施

#### 第2 災害応急対策

- 1 警備体制の確立
- 2 災害に関する情報の収集
- 3 避難のための勧告及び指示並びに誘導
- 4 負傷者の救出等
- 5 河川及び沿岸水域、その他危険個所の警戒
- 6 警報等の通報伝達
- 7 警戒区域の決定
- 8 被害調査

- 9 交通規制及び交通取締り（第3部第7編第3章「災害時における交通規制」（148ページ）を参照）
- 10 交通秩序の確保
- 11 交通信号施設等の維持
- 12 犯罪の予防・検挙、その他社会秩序の維持
- 13 危険物の保安
- 14 行方不明者の捜索及び死者の検視並びに死体処理協力
- 15 流言飛語の防止
- 16 広報活動
- 17 水防活動等に対する協力
- 18 応急的障害物の除去
- 19 漂流物等の応急処理

### 第3 事後措置

- 1 関係機関との対策協議
- 2 被害地域の警戒
- 3 道路応急復旧対策の促進
- 4 被害者救援対策の協力
- 5 巡回連絡の強化と被害実態の把握
- 6 結果報告
- 7 実施結果の反省検討

## 第3章 警備態勢

災害警備に際し、各警察署は警備部長の命により、次の段階に応じた配備態勢をとるものとする。ただし、命令がない場合であっても各警察署長は、管内情報又は所掌事務に応じて各段階の態勢をとることができるものとする。

### 第1 大震災時の警備態勢

大地震が発生し相当の被害が生じた場合は、次の風水害時の警備態勢のうち非常態勢をとり、全部隊をもって警備活動にあたる。

### 第2 風水害時の警備態勢

#### 1 準備態勢

台風が概ね定型的に転向点に達して、その進路が東海ないし関東地方に向かった場合、又は降雨量その他気象条件から判断して被害の発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

- (1) 情報の入手と情報の伝達
- (2) 台風進路図の掲出、進路の表示
- (3) 警備資器材の点検整備
- (4) 借上げ車両、舟艇、資材の確保
- (5) 警察施設の防護と休養施設の準備
- (6) 招集事務の準備
- (7) 初動態勢の確立



(8) 管内情勢の把握

2 注意態勢

台風の進路が概ね関東地方に向い、その規模から判断して、管内に相当の影響を与えることが予想される場合、又は降雨量その他の気象条件から判断して、被害の発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

- (1) 夜間の警備係幹部、その他による宿直の強化
- (2) 警備要員の待機（日勤員の待機、寮員の在寮待機又は招集待機）
- (3) 休養施設と給食の準備
- (4) 通信の優先確保
- (5) 整備資器材の携行準備と装備の必要箇所への配置
- (6) 情勢判断と管内情勢の把握
- (7) 危険箇所の視察、警戒
- (8) 警備部隊の編成準備
- (9) 避難誘導準備

3 警戒態勢

東京地方に暴風・大雨警報が発令された場合、利根川、荒川、多摩川等に洪水が発生し、管内に影響を与えると判断した場合、降雨量その他の気象条件から判断して相当の被害発生が予想される場合に発令し、概ね次の措置をとる。

- (1) 警備員を招集（参集）し最小限度の事務要員を除き警備部隊を編成
- (2) 現場警備本部の設置
- (3) 警察施設の防護強化
- (4) 部隊（警戒員）事前配置
- (5) 車両、舟艇、資器材の借上げ
- (6) 通信機の配置活用
- (7) 管内情勢の把握と関係機関に対する連絡
- (8) 避難誘導體制の確立
- (9) 部隊の応援要請又は派遣
- (10) 浸水等の措置
- (11) 広報活動の強化

4 非常態勢

台風の通過により、高潮の来襲又は河川の増水により堤防の決壊、溢すい、洪水の流下、内水の氾濫等により著しい危険が切迫し、重大な被害が予想される場合、又はこれらの重大な被害が発生した場合発令し、概ね次の警備活動にあたる。

- (1) 危険区域の指定
- (2) 避難誘導
- (3) 避難立退地域の警戒
- (4) 埋没者等の救出及び身元確認
- (5) 交通秩序の確立
- (6) 被害調査

- (7) 広報活動
- (8) 関係機関との連絡と協力
- (9) 犯罪の予防及び取締り
- (10) 情報の収集
- (11) 必要により相談所の開設

## 第4章 警備部隊の編成

### 第1 警備本部の設置

天災地変等非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合は、警視庁警備規程に定める「警備本部の設置基準」により、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、第一方面本部及び方面区内各警察署には、それぞれ警備本部を設置して指揮体制を確立する。

### 第2 警備要員の措置

- 1 非常事態の発生を知った警備要員は、直ちに所定の任務に従事する。
- 2 非常事態が発生し、又は発生が予想されることを知った非番員は、直ちに自所属あるいはあらかじめ定められた所属に参集し所定の配置につく。

### 第3 警備部隊の配備運用

- 1 各警察署においては、特に最高警備本部長又は第一方面本部長から別命のない限り、所定の計画に基づき、自動的に警備要員を配備し警戒にあたる。
- 2 管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるときは、一般事務処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し警備にあたる。
- 3 大規模な災害が発生して、長期間警備を必要とする場合は、勤務を臨時変更して部隊を編成し警備にあたる。
- 4 第一方面本部長は、比較的被害の少ない警察署又は長期警備を必要としない警察署員をもって方面警察隊を編成し、状況に応じて方面区内の警備及び応援派遣に備える。

## 第25編 救助・救急計画（第一消防方面本部、消防署、消防団）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名   | 発災                 | 1時間 | 24時間  | 72時間  |
|-------|--------------------|-----|-------|-------|
|       | 初動態勢の確立期           |     | 即時対応期 | 復旧対応期 |
| 東京消防庁 | ○震災非常配備態勢の発令       |     |       |       |
|       | ○震災消防活動態勢の確立       |     |       |       |
|       | ○人命救助、救急活動         |     |       |       |
|       | ○東京DMAT・医療救護班の派遣要請 |     |       |       |
|       | ○救助・救急活動に必要な重機等の調達 |     |       |       |
|       | ○仮救護所の設置           |     |       |       |

## 第1章 計画方針

### 第1 活動方針

震災時には、火災や建物・ブロック塀の倒壊、落下物等により、多数の救助・救急事故が発生することが予想されることから、このような事例に対処するため、関係防災機関において、必要な救助・救急体制の強化を図る。

### 第2 救助・救急活動態勢等

- 救助・救急活動は特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。また、震災により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、救助資器材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用できる体制を整えている。
- 救助・救急活動に必要な重機等に不足が生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。

なお、区は、災害における建築物その他の工作物の崩壊に伴う緊急人命救助活動のための障害物の除去作業のため、東京都印刷工業組合京橋・日本橋支部及び東京都製本工業組合京橋・日本橋支部と災害時における応急対策活動支援に関する協定を締結した。

- 救急活動にあたっては、医療救護所（以下、本編において「救護所」という。）が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し共助体制を確立するとともに、救急資器材（非常用資器材）等を有効に活用して負傷者の救護にあたる。
- 多数の負傷者の発生が予想され、又は発生した場合で救護所の設置を必要とする場合は、区災害対策本部長又は区内医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。

### 第3 救助体制の整備

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図る。
- 地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、特別救助隊が配置されていない消防署にあっては、救助資機（器）材を配置し、ポンプ隊を「救助隊」として運用を図る。
- 地震時において、常備消防力を最大限有効に活用するため、震災の態様に応じた資機（器）材

の整備を図る。

#### 第4 東京DMATの活動

東京DMATは、救出救助部隊と連携して多数傷病者等の救命処置等の救護活動にあたる。

東京DMATの出場、活動要領は「東京DMAT運営要領」による。

## 第2章 事前対策

### 第1 傷病者受入態勢の把握

区内の救急告示医療機関

| 病院名     | 住所       | 病床数 | 診療科目   | 電話        |
|---------|----------|-----|--|-----------|
| 木挽町医院   | 銀座4-11-4 | 19  | 内・外・整・放・消・脳・救  | 3541-3800 |
| 聖路加国際病院 | 明石町9-1   | 520 | 内・血内・心内・呼内外・腎内・内代内・神内・感・循内・外・心・消内外・胸・形・乳外・脳・小・小外・産婦・整・皮・泌・眼・耳・歯・歯外・精・緩・麻・放・救・腫内・鏡内・血腫内・病診・内外 他 | 3541-5151 |

### 第2 救急体制の整備

- 1 救急救命士等の救急隊員を養成するとともに、教育訓練の充実を図る。
- 2 高度救急資器材、トリアージタグ及び消防隊用応急救護資器材を増強整備する。
- 3 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、救急医療情報システムの整備・耐震化を図り、医療情報収集体制を強化する。

### 第3 区民の自主救出活動能力の向上

#### 1 救出活動技術の普及・啓発

震災時の広域的又は局所的な救助・救急事象の多発に対処するため、防火管理者、自衛消防隊員、防災区民組織の救出救護班員及び一般区民に対する救出活動知識の普及、啓発活動を積極的に推進するとともに、自助・共助体制の充実強化を図るため、町会・自治会、社会福祉施設、各事業所等との災害時応援協定締結を促進する。

#### 2 応急救護知識及び技術の向上

震災時の救急事象の多発に対処するため区民に対し、自らが適切な応急救護措置が行えるよう必要がある。また、防火管理者、自衛消防隊員を始めてとして地域防災組織等の救出救護班員及び一般区民に対し、救助・救急班が軽傷者に対し処置ができるよう応急救護知識、技術に関する普及、啓発活動を積極的に推進する。

#### 3 実践的な防火防災訓練の推進

都民防災教育センター（防災館）の長周期地震動体験コーナー等を活用した訓練体験の推進及び要配慮者を取り入れた防災訓練の推進を図る。特に若年層の参加を促進する。

排水栓、スタンドパイプの活用促進を図る。

### 第4 消防団の救出・救護活動能力の向上

- 1 各種救助資器材及びMCA無線機、バルーン型照明器具等を有効活用し、現場活動能力の更な

る向上を図る。

また、応急手当普及員を養成し、救護体制を強化する。

- 2 地域住民に対して実践的な救助救出訓練指導や防火防災意識の啓蒙が図れるように防災リーダーとしての教育訓練を徹底する。

また、消防団と地域防災組織及び災害時支援ボランティア等との連携を一層強化するため、消防団員と地域住民が一体となった救出救護訓練を推進し救出救護能力の向上を図る。

## 第26編 応急教育計画（区・災対教育部）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名   | 発災  | 1時間 | 24時間   | 72時間   |
|-------|---|-----|--|--|
|       | 初動態勢の確立期  |     | 即時対応期  | 復旧対応期  |
| 災対教育部 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童等の安全確保</li> <li>○施設の安全確認</li> </ul> |     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況の報告</li> <li>○保護者への連絡</li> <li>○児童等の引渡し</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>学用品の調達・配分○ →</li> <li>応急教育の実施○ →</li> </ul> |

## 第1章 計画方針

### 第1 活動方針

教育に関する防災事務を総括的かつ計画的に推進し、学校教育及び社会教育の目的の達成を期する。

### 第2 計画目標

- 1 区立小学校、中学校、幼稚園及び宇佐美学園等の災害予防、応急対策等の確立を通じて、幼児・児童・生徒（以下、本編において「児童等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保について万全を期する。また、子どもの居場所（以下、本編において「プレディ」という。）の児童においても、同様とする。
- 2 前項の目標を達成するため、年次計画により区立小・中学校全校及び幼稚園に帰宅困難な児童等の食料及び災害対策用備品等（学用品、ヘルメット等）を整備する。

## 第2章 事前準備

**第1** 学校長及び幼稚園長（以下、本編において「学校長等」という。）は、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導方法等についても明確にする。

**第2** 学校長等は、常に気象状況等に注意し、災害発生のおそれがある場合は、応急教育態勢に備えて、次の措置を講じる。

- 1 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を随時見直す。
- 2 教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行う。
- 3 学校長等は、勤務時間外の所属職員の所在、非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- 4 プレディの職員は、学校長と協力し、本項の措置の遂行に努める。

**第3** 学校長等は、児童等に対し、地震から身を守る行動力を体得させるため、地震体験車による災害疑似体験や緊急地震速報が発表された際の対応など、地震発生時の状況に即した訓練を行い、発



達段階に応じた防災教育を推進する。

### 第3章 災害時の態勢

第1 学校長等は、児童等に対して適切に避難を指示する。

第2 学校長等は、児童等の安全を確保するとともに、職員及び施設の被害状況を速やかに把握し、教育委員会に状況を報告する。

第3 学校長等は、災害用伝言ダイヤル・伝言板、電子メール、SNSなど、各種メディア・ツールを活用し、保護者に災害情報を連絡する。

第4 学校長等は、家庭・通学路等の安全確認ができるまでの間、児童等を学校の安全な場所に一時保護し、確実に保護者等への引渡しができる場合に帰宅させる。

また、保護者が一斉帰宅抑制により企業内等に留まらざるを得ない等の理由で引渡しの時間が大きく遅れることが見込まれる場合、学校長等は学校施設の一部を開放するなど、児童等を適切に保護するための体制を整える。

これ以外の方法による時は、教育委員会に協議する。

第5 学校長等は、避難所の開設など、施設管理に必要な職員を確保する。

第6 学校長等は、応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うとともに、速やかに教育委員会にその内容を報告するほか、速やかに児童等及び保護者に周知を図る。

第7 プレディの職員は、学校長と協力し、本章各項の措置の遂行に努める。

### 第4章 学用品の調達及び支給計画

学用品の調達及び支給は東京都の災害救助法施行細則に基づいて行われるが、その内容はおおむね次のとおりである。

#### 第1 給与の対象

災害により住家に被害をうけ、学用品をそう失又はき損し、就学上支障ある小学校児童及び中学校生徒(私立学校を含む。以下本章について同じ。)に対し、被害の実情に応じ教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を支給する。

#### 第2 給与の期間

災害の発生日から教科書については1カ月以内、その他については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶による学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、特に都知事が内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

#### 第3 給与の方法

学用品は原則として都知事が一括購入し、区長が被災児童及び生徒に対して配分する。なお、学用品の給与を迅速に行うため都知事から職権の委任を受けた場合は、区長が学校長及び教育委員会の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。このため、区は学用品の一部を各学校に備蓄する。

#### 第4 費用の限度(災害救助法施行細則)

##### 1 教科書代

教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用している

ものを給与するための実費

## 2 文房具及び通学用品

限度額については、都が定める基準による。

## 第5章 情報継送系統

災対教育部は、通信途絶の場合区立小学校、中学校、幼稚園等への情報継送を、地域防災無線により行うものとする。

## 第27編 応急保育計画（区・災対福祉保健部）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名     | 発災  | 1時間 | 24時間      | 72時間 |            |
|---------|---|-----|-----------|------|------------|
|         | 初動態勢の確立期  |     | 即時対応期     |      | 復旧対応期      |
| 災対福祉保健部 | ○園児の安全確保<br>○施設の安全確認<br>○被害状況の報告<br>○保護者への連絡<br>○園児の引渡し |     | ○園児の引渡し → |      | ○応急保育の実施 → |

## 第1章 計画方針

災害発生の際、園児の安全を確保するとともに、応急対策及び復旧活動を速やかに実施し、被害状況に対応した保育を行うことにより、保育行政の万全を期することを目的とする。

## 第2章 事前準備

第1 保育園長（以下、本編において「園長」という。）は、保育園の立地条件などを考慮し、あらかじめ災害時の応急対策並びに応急保育計画を策定する。

第2 園長は、災害の発生に備えて次に掲げる措置を講じる。

- 1 園児に対する避難訓練及び防災指導の実施
- 2 災害時の事後処理について具体的な計画の策定
- 3 施設の窓ガラス飛散防止及び備品等の転倒防止措置
- 4 保護者に園児を引き渡すまでに必要な食料、飲料水の備蓄
- 5 必要な設備、備品等の保全措置
- 6 保護者との連絡及び園児の引渡し方法の検討・周知
- 7 区、警察署及び消防署等関係機関との連絡体制の確立
- 8 勤務時間外における所属職員の非常招集方法の策定・周知

## 第3章 災害時の態勢

第1 園長は、状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講ずる。

第2 園長は、保育児童の安全確保、職員及び施設の被害状況の把握に努め、関係機関との緊密な連携のもとに災害対策にあたり、保育園の管理に万全を期する。

第3 園長は、園近隣の火災の発生、津波のおそれなど、園舎での保育の継続が困難な場合、園児を避難場所等へ避難させる。その際、園児の歩行能力等勘案し、安全な避難経路を選択するなど、状況に応じた避難措置をとる。

- 第4 園長は、園児を避難場所等に避難させることになった場合には、災害用伝言ダイヤルへの登録、園舎への掲示など保護者への周知を図る。
- 第5 園長は、臨時のクラス編成を行うなど、状況に応じた応急保育を速やかに実施する。

## 第28編 応急学童育成計画（区・災対福祉保健部）

### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名     | 発災  | 1時間 | 24時間     | 72時間 |
|---------|---|-----|----------|------|
|         | 初動態勢の確立期  |     | 即時対応期    |      |
| 災対福祉保健部 | ○児童の安全確保<br>○施設の安全確認<br>○被害状況の報告<br>○保護者への連絡<br>○児童の引渡し |     | ○応急学童の実施 |      |

## 第1章 計画方針

災害発生の際、学童クラブ児童の安全を確保するとともに、応急復旧の速やかな実施と被害状況に対応した育成を行うことを目的とする。

## 第2章 事前準備

- 第1 児童館長（以下、本編において「館長」という。）は、児童館の立地条件などを考慮し、あらかじめ災害時の応急対策並びに応急学童育成計画を策定する。
- 第2 館長は、災害の発生に備えて次に掲げる措置を講じる。
- 1 児童に対する避難訓練及び防災指導の実施
  - 2 災害時の事後処理について具体的な計画の策定
  - 3 施設の窓ガラス飛散防止及び備品等の転倒防止措置
  - 4 保護者に児童を引き渡すまでに必要な食料、飲料水の備蓄
  - 5 必要な設備、備品等の保全措置
  - 6 保護者との連絡及び児童の引渡し方法の検討・周知
  - 7 区、警察署及び消防署等関係機関との連絡体制の確立
  - 8 勤務時間外における所属職員の非常招集方法の策定・周知

## 第3章 災害時の態勢

- 第1 館長は、状況に応じ、適切な緊急避難の措置を講ずる。
- 第2 館長は、児童の安全確保、職員及び施設の被害状況の把握に努め、関係機関との緊密な連携のもとに災害対策にあたり、児童館の管理に万全を期する。
- 第3 館長は、近隣の火災発生、津波のおそれなど、児童館での児童指導の継続が困難な場合、児童を避難場所等へ避難させる。その際、児童の歩行能力等勘案し、安全な避難経路を選択するなど、状況に応じた避難措置をとる。

- 第4 館長は、児童を避難場所等に避難させることになった場合は、災害用伝言ダイヤルの登録、児童館への掲示など保護者への周知を図る。
- 第5 館長は、臨時のクラブ編成を行うなど、状況に応じた措置を速やかに講ずる。



## 第29編 公共施設等応急対策計画（各機関）

### 第1章 庁舎等の応急修理（区・災対都市整備部）

#### 第1 方 針

区の公共施設の復旧は早急に実施する。庁舎、学校等の施設は区本部又は避難所にあてられているので、迅速に修理を実施し、災害応急対策の実施に支障をきたさぬよう努める。

#### 第2 被害状況調査及び応急修理計画

区は、発災後施設管理者による施設・設備の被害状況報告を集約し、庁舎等の応急修理計画を作成する。発災初期の活動拠点となる庁舎、学校等は優先して安全点検及び被害状況調査を行い、必要に応じ、危険表示、防御柵の設置等の安全措置を行う。ライフラインの機能障害は、関係機関に連絡し優先復旧を依頼する。

#### 第3 応急修理の方法

区施設の安全性確認及び応急補修を迅速に行うため、中央区災害対策建築協力会の協力を得る。

### 第2章 河川施設応急対策（区・災対環境土木部、第一建設事務所）

#### 第1 区・災対環境土木部

水防活動と並行し、工事中の箇所を重点的に巡視、警戒し、被害発生の際は直ちに必要措置を実施するとともに、道路を含めて速やかに都建設局に報告する。

#### 第2 第一建設事務所

- 1 区の実施する応急措置に関し、技術的援助及び総合調整を行うほか、応急復旧に関して総合的判断のもとに実施計画を策定する。
- 2 管内の状況を正確に把握すると同時に、迅速に都建設局に報告し、関係機関と相互に密接な連絡をとり、都建設局の指示により活動する。

### 第3章 海岸保全施設応急対策（東京港建設事務所）

「東京港海岸保全施設操作規程」及び「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより必要な措置をとる。

### 第4章 道路応急対策（区・災対環境土木部、第一建設事務所）

#### 第1 区・災対環境土木部

- 1 被害を受けた道路、特に応急救助及び復旧活動に必要な道路の復旧作業を重点的に行う。
- 2 道路に被害を受けた場合は、速やかに都に連絡し、被害の状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。応急復旧作業は、「災害時における道路障害物除去等応急対策業務に関する協定」に基づき、区内土木業者の協力を得て行う。

3 上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、その時間がない場合は、応急措置をとり、事後連絡する。

## 第2 第一建設事務所

管内の状況を正確に把握すると同時に、迅速に都建設局に報告し、関係機関と相互に密接な連絡をとり、都建設局の指示により活動する。また、区の実施する応急措置に関し、技術的援助を行うほか、都建設局と協力し応急復旧の実施計画の策定に努める。

## 第5章 首都高速道路応急対策（首都高速道路株式会社）

### 首都高速道路の応急・復旧対策一覧表

| 機関名        | 発災                                | 1時間   | 24時間 | 72時間    |
|------------|-----------------------------------|-------|------|---------|
|            | 初動態勢の確立期                          | 即時対応期 |      | 復旧対応期   |
| 首都高速道路株式会社 | ○災害対策本部の設置                        | →     |      |         |
|            | ○役員・社員の非常招集                       | →     |      |         |
|            | ○首都高速道路の通行禁止措置<br>※警察が実施する交通規制に協力 | →     |      |         |
|            | ○情報収集<br>※施設・お客様等の被災状況の把握         | →     |      |         |
|            | ○消防等関係機関への情報伝達、出動・協力要請            | →     |      |         |
|            | ○災害時広報<br>※情報板等による交通規制状況、避難方法等の周知 | →     |      |         |
|            | ○緊急道路啓開活動                         | →     |      |         |
|            | ○緊急点検<br>※道路構造物、管理施設等の被害状況        | →     |      |         |
|            | ○応急復旧                             | →     |      |         |
|            |                                   |       |      | ○復旧対策 → |

### 第1 災害時における体制

地震による災害が発生したときは災害の種類、程度に応じて、緊急体制又は非常体制をとり役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

### 第2 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客様等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- 大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ、規制状況等をお客様等に広報する。
- お客様等の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達及び出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。

4 工事の箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講ずる。

### 第3 災害時の広報

お客様等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ及びラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客様等に提供する。

### 第4 緊急道路障害物除去

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

## 第6章 都営地下鉄応急対策（都交通局）

### 第1 基本方針

震災発生の場合は、直ちに非常配備態勢をとり、交通局危機管理対策計画（震災編）に基づき、被害を最小限に防止するとともに、速やかに復旧にあたる。

### 第2 運転規制

半径2.5kmのゾーン（範囲）の震度を測定するゾーン地震計及び指令震度計を設置して震度の測定を行っている。各ゾーン地震計の震度表示に従い、運輸指令所長は運転規制を実施する。

#### 1 震度「4」の場合

- (1) 直ちに全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び保守担当の所長に点検を依頼する。
- (2) 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。
- (3) 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

#### 2 震度「5弱」の場合

- (1) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。
- (2) 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。
- (3) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。
- (4) 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。
- (5) 所長からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

#### 3 震度「5強」の場合

- (1) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び所長に点検を依頼する。
- (2) 駅長からの駅構内点検終了報告及び所長からゾーン地震計5強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。
- (3) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。
- (4) 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h

以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。

(5) 地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。

- 4 終列車後から始発列車までの間に震度「4」以上の地震が発生した場合、直ちに駅長及び所長に点検を依頼し、関係職員は最善の方法により列車運行の確保に努める。

### 第3 帰宅困難者対策

都には、事業所・学校・買い物・娯楽施設等が集中し、日々、多くの通勤・通学・買い物客等が流入・滞在しているが、大地震による交通機能等が停止した場合、速やかに帰宅することができない人たちが多数発生し、大きな混乱が予想される。

交通局では、このような帰宅困難者が駅等に集中する事を想定し、混乱防止対策等を行うこととする。

#### 1 情報の提供

帰宅困難者にとって、列車やバスの運行に関する情報は極めて重要である。都交通局では、構内放送や掲示により、都営交通の運行状況・振替輸送の情報・営業再開の見通しの情報を随時提供する。都営交通お客様センター・自動車営業所でも問合せに対して、迅速・適切に対応する。また、交通局のホームページでは状況の変化に従って随時情報を更新し、最新情報を提供する。

#### 2 輸送協力

都本部への輸送協力の他、道路事情によって、都営地下鉄をはじめとする鉄道の代替交通手段として、都バスによる輸送を行う。

#### 3 帰宅困難者の保護

首都直下地震等が発生した際には、帰宅困難者による混乱を防止するため、一斉帰宅の抑制を徹底する必要がある。このため、都交通局では、都営地下鉄各駅において、利用者を一時的に駅構内で保護するために必要な物資（飲料水・防寒用シート・簡易マット）を配備した。

（都営地下鉄全101駅に合計約5万人分を備蓄）

### 第4 浸水防止対策

止水板が駅出入口に、防水扉がずい道内に設置され浸水を防止する。

## 第7章 東京メトロ施設応急対策

### 第1 初動措置計画

#### 1 列車の措置

(1) 総合指令所長は、強い地震が発生し、地震警報装置に地震警報の表示があった場合は、直ちに一斉発車待ち装置及び無線装置により、全列車を一旦停止させたのち、地震警報に応じた運転規制を行う。

(2) 乗務員は列車運転中、異常な動揺、線路の蛇行又は架線の動揺等により地震を感知し、危険と認めた場合又は総合指令所長から緊急停止の指令があった場合は、直ちに列車を一旦停止させたのち、総合指令所長に状況を報告し、列車の進退について指示を受け、乗客の安全を図る。

#### 2 駅の措置

駅係員は、旅客の安全を第一とし、沈着冷静な行動により、旅客の動揺防止を図るとともに安

全退避に努める。

### 3 火災発生時の措置

火災が発生した場合は、消防署、警察署等へ通報するとともに、旅客の安全をはかり初期消火に努める。また、火災の状況によっては、旅客の避難誘導に努める。

### 4 浸水の措置

駅出入口は止水板により、換気口は浸水防止機により浸水を防止する。万一トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。

### 5 停電の措置

- (1) 駅構内停電の場合には、予備電源を付置した非常灯、誘導灯が蓄電池に切り替わり点灯する。また、排煙機、消火ポンプ、スプリンクラーポンプ、トンネル設備等に供給可能な非常用発電機による非常電源として東京メトロ全線に設置している。また、携帯用の照明灯、合図灯、懐中電灯を常備しており、これらにより避難誘導に努める。
- (2) 列車内停電の場合には、自動的に列車積載の蓄電池に切り替わり予備灯を点灯させ、旅客の混乱防止に努める。

## 第2 災害広報計画

災害時の混乱防止を図るために、駅構内については駅放送及び掲示等により、車内については車内放送により、旅客に周知徹底を図る。

## 第3 災害時の通信情報連絡体制

災害が発生した場合は、災害応急対策を実施するため、必要な情報をそれぞれの所掌に応じて収集に努める。

## 第4 大震災時の広域避難計画

正確な情勢判断のもとに駅係員は、次により旅客の避難誘導にあたる。

- 1 地下よりも地上が安全と認めたとき  
都の定める避難場所を放送等で徹底し、その方向の出口へ誘導案内する。
- 2 地上よりも地下が安全と認めたとき  
施設の被害がないと判明した場所へ誘導する。

## 第5 帰宅困難者への情報提供

東京メトロ線内の運行状況だけでなく、首都圏の鉄道運行状況を、改札内ディスプレイ等を活用して、随時、帰宅困難者に情報を提供することとしている。

# 第8章 JR東日本施設応急対策

## 第1 災害活動態勢

災害による被害が予想される場合は、輸送の安全確保と応急対策、復旧対策の推進を図るため、別に定めるところにより災害の規模及び状況に応じ、次の災害対策本部を設置し、必要な対策を講ずる。

### 1 東京支社災害対策本部

東京支社長は対策本部を設置し、関係機関と情報連絡を図り、必要な応急対策の実施等初動態勢を確立する。



## 2 地区災害対策本部

地区指導センター所長は、担当地域内の被害状況に応じ対策本部を設置し、情報収集を行い運行本部に報告する。

## 3 駅等災害対策本部

駅長等は、沿線の被害状況により必要な場合は対策本部を設置し、被害軽減措置及び旅客・社員の危険防止措置を講ずるとともに、東京支社・地区指導センターに状況報告を行う。

## 第2 広 報

災害による被害線区の輸送状況・被害状況を把握し、報道機関等に発表できる体制をつくるとともに、利用者に対し周知を図る。

### 1 駅等の広報

災害時旅客の不安感を除き、動揺・混乱を防止するため、掲示・放送等により案内を行い鎮静化に努める。

### 2 乗務員の広報

災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示・情報及び自列車の状況等を把握し、放送等により案内し旅客の動揺・混乱防止に努める。

## 第3 避難誘導

災害による建物の倒壊危険、火災の発生その他二次災害のおそれのある場合は、旅客等を次により避難誘導する。

1 駅構内及び列車等の被害並びに周囲の状況を考慮し、一時的に安全な場所（あらかじめ定める一時避難場所）に誘導する。

2 避難場所への避難勧告があった場合及び一時避難場所が危険のおそれがある場合、避難場所へ誘導する。

### 3 乗務員の措置

運転中振動・信号により地震その他の災害を知ったときは、一時停止を行うとともに二次災害のおそれがある場合は、安全と思われる場所に一時避難誘導する。

## 第4 帰宅困難者への対応

長時間にわたり列車運休が見込まれ、帰宅困難者が発生する際には、駅構内の安全を確認した後に、コンコース等の一部を一時滞在場所として開放する。また、トイレ及び公衆電話も出来る限り提供する。

## 第5 水防・消防に関する措置

### 1 出水等の措置

#### (1) 地 下 鉄

集中豪雨、水道管破裂等による道路面からの浸水のおそれがある場合は、階段出入口付近に設けてある止水板をセットするとともに、土のう積み工法等により浸水防止を図る。

#### (2) 地下トンネル

豪雨時トンネル両端から浸水のある場合、トンネルに設けてある排水設備により排水に努める。

### 2 地震時の出火防止措置

建物・車両・危険物施設等から出火を防止するために、火気使用停止及び必要な点検を実施する。

### 3 消 火 活 動



(1) 地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報・避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

(2) 列車火災

運転中の列車に火災が発生した場合は、列車を遅滞なく橋りょう、トンネルを避け乗客の避難に適した位置に停止させ、列車の防護、旅客の誘導・救護手配及び消火作業を行う。

(3) トンネル内列車火災（施設火災を含む）

火災の発生した車両を、トンネル内に停車することなく運転を継続してトンネル内を脱出し乗客の避難に最適な位置に停止する。

地下鉄道にあつては、次駅停車を原則とする。

何かの理由でトンネル内に停車した場合も、運転可能な限りトンネル外へ脱出するよう努める。

運転不可能な場合は、列車の防護・救護手配・乗客の避難誘導の処置を行う。

## 第6 駅構内等の秩序維持

災害時における混乱を防止し秩序を維持するため、鉄道警察隊と密接な連携のもとに、駅構内列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等災害警備について、次によりあらかじめ定め安全を確保する。

- 1 営業中止、制限の時期・方法
- 2 混乱防止の広報要領
- 3 旅客の避難誘導方法及び避難場所
- 4 警備方法及び鉄道警察隊の要請要領
- 5 混乱防止訓練の実施

### 第30編 ライフライン施設等応急対策計画（各機関）

#### 主な機関の応急・復旧対策

| 機関名              | 発災  | 1時間                       | 24時間                   | 72時間  |
|------------------|---|---------------------------|------------------------|-------|
|                  | 初動態勢の確立期  | 即時対応期                     |                        | 復旧対応期 |
| 都水道局             | ○給水対策本部の設置<br>○応急対策活動   | ○復旧活動<br>○応急給水活動          |                        |       |
| 都下水道局            | ○災害対策本部の設置<br>○庁舎の点検、被害状況把握<br>○重要施設の緊急調査の実施  | ○し尿受入体制の確保<br>○二次災害防止措置   | ○管路施設の被害状況の把握<br>○応急復旧 |       |
| パワージェリッド<br>東京電力 | ○非常対策支部の設置<br>○各設備の運転保守<br>○社員の参集<br>○被害状況の収集、周知  | ○感電事故防止周知<br>○復旧活動        |                        |       |
| 東京ガス             | 【体制・情勢の基盤整備・確立】<br>○対策本部・支部等の設置<br>○社員等の動員<br>○活動基盤の整備<br>・安全確認・安否確認・連絡手段の確保・移動手段の確保<br>○情報の収集、処理等<br>・機能的な偵察・情報収集努力・道路状況の把握・各施設被害状況の把握 | ○協力会社等との連携<br>○応援部隊の受入れ準備 |                        |       |
|                  | 【初動措置（お客さま対応）】<br>○マイコンメーター対応<br>※安全のために止まったメーターへの対応<br>○特定需要家への対応<br>○二次災害防止装置   | ○対応の本格化<br>○供給契約需要者への対応   |                        |       |
|                  | 【初動措置（対外広報）】<br>○広報活動<br>○緊急措置に関して<br>・漏洩危険・マイコンメーター復帰等   | ○復旧計画に関して                 |                        |       |
| NTT東日本           | ○災害情報連絡室、災害対策本部の設置<br>○情報収集伝達<br>○応急対策復旧の基本方針、総合調整<br>○応急措置<br>○街頭公衆電話の開放   |                           |                        |       |
| 日本郵便             | ○非常災害対策本部等の設置<br>○被害状況等情報の収集・周知連絡及び広報活動<br>○職員の動員   | ○郵便物の送達確保対応<br>○窓口業務の維持対応 |                        |       |

災害応急対策計画

## 第1章 計画方針

水道、下水道、電気、ガス、通信及び郵便施設が被災した場合、都市機能そのもののマヒにつながり区民生活への影響は極めて大きいので、これらライフライン施設においては、各機関が活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら応急対策等を迅速に実施する。

## 第2章 水道施設応急対策（水道局中央支所）

### 第1 基本方針

地震の発生により、水道施設に被害が生じた場合や地震防災強化地域に警戒宣言が発令された場合、応急対策諸活動を迅速、的確に実施できる態勢をつくり、一刻も早い平常給水の回復と可能な限りの飲料水の確保を図る。

### 第2 給水対策本部の設置

都に対策本部が設置された場合、局内に直ちに給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。夜間・休日等に地震が発生した場合は、給水対策本部が設置されるまでの間、指定された管理職員、給水待機者等を中心に初期活動を実施する。

### 第3 復旧活動

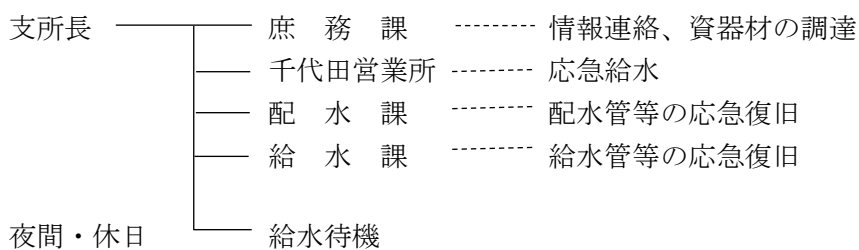
施設に被害が生じた場合、速やかに配水調整を実施し断水区域を限定する。

復旧は、関係会社の協力を得るとともに、被害状況に応じ、各部局、他の都市、自衛隊等に協力を求め、一刻も早く平常給水を回復することを目標に、復旧優先順位に従って実施する。

### 第4 応急給水活動

復旧までの間、避難・り災者、断水を余儀なくされた都民への給水に当たっては、都区市町の役割分担に従い、応急給水を実施する。

### 第5 組織及び主な業務内容



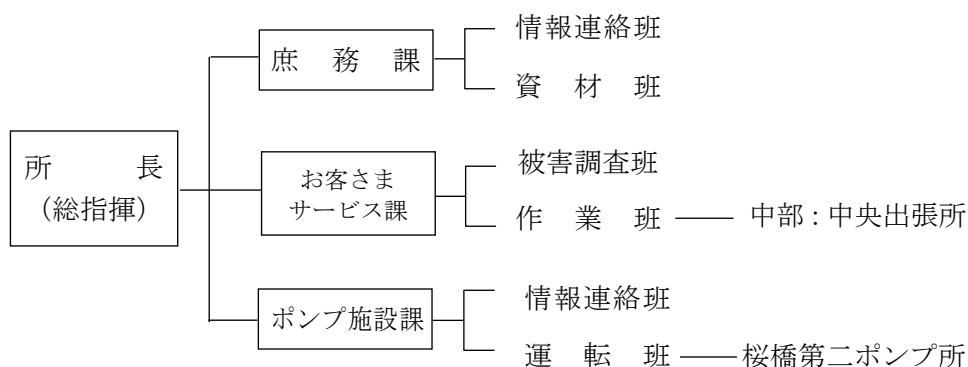
## 第3章 下水道施設応急対策（下水道局中部下水道事務所）

### 第1 基本方針

下水管渠の被害に対して、汚水、雨水のそ通に支障のないよう応急措置を講じ、排水の万全を期する。

### 第2 組 織

災害時の応急対策組織編成は次のとおりとする。



### 第3 応急対策

#### 1 管 渠

- (1) 緊急交通路を地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- (2) 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

#### 2 ポンプ所

停電のため、ポンプ所又は水再生センターの機能が一時的に停止した場合、非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の起こらないようにする。

## 第4章 電気施設応急対策（東京電力パワーグリッド）

### 第1 基本方針

電気施設を災害から防護し、また、災害により施設に被害があった場合は、区災害対策本部と密接に連絡をとり、状況に応じて適切な復旧対策を行い、社会公共施設としての機能を維持する。

### 第2 活動体制

#### 1 非常態勢の区分

非常災害の発生のおそれがある場合又は発生した場合の情勢に応じ、非常態勢の区分を下表のとおりとする。

なお、被害の全体像が把握できた段階で態勢見直しを実施する。

| 態 勢 区 分                         | 情 勢  |
|---------------------------------|--|
| 第1 非常態勢に<br>準ずる態勢<br>(準第1 非常態勢) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生の確率が低いと予想される場合</li> <li>・仮に災害が発生したとしても被害が小規模と予想される場合</li> </ul>                                   |
| 第1 非常態勢                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・災害が発生した場合</li> </ul>   |
| 第2 非常態勢                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害の発生が予想される場合</li> <li>・大規模な災害が発生した場合</li> <li>・東海地震注意情報が発せられた場合</li> <li>・洞道内火災が発生した場合</li> </ul> |
| 第3 非常態勢                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li> <li>・都又は隣接県で震度6弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・警戒宣言が発せられた場合</li> </ul>          |

## 2 動員態勢

- (1) 災害の状況に応じて、準第1・第1・第2・第3非常態勢を敷くものとする。
- (2) 被害規模、復旧の見通し等により、他事業所の相互応援態勢を確立する。
- (3) 当社工事力のみで早期復旧が困難である場合は、社外者（請負業者等）に応援を要請する。

## 第3 感電事故防止対策と復旧周知

感電事故を防止するため、広報車を動員して一般公衆に周知するとともに、東京電力災害対策本部から、復旧予定をテレビ・ラジオの広報機関を通じて周知する。

### 1 感電事故防止周知

銀座支社→広報車→直接一般公衆に周知する。

### 2 復旧周知

銀座支社→一般公衆に周知する。

## 第4 非常災害発生時の対策

### 1 各設備の運転保守

- (1) 需要家サービス及び治安維持上、原則として送電を継続する。
- (2) 浸水、建物倒壊等により、送電することが、かえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合は、送電を停止し、関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ、待避する。

### 2 被害状況の収集・周知

- (1) 全般的被害状況の掌握の遅速は復旧計画に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。
- (2) 非常災害対策本部の情報班は、速やかに、被害状況の全般を掌握し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。

## 第5 区との協力

大規模災害時に迅速な電力復旧を行うため、区と協力体制を確立し、以下について相互に連携することとする。

### 1 災害時の情報共有

復旧を優先すべき重要施設、避難所情報、停電発生状況等や道路寸断及び復旧状況などについて、区と情報を共有する。

## 2 電力復旧等に係る相互協力

電力復旧の支障となる障害物の除去や施設等の相互利用などについて区と協力する。また、停電情報等に関しては区の広報手段も用いて区民等に周知を行う。

※大規模災害時における電力復旧等に関する協定書は、別冊資料(434ページ)を参照。

# 第5章 ガス施設応急対策（東京ガス）

## 第1 災害時の活動態勢

### 1 非常事態対策本部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

### 2 震災時の非常体制

| 体制区分    | 災害時の具体的な状況・被災の程度   |
|---------|--|
| 第0次非常体制 | 震度5弱の地震が発生した場合   |
| 第1次非常体制 | 震度5強の地震が発生した場合   |
| 第2次非常体制 | 1 震度6弱以上の地震が発生した場合<br>2 震度5弱・5強以上の地震が発生し、(中圧又は低圧)ブロックを供給停止した場合 |

## 第2 応急対策

### 1 震災時の初動措置

- (1) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等の収集
- (2) 事業所設備等の点検
- (3) 製造所、整圧所等における送出入量の調整又は停止
- (4) ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化
- (5) その他、状況に応じた措置

### 2 応急措置

- (1) 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。
- (2) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。
- (3) 地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。
- (4) ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。
- (5) その他現場の状況により適切な措置を行う。

### 3 資器材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次の様な方法により確保する。

- (1) 取引先、メーカー等からの調達
- (2) 各支部間の流用
- (3) 他ガス事業者からの融通



#### 4 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

### 第3 復旧対策

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。

## 第6章 通信施設応急対策（NTT東日本）

### 第1 基本方針

非常災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、電気通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信のそ通を図る。

### 第2 活動体制

#### 1 活動組織

東京支店においては、本社の「災害対策規程」及び東京支社「東京地域事業本部災害等対策実施細則」に基づき、実施要綱を定め組織及び業務分担を決めそれにより実施する。

#### 2 他機関との協力体制

他支店との応急協力体制は実施細則によって確立されている。

なお、防災関係各機関との協力計画は、防災業務が円滑かつ効果的に行われるよう、平素から各機関と防災計画について連絡調整に努めており、応急対策の実施にあたっては、防災関係各機関と十分な連携を保持して効果的な活動を期するものとする。

### 第3 応急対策計画

#### 1 非常災害の発生が予想されるときは、次の設備等について点検及び整備を行う。

- (1) 建物
- (2) 孤立防止用移動無線機及び災害応急復旧無線電話機
- (3) 応急復旧用ケーブル
- (4) 防災用機材（消火器、土のう、非常梯子、非常ポンプ等）
- (5) 予備電源設備（蓄電池及び発動発電装置、燃料・冷却水を含む）
- (6) 警報転送装置
- (7) 建物等の消火、防火、水防装置、予備灯及び避難設備
- (8) 工具及び工事用車両等
- (9) その他防災上必要な設備器具等

#### 2 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害の規模、状況により東京支店は災害情報連絡室、災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策復旧の基本方針、総合調整を行う。

#### 3 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、区及び各防災機関と連絡を密にする。

#### 4 災害が発生したときは、次の応急措置をする。

- (1) 電気通信設備は回線の応急復旧作業を迅速に実施する。
- (2) 災害のため通信が途絶、又は著しくふくそうしたときは速やかに応急対策を図る。
  - ア 災害対策用無線機、移動無線車の運用
  - イ 臨時回線の作成

- ウ 回線の分断、延長及び中継順路の変更
- エ 通信方針、通話方式の変更
- オ 臨時公衆電話の設置
- カ 災害用伝言ダイヤルの運用

(3) 街頭公衆電話の開放

災害のために停電が発生すると、テレホンカードが使用できなくなったり、コイン収納箱がいっぱいでもコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が、街頭公衆電話の開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。停電が回復すれば無料化は解除され、通常どおり有料となる。

(4) 次の理由により通信のそ通が著しく困難となり重要通信を確保する必要があるときは、契約約款により臨機に利用制限を行う。

- ア 通信が著しくふくそうするとき
- イ 通信電源の全面維持が困難となったとき
- ウ 運用要員の全面的確保が困難なとき
- エ 回線の全面的維持が困難なとき

(5) 災害に関する通話については、契約約款により非常電報、緊急電報、非常通話、緊急通話として他の通話に優先して取り扱う。

(6) 災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、新聞掲載、事業所前掲示等によって次の事項を利用者に周知する。

- ア 通信途絶、利用制限の理由及び状況、代替となる通信手段の周知
- イ 災害用伝言ダイヤルを利用した、安否確認方法の周知
- ウ 災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- エ 通信利用者に協力を要請する事項

## 第7章 郵便施設応急対策（日本郵便）

### 第1 基本方針

日本郵便は、災害時においても、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するとともに、商品・サービスの提供を図る。

### 第2 活動体制

#### 1 非常災害対策本部等の設置

日本郵便の業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。

### 第3 応急対策計画

#### 1 郵便物の送達の確保

被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等適時の応急措置を講ずる。

### 第3部 災害応急対策計画

#### 第30編 ライフライン施設等応急対策計画

##### 2 窓口業務の維持

被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

##### 第4 応急協力

区は、日本郵便の区内所在郵便局と災害時の情報収集その他の協力について協定を締結している。

※災害時における応急協力に関する覚書（郵便局）は、別冊資料(436ページ)を参照。